

主要先進国海外協力 ボランティア派遣団体の現況調査

昭和60年9月

国際協力事業団
青年海外協力隊事務局

JICA LIBRARY



1018747C4J

主要先進国海外協力 ボランティア派遣団体の現況調査

昭和60年9月

国際協力事業団
青年海外協力隊事務局

国際協力事業団	
受入 月日 '85.11.18	000
	36
登録No. 12083	JV

は じ め に

青年海外協力隊派遣事業は昭和40年に発足して以来、本年で「20周年」を迎え、この間の累積隊員派遣数は約6,000名を数え、その派遣国数は34ヶ国におよんでいる。

昭和58年度に着手した「隊員倍増計画」も本年を最終年次とし、国内外の多くの支援を得て所期の目的を達成しつつある。今後は新規派遣国の増加や年毎に増大する隊員派遣要請に対応し、開発途上国の期待に応えるのみならず、より充実し効果的な隊員活動の展開方法を検討し、逐次実施すべき段階に達している。また一方で、この協力隊事業が国民運動として広く各界より御理解・御協力を賜われるよう国内基盤の拡充も必要となってきた。

そこで、今般「(財)国際協力推進協会」に委託し、主要先進国海外協力ボランティア派遣の現状・実態を調査することとした。本調査は昭和58年3月に実施した「世界の主たるボランティアの派遣状況」の延長線上にあり、今回はその内容を大巾に拡充し、基礎資料も可能な限り近時点なものを使用するよう努力した。

調査対象団体はアメリカPC、イギリスVSO、カナダCUSO、ドイツDED、フランスAFVP、そして国連ボランティアUNVの6団体であるがその調査事項は設立の趣旨に始まり派遣制度、国別・分野別派遣現況、医療対策、帰国隊員対策等にまでおよんでいる。

本報告書が多くの協力隊事業関係者の目に触れ、活用されることを期待する。

昭和60年9月

国際協力事業団
青年海外協力隊事務局
局長 数原孝憲

〔 目 次 〕

はしがき

序 説

第 I 部 総 説

第 1 章 先進国海外協力ボランティア派遣団体の活動の意義と動向	1
第 1 節 海外ボランティア・サービスの国際的系譜	2
第 2 節 主要ボランティア派遣団体の現況	5
第 3 節 海外協力ボランティア活動の展望	8

第 II 部 主要先進国海外協力ボランティア派遣団体の現況

第 1 章 アメリカ平和部隊 (A P C)	13
第 2 章 イギリス海外ボランティア・サービス (V S O)	47
第 3 章 フランス開発ボランティア協会 (A F V P)	69
第 4 章 カナダ大学海外奉仕会 (C U S O)	97
第 5 章 ドイツ開発援助奉仕会 (D E D)	125
第 6 章 国連ボランティア・プログラム (U N V)	145
あとがき	177

資 料 編

主要ボランティア派遣団体対照表	資-1
主要参考文献リスト	資-10
団体別図表インデックス	資-12

序 說

序 説

今日の先進諸国社会では、重要かつ有効な国際協力の方途として、第三世界諸国に対するボランティア派遣活動が一定の評価を得て定着しつつある。政府機関、民間機関を問わず、現在世界の主要なボランティア派遣団体の数を数えただけでも、47にのぼる。各国に散らばる無数の草の根・市民グループを数えあわせれば、その数は前者の何倍にもなろう。本稿は、このような先進諸国における海外協力ボランティア派遣活動の実態・現況を、資料入手可能な範囲で整理把握することを試みようとしたものである。

さてこのボランティアを通じた海外協力活動が、ボランティアを派遣する側とされる側—つまり南北両サイドの国民に広く受け入れられやすいのは、

(1) 意思があれば国民の誰もが参加できる

— 自らの手で実践する国際協力

(2) “金”ではない“人”のフロー

— 基本的に善意の奉仕活動

(3) 南北社会交流の具体的接点

— 旅行やマス・メディアを通じた「お祭り」ではなく実体験を伴った、現地社会の理解と伝達

という、より具体的でわかりやすい「国際協力」「開発協力」の形を実現しているからにはほかならない。

一口に海外協力ボランティア活動といっても、組織・目的・活動のあり方には国により団体により差異があり、もとより一般化すること自体に無理があるが、政府がイニシアティブをとろうと民間主導であろうと、窮極的には1つの方向性をもっているといえることができる。いずれの場合もそれは、対外的には「開発途上地域の住民と一体となって当該地域の経済及び社会の発展に協力すること」において積極的意義をもち、国内的には「開発途上地域の経済及び社会の発展状況についてより正しい知識を国民に伝え啓発する（開発教育）こと」において必要な役割を全うするということである。いずれにしても、常に原点に立ちかえってボランティア活動の意義と役割が繰り返し問い直されねばならないのはいうをまたない。

本稿においては、第I部で国際ボランティアリズムの流れを概観することにより、海外協力ボランティア活動の意義と動向を確認し、第II部で先進国各国の主要ボランティア派遣団体の現況と特徴・機能を整理・把握することにしたい。

第I部 総説

第1章 先進国海外協力
ボランティア派遣団体の
活動の意義と動向

第1節 海外ボランティア・サービスの国際的系譜⁽¹⁾

いわゆる「善意の奉仕活動」としての海外ボランティア・サービスの起源をたどれば、近世以降の布教を伴った教会の慈善活動にまで遡るであろう。

一方、宗教とは無関係に「国境をこえて他国の緊急・危機状態の援護にかけつける、平和主義的無償奉仕活動」を想定するならば、第一次世界大戦直後の青年ワークキャンプ運動に発祥を求めることができるだろう。このような海外ボランティア・サービスの例としては、1920年、戦争で破壊されたヨーロッパ各地の復興と再建のために催された国際青年ワークキャンプがあげられる。このワークキャンプ運動はやがて統合されて、スイスのベルンに本拠をおく「サービス・シビル・インターナショナル」(SCI)という国際団体の設立となって結実をみるのであるが、30年代にはいってSCIの活動はヨーロッパ地域からアジアのインドへと拡大された。SCIの活動は第二次大戦中、戦後も続けられて、1948年ユネスコのバックアップのもとに誕生した「国際ボランティア・サービス連絡委員会」(the Coordinating for International Volunteer Service (CCIVS))の中に吸収統合されて国際的承認をえるに至った。CCIVSは現在も世界各地に支部をもち、活躍を続けている。

さて上にのべたようなマルチラテラルな国際ボランタリズムの流れが、のちの「国連ボランティア」制度(UNV: United Nations Volunteers)の成立によって集大成されるなら、いわゆる「豊かな国の青年が貧しい国に行って開発に協力する」⁽²⁾バイラテラルなボランティア活動の原型は、1951年オーストラリアの学生連盟によって始められた「インドネシアのための学卒ボランティア計画(VGS)」に求められよう。

VGSはオーストラリア、インドネシア両国政府の了解を得て1951年、若手の医師・教師・研究者を派遣した。これらのボランティアたちは現地社会の同職種の人々と同待遇をうけて、生活と労働をともにする一方、オーストラリア政府から渡航費の支給を受けていた。

1961年、VGSその他の海外ボランティアの協力活動を支援する形で「海外協力活動協会」(OSB: Overseas Service Bureau)という社団法人が組織された。OSBはまもなく自身でアジア、太平洋、アフリカ各地域をカバーする「オーストラリア海外ボランティア」(AVA: Australia Volunteer Abroad)派遣計画を始め、1970年にはVGSもAVAの中に吸収統合された。AVAは、世界で初めての「国ぐるみ市民ぐるみの開発協力海外ボランティア活動」計画として、他国のボランティア・サービスに多くの影響を与えた。

AVAの事業は民間のイニシアティブによって始められ、政府からかなりの補助金を受け

るようになった現在でも、ボランティア個人の自主性によって活動運営がまかなわれている。今日、AVAの政策・活動方針と同系列にある海外ボランティア派遣組織としては、イギリスの『海外ボランティア・サービス』(VSO: Volunteer Service Overseas)、カナダの『カナダ大学海外奉仕会』(CUSO: Canadian University Service Overseas)、ニュージーランドの『海外ボランティア・サービス』(VSA: Volunteer Service Abroad)等をあげることができよう。事実、VSO、CUSOの当事の創設者達はAVAの事業活動に多大の刺激を受けたことを語っている(VSO-1958年設立、CUSO-1961年設立、VSA-1962年設立)。

このような市民によるバイラテラルな海外協力ボランティア・サービスの流れを変えたのは、1961年『アメリカ平和部隊』(APC: American Peace Corps)の出現であった。周知の通り米平和部隊は、故J・F・ケネディ大統領の選挙戦中の公約により実現された、「政府による国民大動員海外ボランティア・サービス」計画である。1961年1月大統領に就任したケネディは、直ちに公約の実現に取りかかり、国務省下に『平和部隊』事業を管轄する庁を設置した。平和部隊は同年8月末約二百名の隊員を、ガーナ、コロンビア、タンガニーカ、セント・ルシアの4ヶ国に派遣した。これが、発足以来約10万人もの人材を開発途上国諸国に派遣してきた現在のAmerican Peace Corpsの第一歩である。

APC事業が従来海外ボランティア活動と全く異なるのは、ボランティアの派遣が政府間条約によって取り決められる点にある。すなわち、国がかりの大規模政府事業である。繰り返しになるが、APCの出現は従来海外ボランティア活動の流れに甚大な影響を与え、事実その後5年間のうちに、世界19ヶ国で政府援助を受けたボランティア派遣プログラムが形成されたのも、APC出現の波及効果によるところが大きい(この間の海外ボランティア総数約16,000名)。

いうまでもなくドイツ、フランスにおける60年代前半の海外ボランティア・サービス活動のおこりは、米平和部隊の目ざましい伸長ぶりに影響されたものである(『ドイツ開発援助奉仕会』(DED)、『フランス開発ボランティア協会』(AFVP)、共に1963年設立)。ドイツ、フランスばかりでなく、従来民間からの寄付に資金源をあおいできたイギリスのVSO、カナダのCUSO、オーストラリアのAVAに対し、各国政府が大幅な資金援助を始めたのも、実は援助大国アメリカの動向を睨んでのことである。(この背景は第II部にて詳述)。

APCが海外ボランティア活動の流れにもたらした波及効果は、上に述べたほかにもいくつかある。まず、ボランティア派遣活動が政府間取極によって成立し、或いは政府補助金によって運営・実施されるということは、とりもなおさず「善意のボランティア・サービス」も多かれ少なかれ国策とオーバーラップすることになるという結果を招きやすい。即ち、国

交の悪化がボランティア派遣中止という事態を招きかねなくなるわけである。

その意味では、今日の海外協力ボランティア派遣活動は、対外的、特に受け入れる途上国の側からみて、先進諸国の援助政策の一環と受け取られかねない危険性を常にはらんでいる。

その2に、平和部隊法第二条にも明記されている通り、APCの活動目的は「開発途上国側にアメリカを理解させ、アメリカの国民に途上国社会の実情を理解させる」つまり、異文化理解・交流にあるということである。いいかえればAPCの目的は、技術の伝達移転ではなく、必要なマン・パワーの提供と双方国民の啓発・教育・理解ということになる。従って自ずと、文科系教師ボランティアの大量生産方式をとることになる。もし、APCが技術重視のボランティア派遣団体であったならば、今日これほどの派遣数と活動規模を誇れなかったであろう。

さてわが国において青年海外協力隊(JOCV: Japan Overseas Cooperation Volunteers)が発足したのは、上述の先進諸国にやや遅れた1965年である。JOCVは当初、外務省所管のもとに海外技術協力事業団の外局として設置された「日本青年海外協力隊事務局」として、国から委託をうけて事業を開始した。形式的には、APCの系統をひくドイツのDEDやフランスのAFVPに近いといえよう。しかし、APCやDED、AFVPと違ってJOCVのメリットは、発足当初から技術ボランティアの派遣に主眼をおいていたことである。JOCVのボランティア派遣活動が、欧米先進諸国の同種の事業と比較して一般に高く評価されるのも、このためといえよう。また、欧米先進諸国のボランティア派遣数がここ数年ほぼ横ばい状態にあるのに比して、倍增計画によって漸増を続けているのは、JOCVだけである。

上にあげてきたボランティア派遣団体の他にも、ボランティア派遣数は少ないが、オーストラリアのOED、デンマークのDVS(Danish Volunteer Service)、アイルランドのAPSO(Agency for Personal Service Overseas)、イタリアのCOSV、オランダのONV(Organization of Netherlands Volunteers)、ノルウェーのNORAD(Norwegian Association for Development)、スウェーデンのSIDA(Swedish International Development Authority)などがある。その他、ここにはあげていない民間のボランティア派遣団体も数多くある⁽³⁾。

オーストラリアのGVS(のちのAVA)に始まった、開発協力のための海外ボランティア活動は、その後30余年の歳月と官民の努力をへて、果す役割の重要性と意義を広く認められるに至っている。

そして、1971年開発協力の為のボランティア派遣制度が公的に国連組織の中に取り入れられたことにより、海外ボランティア活動は1つの集結点を見出だしたといえよう。

次節においては、先進諸国の主要ボランティア派遣団体の概略を記すことにより、海外協

力ボランティア・サービスの現状と動向を整理することにした。

第2節 主要ボランティア派遣団体の現況

前節に述べてきた海外ボランティア・サービスの流れにそって、先進諸国の主要ボランティア派遣団体を大まかに、

- (1) AVA, VSO, CUSO等民間運動に始まったアングロサクソン系の団体
- (2) APC, DED, AFVP, JOCV等政府のイニシアティブによっておこされた団体
- (3) その他の団体 — 北欧諸国の団体等

及び

- (4) 国連ボランティア (UNV)

の4つのグループに分け、各グループごとに現状と活動状況をみていくことにしよう。

(1)のグループ

先に述べた通り、AVAの設立は1951年成立のGVVに遡り、VSO1958年、CUSO1961年、VSA1962年の発足となっている。いずれも民間組織であるが、活動資金の80～90%は政府補助金によって占められ、残りの10～20%は民間からの寄付、会費によってまかなわれている。ちなみに各団体の年間予算は、AVA約1億円(1982年数値)、VSO約3.7億円(1984年)、CUSO約3.4億円(1984年)、VSA約5千4百万円(1982年)となっている。

また活動地域についてみると、VSO、CUSOはアジア、太平洋、アフリカ、ラテンアメリカの各地域にほぼまんべんなくボランティアを送りこんでいるが、AVAとVSAの活動はほとんどオセアニアを囲むアジア太平洋地域に集中されている。尤も年間の派遣中ボランティア数が800～900人前後になるVSO、CUSOに比べ、VSA、AVAの派遣数は87人、141人(1983年数値)であり、事業の拡大にも限界がある。

これらの団体の特色は、ボランティア派遣活動にかかる経費を極力節減し、限られた予算の中でより多くのボランティアを派遣するよう運営されていることである。このため、実際に派遣されるボランティアはおろか、事務局、各種委員会のスタッフも、個人の自発的な参加意思を尊重する方針にしたがって、見返りの少ない無償奉仕を奨励されるわけである。AVAにいたっては、経費節減のためボランティアの受入国に事務所をおかず、年に3、4回本部職員が巡回監査・指導に出かけてプログラムの調整にあたるのみである。本国、現地に確立されたボランティア支援保護体制があるわけではなく、したがって現地での活動運営は、ボランティア個人の自助努力にまかされる面が強い。

一方、民間組織としてのこれらの団体は、活動運営に弾力性をもたせ、極力受入国住民の

側にたったプログラムを指向することができるというメリットをもっている。

(2)のグループ

A P Cの設立はC U S Oと相前後する1961年、D E D、A F V Pともに1963年、わが国の青年海外協力隊(J O C V)は1965年の成立である。このうち、A P C、D E D、J O C Vの3団体は活動資金の100%を政府予算によって、A F V Pは70%を政府補助金、残り30%を民間の寄付、国際機関からの拠出金によってまかなっている。

数ある先進諸国のボランティア派遣団体の中でも、A P Cの年間予算、年間派遣中ボランティア数は群を抜いて規模が大きく、その規模の面では日本のJ O C Vがここ2、3年A P Cに続いている(A P Cの年間予算約280億円、派遣中数4,481人、J O C Vの年間予算約77億円、派遣中数1,298人 — ともに1985年数値)。A P Cの活動規模は、1967年ピークに達し派遣数14,968人をマークしたが、その後漸減しここ数年横ばい状態を保っている。一方J O C Vの方は、1983、84、85年の3年倍増計画によって、派遣数と活動規模の拡大をみこんでおり、同時に支援体制も急速に充実しつつある。

D E Dの年間予算は約66億円(1985年数値)であるが、予算額に比して年間派遣中ボランティア数はC U S OやV S Oより少ない796人である。A F V Pの年間予算は約31億円(1984年数値)、年間派遣中数は557人である。D E D、A F V Pともに活動規模はほぼ横ばい状態である。

活動地域についてみると、A P C、J O C V、D E Dがアジア、太平洋、アフリカ、ラテン・アメリカの各地域にボランティアを派遣しているのにひきかえ、A F V Pのアフリカ地域偏重が目だつ。派遣数の地域別割合については、各団体とも今後大きな変化がないものとみられる。

(1)のグループと比較して(2)のグループに属する団体は、A P Cの強烈な発動力とボランティア精神によって引っ張られてきた観が強い。しかし、独立新興国へのマンパワーの供給が必要とされた時代と違い、途上国の成長とともにより高度の技術をもった質の高いボランティアが必要とされる今日においては、A P Cの位置の相対的低下に比して、D E D、A F V P、J O C V個々の組織の独自性と特色が発揮されるようになってきた。あるいは、20余年の経験を経て、各国の国情、国柄をよく反映した活動方式が定着してきた、といった方がよいかもしれない。

これらの団体は、(1)のグループより事業形態のもつ柔軟性に乏しくなりやすいかもしれないが、反面、安定した支援体制は、派遣されるボランティアにも受け入れるカウンターパート側にも一定の安心感を与える。また安定した組織予算によって、安定した活動運営をはかることができる。官民のバランスのとれた協力関係があれば、今後更に効率のよいボランテ

ィア派遣活動を展開することができるだろう。

(3)のグループ

このグループに属する団体の設立年度は、(2)のグループとほぼ相前後するものとみてよい。(1)、(2)のグループと比べて活動規模が小さく、活動地域にも偏りがあるため、(1)、(2)のグループと並べ論じることはできないが、北欧諸国の開発協力援助活動には伝統があり、各国それぞれ特色のあるボランティア活動を展開していることを特筆しておきたい。

ちなみに、オーストリアのOEDの年間派遣中ボランティア数は135人、デンマークのDVS278人、アイルランドのAPSO73人、イタリアのCOSV88人、オランダのONV473人、ノルウェーのNORAD121人、スウェーデンのSIDA32人である(NORAD1982年数値、NORADを除く他団体は1981年数値)。

活動地域は、DVS、APSO、NORAD、SIDAがアフリカ地域に偏重しており、OED、COSV、ONVは他地域にも一定数のボランティアを派遣している。活動分野では、農業関係よりも保健衛生、工学技術関係のボランティアが若干多く派遣される傾向にある。

各団体の概要について述べるだけの資料をもたないので、比較的派遣数の多いONVの活動方針についてだけ、言及しよう。ONVは、ボランティアを派遣する途上国の選定に一定の基準をもうけて、派遣目標国(Target Countries)を定める。そして派遣目標国ごとに実情にそったプログラムを組み、協力効果があがるようにしている。ONVは、この協力効果の大小はボランティア個人の開発度(Personal Development)⁽⁴⁾によるところが大きいとの考えから、派遣前訓練にはボランティアの開発度を高めるべく研修プログラムを設定している。また選抜にはボランティア応募者が自身で自己の意思・適性をはかり、適不適を決定するself-selection方式を採用している(同様の選抜方式は、カナダのCUSOも取り入れている)。

(4)国連ボランティア(UNV)

UNVは、文字通り国連、中でもUNDPの管轄下におかれた、“国家の枠を取りはずした”ボランティア派遣組織である。正式の発足は1970年12月7日の総会決議により翌年1月1日付となっているが、その決議は10年前の1961年にまで遡る。当初、国連プログラムへのVolunteer Technical Personnelの取り入れとして発案された計画が、試験段階と修正を経て、国連ボランティア派遣制度として実現したものである。

1971年以来の累積ボランティア派遣数3,029人、1984年1月の派遣中数876人である。活動地域についていえば、アフリカ、アジア・太平洋地域への派遣数が多く、それに比してラテン・アメリカ地域への派遣数が少ない。各国ボランティア派遣団体が活動しにくい中近東、アラブ諸国へのボランティア派遣が相当数あるのは、UNVならではのアド

バンテージであろう。活動分野に関しては、各分野について幅広い募集採用がなされており、ボランティア応募者に対しても、高度な技術と専門知識が要求される。

UNV計画には、これまでに述べてきた各国ボランティア派遣団体が参加しており、これによってボランティアの母国と国交のない国へも志願することが可能になった。その意味では、UNVは海外ボランティア・サービスにおけるユニバーサリティ（国際性）を実現しているといつてよいだろう。

しかし難をいえば、UNV計画はボランティアの派遣対象を、国連機関が直接技術援助を行っているプロジェクト（FAO、UNESCO、ILO、WHOなどの国連専門機関がUNDPの委託で行っているプロジェクト）に限定しているため、折角の技術協力ボランティアも、ともすれば国連という“事業団体”の下請け作業員に堕しかねず、現地社会の開発へのイニシアティブをどの程度吸いあげられるのかについて疑問が残る。活動範囲の選択の幅と可能性からいって、より開かれたUNVが目指されることが望まれる。

第3節 海外協力ボランティア活動の展望

前節に主要ボランティア派遣団体の現況をとりあげたが、先にも述べた通り、国連事業へのボランティア派遣制度の取り入れは、海外ボランティア活動が開発途上国に対する技術協力、開発協力の主要な一環として広く認識されたことを示すものとみてよいだろう。

さてここで、1、2、3節にみてきた海外ボランティア・サービス活動の近年の動向をとりまとめると、

その1に、独立後一定の安定期をむかえた第三世界諸国側のニーズに応じて、ボランティア活動の内容も伝達される技術の中味も漸次高度化してきたことがあげられる。それとともに、各国ボランティア派遣団体の活動方針も、徐々に技術重視型へと移行してきた。派遣されるボランティアも、当初の学卒直前のボランティアから学識・技術経験を重ねた、意識の高いエキスパート、コーペラント（Cooperant、CUSOの場合）へと変わってきた。海外ボランティア活動の30年の経緯と発展をへて、今後ますますこの傾向は強まっていくだろう。

その2に、開発協力、開発援助自体において、人は人、金は金の分別方式ではなく、人、金、物の適切な混合配分方式の取り入れが指向されるにともない、海外ボランティア活動においても資金援助、技術援助、物的援助の3種を組み合わせたプロジェクト方式が、途上国側に好まれるようになってきた。現在、この方式を取り入れているのはUNVとCUSOの2団体であるが、今後の活動拡大にともない、相手国のニーズと実情にそぐうよう考慮されてもよい方向性の1つといえるだろう。

その3には、ボランティアの協力活動に対する認識そのものが変わってきたことが注目される。すなわち、海外ボランティア・サービスも豊かな国が貧しい国に与える「恩恵」ではなく、地球上の開発に伴う諸問題を共通のテーマとして考え、分かちあう、協力者でありパートナーとしての活動であるとの意識が、より高まってきたようにみえる。このことは、1970年代にはいってあらたに「開発憲章」(Development Charter)を採択したC U S O、大幅な組織改善に努めたA F V P等の動向によって示唆されよう。つまり、開発協力ボランティア活動は、相手国住民の開発への自助努力を助け促し、真に相手国の社会経済状況の改善向上に寄与するものでなければならないという基本方針が、ことばのうえでの申しあわせ事項のみならず、実践の可否を問われる時代になってきたということである。

その4に、上のような開発協力の為のパートナーシップは、ふり返ってボランティアを派遣する先進諸国側国民の開発問題の理解度を基盤とする意味で、国内開発教育(啓発活動)の必要性が急速に高まってきた。その意味で、経験を通じた南北問題・開発問題の理解を国内社会に伝えうるボランティアOBを、開発教育プログラムに活かすべくふうが、今後ますますなされねばならなくなるだろう。

わが国の青年海外協力隊は、58年度500名、59年度650名、60年度800名の派遣隊員数3年倍増計画によって、今後常時2,000名の隊員派遣をみこんでいる。活動規模の大幅拡大にあたって、このような海外協力ボランティア活動の世界的トレンドをふまえ、より一層途上国社会に評価されることが期待されている。

〔脚注〕

- (1) 本節は、国際協力事業団/青年海外協力隊事務局「若い力」(現「クロスロード」)1976年4月号～8月号に掲載された東和大学国際教育研究所の室靖教授の「ボランティア・サービスの国際的系譜」を参考にしている。
- (2) 上記「ボランティア・サービス」1976年5月号からの引用。
- (3) この例としては例えばアメリカのスターンフォード大学で行なわれているVIA(Volunteers in Asia)、カナダのWUSC(World University Service of Canada)などがある。
- (4) 「開発」に対する理解度、意識の高さをいう。

第II部 主要先進国海外協力 ボランティア派遣団体の現況

第1章 『アメリカ平和部隊』
(American Peace Corps : APC)

第1節 設立の趣旨・経緯と発展

1-1 設立の経緯と目的

ピース・コープス（平和部隊）の設立のきっかけとなったのは、1960年10月14日、当時アメリカ合衆国大統領候補J・F・ケネディがミシガン大学で行った講演で、「（何人のアメリカ人が）アジア、アフリカ、ラテン・アメリカの各地で、2年の間、志願して活動してくれるだろうか」と呼びかけたことである。この呼びかけに熱狂的な反応を見たケネディは、これを大統領就任後の公約の一つとし、1961年1月に後に平和部隊の初代長官となったSargent Shriverのもとに平和部隊設立の諸条件を検討する作業部会を設置し、同年3月1日に平和部隊設立に関する大統領令に署名した。

平和部隊が正式に政府の一機関として承認されたのは、同年9月22日に成立した「平和部隊基本法（the Peace Corps Act）」¹によるが、同法の基本精神と内容については民主・共和二大政党の圧倒的な支持が与えられ、実際の志願者募集、訓練は大統領令以降直ちに開始され、基本法成立以前の8月30日には第一陣がガーナに向け出発した。大統領令署名後9カ月を経た1962年1月1日時点には、既に13カ国で748名の平和部隊員が活動を行っていた。

平和部隊の目標とするところは、平和部隊基本法第二条（「目的」）において、次のように述べられている。

「合衆国議会は、平和部隊を通じて世界の平和と友好を促進することが合衆国の方針であり、当法の目的であることを宣言する。

平和部隊は、合衆国市民の男女にして、海外活動の資質を有しかつ積極的に奉仕活動を行い、必要に応じ困苦に耐え得る者を、対象諸国・諸地域に活用派遣するものであり、当該対象諸国・諸地域の民衆に対して技術的に熟練した人材を提供すること、特に最貧国の最貧地域における人々のベーシック・ニーズ（B・H・N）に応じること、及び派遣先における住民との間にアメリカ国民をより良く理解せしめること、並びにアメリカ国民一般に開発途上国に対する理解を深めることを目的とする。」

すなわち、

- 一 開発途上国が必要としているマンパワーを提供すること
- 二 途上国民衆にアメリカ及びアメリカ国民についての理解を高めること
- 三 アメリカ国民の間で、途上国及びそれらの国民に関する理解を深めること

の三点が平和部隊の目的である。

1-2 発展

平和部隊創設後20年を経た1981年の平和部隊広報パンフレットによれば、

「今日、ケネディ大統領が平和部隊の設立を呼びかけた時代よりも多くの民衆が飢えに直面し、より多くの人々が疫病に苦しみ、より多くの人々が劣悪な住環境にさらされている世界においては、地球上のすべての人々が飢え、貧困、無知、抑圧といった共通の敵に対し一致協力して対抗する必要性はこれ迄になく緊急な課題となっている。与えられた時間は短かく、平和部隊は相当の成果をあげてはいるが、残された課題は更に大きなものがある。」

当初の平和部隊員が提供してきたマンパワーの内容は、直接的な技術の提供（ネパールにおける橋梁の設計・建設、コロンビアにおける農家子弟の衛生向上のための看護婦、フィリピンにおける職業訓練生への英語教師等）であった。しかし、時代の変化に応じ、途上国からの要請の内容も変化しており、特に、第三世界が「自立」を強化していくプログラムにP.Cがより大きな関心を示すようになった結果、平和部隊員の派遣先における活動も、この種の自立プログラムを支援する方向に変化しつつある。その目標とするところは、「何かを後に残してくること」であり、依存心を植えつけるのではなく、何事かを為し得る能力を途上国民衆の間に培っていくことにある。

平和部隊員数は次表に示すように1967年の14,968人（年平均）をピークに急上昇

表1-1 平和部隊派遣者数推移（1961-1980）

年	ボランティア数	備 考
1961	736	平和部隊統計概要に基づく 暦年平均値
62	2,151	
63	4,751	
64	7,440	
65	9,357	
66	11,032	
67	14,968	
68	10,797	
69	9,348	
70	7,559	
71	6,681	
72	6,291	
73	6,260	
74	6,454	平和部隊統計概要に基づく 会計年度平均値
75	6,652	
76	5,828	
77	5,591	
78	5,350	平和部隊事務所統計
79	5,279	
80	4,894	
81	n. a.	実績 予算 概算要求ベース
82	n. a.	
83	4,540	
84	4,595	
85	4,481	

した後、1980年には5,000人を切る迄ほぼ単調減少している。これは必ずしも平和部隊の規模縮小を意味するものではなく、国内事情と、途上国からの要請が単なる「教師」又は手当り次第の「穴埋め」的人材提供から、特定分野の特定技術を有する人材派遣要請へと変容してきたためであるとされている。

平和部隊員派遣に対する要請は依然根強い。その理由は、次に掲げる事実による。

- 諸途上国の人口の50～75%は読み書きが出来ない。
- 途上国世界人口の65万人程度は年収50ドルに満たない生活を送っている。
- 大半の低所得国における5才未満の幼児死亡率は60%近いものがある。
- 対GNP比率で考えると、アメリカ合衆国の援助率はDAC17カ国中13位にすぎない(1980年値)。
- 平和部隊第一陣が1961年に初めてガーナに到着して以来、世界の人口は10億人以上増加している。

平和部隊は、1961年の設立当初から、国務省内の担当の庁『平和部隊』により管轄されていたが、1971年にそれまで各省で別々に計画・実施されていた各種ボランティア事業(対外、国内とも)がニクソン大統領の指示により、大統領直属の新設機関“ACTION”に統合された結果、平和部隊も“ACTION”の国際事業局として吸収された。その後、1979年3月1日に、カーター大統領の指示により“ACTION”内で特別に独立した権能を有する機関としての地位が与えられている。

第2節 組織の概要・形態・予算

2-1 アメリカのボランティア組織

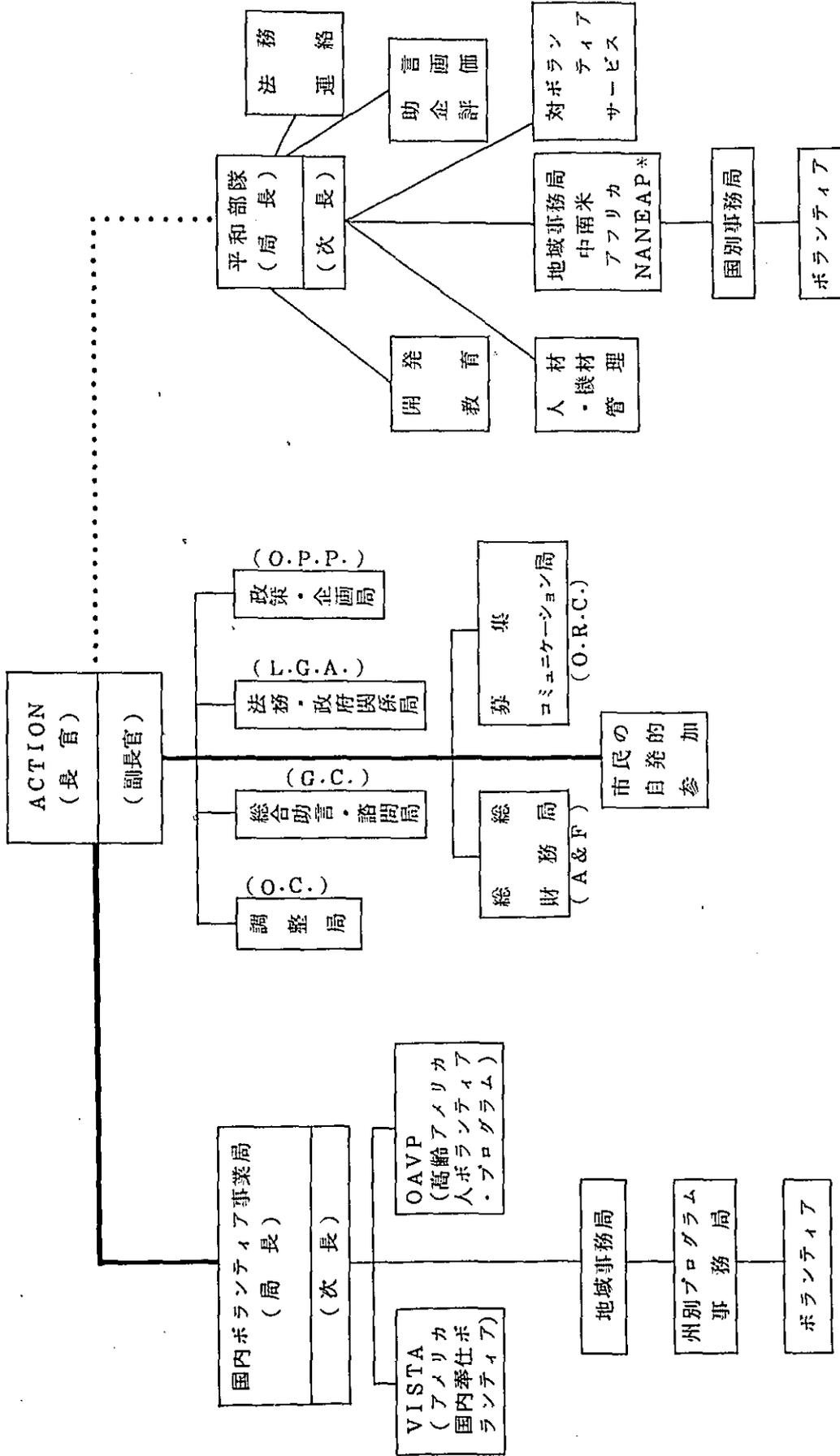
合衆国におけるボランティア組織は、既述のように、1971年に“ACTION”の下に統合されている。

平和部隊の“ACTION”内における役割は、図1-1に示すように、アメリカにおける公的ボランティア活動の国際事業部門に相当する。但し、平和部隊に対しては国内事業部門とは異なり、“ACTION”内の部門ではあっても、独立した権能が与えられている。

平和部隊の説明からは若干外れるが、ここで“ACTION”内の国内ボランティア事業部門について概略を説明しておく。

国内ボランティア事業の主体をなすのは、「アメリカ国内奉仕ボランティア(Volunteers in Service to America: VISTA)」と「高齢アメリカ人ボランティア・プログラム(Older Americans Volunteer Program: OAVP)」である。VISTAはアメリカ国内の貧困層に対する広範な活動を中心としており、低所得層の自己開発、自立を目的と

図1-1 アメリカ合衆国におけるボランティア組織図



* NANEAP: 北アフリカ, 近東, アジア, 太平洋
(North Africa, Near East, Asia and Pacific)

している。VISTAは、1964年に創設されて以来1980年迄に4,500件近くのプロジェクトに7万名以上のボランティアを動員している。1980年の"ACTION"予算145.5百万ドル中30百万ドルがVISTAに対して割当てられている。

一方、OAVPは60歳以上の高齢者の有する知識、技術、経験をコミュニティに有効利用しようとするボランティア・プログラムであり、「退役高齢者ボランティア・プログラム(Retired Senior Volunteer Program:RSVP)」、「祖父母行動化プログラム(Foster Grandparent Program:FGP)」、「高齢者介護プログラム(Senior Companion Program:SCP)」等のサブ・プログラムが組まれている。1980年度の活動状況は、RSVP707プロジェクト27万4,700人、FGP208プロジェクト1万7,610人、SCP61プロジェクト3,820人であった。なお、「ACTION"予算(1980年度)の57.2%にあたる83.3百万ドルがOAVPに割当てられている。(表1-2参照)

表1-2 ACTION 1980年度予算配分

単位：1,000US\$

項	目	金額	(%)
VISTA	ボランティア支援コスト	19,938	13.7
	訓練コスト	2,198	1.5
	プロジェクト支援コスト	3,174	2.2
	補助金	4,507	3.1
	評価コスト	174	0.1
	(小計)	(29,991)	(20.6)
OAVP	RSVP	26,217	18.0
	FGP	46,900	32.2
	SCP	10,200	7.0
	(小計)	(83,317)	(57.2)
奉仕活動学習プログラム		(2,859)	(2.0)
特別ボランティア・プログラム		(3,364)	(2.3)
プログラム支援コスト		(26,011)	(17.9)
合	計	145,542	100.0

出典：1980 Annual Report, ACTION

2-2 平和部隊の組織の概要、形態、予算

(1) 組織の概要と形態

平和部隊の組織は図1-1(P.17)に示した如くであるが、その運営・財務、政策・企画、募集・コミュニケーション、法務・政府関係、総合的助言・諮問、調整に関しては、それぞれACTION/平和部隊傘下の以下の各局による支援及び行政サービスを受けることに

なっている。

① 総務・財務局：The Office of Administration and Finances (A & F)

A & FはACTION／平和部隊の総合的行政を司どり、他の各局からの各種要請企画を調整する。

② 政策・企画局：The Office of Policy and Planning (OPP)

OPPはACTION／平和部隊の企画、予算及び評価と、ボランティア説明用補助金の運営に参与する。OPP内には以下の各部が設置されている。

- a. 企画部：Planning Division
- b. 予算部：Budget Division
- c. 評価部：Evaluation Division
- d. 政策開発部：Policy Development Division

なお、上記の他に、OPPは『エネルギー保全・代替エネルギー源開発』関連の諸プログラム・プロジェクトにもサービスを提供している。

③ 募集・コミュニケーション局：The Office of Recruitment and Communications (ORC)

ORCの役割は、次の5点である。

- a. 潜在的な国内・国際ボランティアを発掘し、彼らの応募機会を高める活動に資すること。
- b. ACTION／平和部隊及びその諸活動に関し、世論の認識を高めること。
- c. VISTA及び平和部隊への応募申請を受け付けること。
- d. ボランティアを募集し、適切に配置すること。
- e. ACTION／平和部隊内全部局に対し、意志疎通と連絡の調整を計ること。

④ 法務・政府関係局：The Office of Legislative and Government Affairs (LGA)

LGAの主たる役割は、ACTION及びその諸活動を代表して、米国議会及び諸活動委員会メンバーに報告することにある。また、諸活動に関係ある政府諸機関と緊密な連絡をとり、調整を行う役割も有している。

⑤ 総合的助言・諮問局：The Office of General Counsel (GC)

GCの機能はACTION／平和部隊内部での諸規則・規約を制定、開発することを主体としている。また、ACTIONと平和部隊の関係の定義付けもGCの役割である。なお、GCはACTION事務職員の労働組合との交渉、調停にも当たっている。GCはACTION／平和部隊の運営に関する倫理的助言者として位置付けられている。

⑥ 調整局：The Office of Compliance (OC)

OCは、政策を立案する局長秘書室、総合調査部、機会均等部の3大部門より成っている。機会均等部の主要な任務は、ACTION及び平和部隊のボランティア及び事務局職員により多くの少数民族グループを採用することにある。

上述のようにACTION各局は、平和部隊に関連した業務を行っていることは確かであるが、平和部隊そのものは大統領に直結した独立機関であり、以上のすべての業務に関してACTION各局に依存している訳ではないことに注意しておく必要がある。図1-1にも示したように、平和部隊にも独自の法務連絡(Legislative Liaison)部門、助言・企画・評価(Counsel, Planning and Evaluation)部門があり、それぞれの任務を担当している。また、開発教育部門は、ボランティア経験者を国内での途上国理解を深めるために活用する独特の機関である。

平和部隊そのものは、人材・機材管理部、地域事務局(アフリカ、中南米、北アフリカ・中東・アジア・太平洋の3大地域各課に分れる)及び対ボランティア・サービス部より成っている。人材・機材管理部は、応募者のオリエンテーション、研修及び派遣に必要な資機材の調達を担当する。各地域事務局が実地に派遣したボランティアの管理に当り、対ボランティア・サービス部は派遣隊員に対する事前、派遣中、帰国後の諸支援業務をその任務としている。

(2) 予 算

1962年設立以来の平和部隊の予算額は表1-3に示すように推移している。平和部隊は、比較的アメリカ国内の政治動向に影響を受け、その活動規模に変動があると言われているが、予算承認額を見ても、1962～68年度の急成長期、1969～72年度にかけての減少期、1973～77年度の停滞期、1978年からの再活性期と大きな時代変動が認められる。現在は再活性期のやや中だるみの時期のように考えられる。この傾向は、表1-3の(参考)に示した派遣隊員・研修生数の変動ともよく一致している。

一方、平和部隊の実際活動は1966年をピークに、事実上は予算的にも要員のにも減少しつつあるという言い方もされている。その証拠とされるのが表1-4に示した1972年価格表示の予算額である。言葉を変えれば、1972年度を100としたドルの購買力が年々低下しているために(1962年度に1ドルの実質購買力は1.417であったのに、1980年度には0.553に低下している。1981～85年度のそれぞれの値は、1962～1980年度の数値で一次回帰式を作成し、1980年度の値で補正した結果、0.528, 0.476, 0.425, 0.374, 0.323と推計した)、実質的には1966年をピークにほぼ単調減少傾向を辿っている。但し、要員の的にはそれほど変化はなく、研修生を含めたボ

表1-4 平和部隊予算額

単位：1,000 US\$

会計年度	1972年度固定価格表示の予算額	各年度時価予算額	隊員・研修員数
1962	42,523	30,000	2,816
63	82,414	59,000	6,554
64	132,896	95,964	10,078
65	140,070	104,000	13,248
66	148,645	114,000	15,556
67	139,205	110,000	14,968
68	130,193	107,500	13,823
69	117,620	102,000	12,131
70	107,760	98,450	9,513
71	93,730	90,000	8,398
72	72,500	72,500	6,894
73	76,473	81,000	7,354
74	66,276	77,000	8,044
75	63,584	77,687	6,895
76	60,755	81,266	5,958
77	56,493	80,000	6,916
78	56,714	86,234	7,072
79	59,927	99,179	6,328
80	55,268	99,924	5,994
81	55,720*	105,531	n.a.
82	49,980*	105,000	n.a.
83	46,325*	109,000	6,676
84	43,010*	115,000	7,559
85	37,145*	115,000	7,235

出典：ACTION 1980 Annual Report (1962~1980)

1981~1985は1962~1980値の指標から推計

ランティア隊員数は、ここ数年は逆にやや増加する傾向を示している。

近年の予算額（実際値，推計値）を示したものが表1-5である。地域別配分にもUNV他への支援予算配分にも、ほとんど変化は認められない。

また、活動内容別予算配分は表1-6に示す如くであり、『1.ボランティア活動費』と『3.プログラム開発及び支援費』への配分が微増傾向にある。

表1-5 地域別研修生数・ボランティア数(人/年)・予算額推移

		1983会計年度 実績値 (%)	1984会計年度 推計値 (%)	1985会計年度 推計値 (%)
研 修 生 数	アフリカ地域	1,275 (42.7)	1,142 (42.3)	1,154 (44.7)
	中南米地域	891 (29.8)	783 (29.0)	743 (28.8)
	北アフリカ・近東・アジア・太平洋地域	798 (26.7)	731 (27.1)	648 (25.1)
	平和部隊支援によるUNVs	24 (0.8)	45 (1.7)	35 (1.4)
	合 計	2,988 (100.0)	2,701 (100.0)	2,580 (100.0)
ボ ラ ン テ ィ ア 数 (人/年)	アフリカ地域	2,050 (43.7)	2,111 (43.5)	2,079 (44.7)
	中南米地域	1,271 (27.1)	1,313 (27.6)	1,250 (26.9)
	北アフリカ・近東・アジア・太平洋地域	1,319 (28.1)	1,358 (28.0)	1,266 (27.2)
	平和部隊支援によるUNVs	48 (1.0)	46 (0.9)	60 (1.3)
	合 計	4,688 (100.0)	4,858 (100.0)	4,655 (100.0)
予 算 額	アフリカ地域	40,855 (37.7)	42,839 (37.3)	43,101 (37.5)
	中南米地域	20,680 (19.1)	21,959 (19.1)	21,862 (19.0)
	北アフリカ・近東・アジア・太平洋地域	23,033 (21.2)	24,495 (21.3)	24,427 (21.2)
	平和部隊支援によるUNVs	403 (0.4)	590 (0.5)	490 (0.4)
	世界的支援	23,529 (21.7)	25,117 (21.8)	25,120 (21.8)
	合 計	108,501 (100.0)	115,000 (100.0)	115,000 (100.0)

出典：表1-3に同じ

表1-6 活動内容別予算配分

単位：1,000 US\$

		1983会計年度 〔実績〕 (%)	1984会計年度 〔計画〕 (%)	1985会計年度 〔予算請求〕 (%)
活 動 内 容	1.ボランティア活動費	65,736 (60.3)	69,750 (60.7)	69,800 (60.7)
	2.募集,コミュニケーション・教育開発費	8,865 (8.1)	9,400 (8.2)	9,200 (8.0)
	3.プログラム開発及び支援費	33,900 (31.1)	35,850 (31.2)	36,000 (31.3)
	合 計	108,501 (99.5)	115,000 (100.0)	115,000 (100.0)
予算未消化額		499 (0.5)	— (—)	— (—)
承認予算額		109,000 (100.0)	115,000 (100.0)	115,000 (100.0)

出典：表1-3に同じ

以下で、1985年度予算要求額をもとに、それぞれの予算額に関する分析を行う。

まず、『1.ボランティア活動費』69,800千US\$ (日本円換算：1US\$≒240円として157億7,664万円)の内訳は、次の如くである。

- ① 応募受付け, 審査, 配置コスト 2,100千US\$ (3.0%)
- ② 研修コスト 17,400 " (24.9%)

③ ボランティア諸手当	29,000	千US\$	(41.5%)
④ 諸資機材購送費	2,600	"	(3.7%)
⑤ ボランティア赴帰任旅費	8,500	"	(12.2%)
⑥ 医療・厚生費	9,900	"	(14.2%)

(注：①～⑥のコストは合計69,500千US\$となり，300千US\$分の使途が不明である。)

『① 応募受付，審査，配置コスト』は以下の推計に基いて計算されている。

- 平和部隊は，1985年度において，59カ国に2,545名の隊員を配置する予定。
- 応募者を14,400名と見込み，そのうち適切と認められる2,545名を研修プログラムに繰入れるものとする。
- 応募者中約5,150名(35.8%)が身体検査により不合格となるものと見込む。
- 海外からの隊員派遣公式要請4,130件以上を検討し，最も適材を適所に派遣するべく配置を考慮する。
- 最も実施が困難なプログラムに対する志願者をCAST(特別8日間事前評価・訓練センター)において選抜する。その他の志願者はCREST(5日間再評価・訓練センター)において選抜を行う。CRESTでは，自己選択もしくは出発前オリエンテーションを主目的とした3日間の「総合的自己評価講義」を行うものとする。
- 今後とも，CASTにおいて開発されたより安価な選抜プログラムを開発していくと共に，選抜期間を短縮するよう努力する。

結局，選抜にかかる応募者1人当りのコストは145.83US\$(3万5,000円)，合格者1人当りコストは825.15\$(19万8,035円)となる。

『② 研修コスト』は，次のように用いられる。

- 派遣前研修26,700週分を新規ボランティアに対して提供する。その内容は，75種以上の言語教育，各種技術研修，複数文化教育，重要な生存技能研修を含み，ボランティア1名当り最低8日間のアメリカ国内研修が行われる。
- 事前研修で不足な研修を，現地派遣，活動開始後に提供する。一種のOJT(On the Job Training)でもあり，一人当り平均約2.6カ月の期間がこの“In-Service Training”に割当てられている。

ボランティア1人当りの研修コストは，6,836.94US\$(164万864円)となる。

『③ ボランティア諸手当』とは，各ボランティアに対して支給される手当である。手当

には、現地到着直後の着後(Settling-in)手当、最低限の日常生活手当、休暇手当、及び国内復帰手当の4種がある。前2者は現地のインフレ状況に応じて増額される傾向にある。休暇手当は、多文化接触により視野を広げることを目的に、派遣国内及び隣接国への旅行を可能とするものである。これらの中では、当然ながら生活手当が最大の部分を占めている。国内復帰手当は、ボランティアが任期を終了するに際して、任期1カ月につき175US\$を支給するものであり、アメリカ国内で積立てられている。

ボランティア1人当たり平均手当旅費支給額は、1985年度新規隊員2545名、継続隊員4595名の計7140名であるため、4,061.62US\$(97万4,790円)となる。

『④ 資機材購送費』はボランティア関連の支給品、装備に要する費用であり、新規・継続ボランティア計7,140名への1人当たり費用は364.14US\$(8万7,395円)となる。

『⑤ ボランティア赴帰任旅費』の大半はアメリカと派遣先国間の往復渡航費で占められている。この他、ボランティアが任期を1年以上延長する場合に与えられる帰国休暇の渡航費がある。また、派遣先国の国内交通費(首都と任地間、その他活動・作業に必要な移動)も支給される。1985年度に要する旅費は総額850万ドルと見込まれており、ボランティア1人当たりでは1,190.48US\$(28万5,714円)となる。

以上の③、④、⑤の項目は全体として『直接支援費(Direct Support)』と称されている。新規・継続ボランティア7,140名に対する直接支援費は、総計4,010万US\$,ボランティア1人当たりでは5,616.25US\$(134万7,900円)となる。

『⑥ 医療・厚生費』は、海外派遣中のボランティアに対する健康、医療サービスのためのコストである。医師・看護婦・医療助手のチームを含む医療サービス網の維持・運営、現地では治療不可能な患者の本邦移送・加療、任期中に生じた疫病・傷害・身体機能喪失等へのアフター・サービスがその主要な内容である。予算990万US\$中360万US\$は、連邦雇用者補償法に基づきボランティアの補償請求に充てるため、労働省に積立てられる分である。

第2の活動内容である『募集・コミュニケーション・開発教育費』(略称RCDE)9,200千US\$(22億800万円相当)の内訳は、

- ① アメリカ国民から海外派遣平和部隊ボランティアを募集するためのコスト(RCDEの主要部分を占める)。これには平和部隊に関する国民各層の理解と認識を高揚するためのキャンペーン費用等を含む。
- ② 平和部隊と民間セクターとの連絡をより緊密にするためのコスト。一方では民間企業職員の平和部隊ボランティアとしての応募を求めると共に、他方では帰国ボランテ

ィアの民間への再就職の機会を増大せしめることが目的である。

- ③ 平和部隊の開発教育機能の主目的も上記②に述べたような民間企業からのボランティア募集の機会増大をはかることとされている。国民間に途上国理解を深めるための「開発教育」とは若干意味合いが異なるようであるが、帰国ボランティアが各人のコミュニティにおいて体験を通じた知識・情報を伝えることを考えれば、平和部隊参加者を増やすことが「開発教育」に寄与するという事も出来る。
- ④ 平和部隊は、これまで平和部隊のプログラムが施行されたことのない途上国におけるアメリカ人ボランティア活動を可能とするため、国連ボランティア（UNV）プログラムを通じてアメリカ人を当該国に派遣する活動も行っている。1985年度は、60名のUNボランティアを募集し、その活動資金を拠出する予定である。1985年度の対象国は中国、赤道ギニア、スーダン、ソマリア、サオトメ・プリンシベ等となっている。
- ⑤ 1985年時点で帰国平和部隊ボランティア数は10万人を越える。最近帰国したボランティアのより一層の教育と（再）就職斡旋のためのコストも当活動費に含まれる。

第3の活動内容である『プログラム開発及び支援費』36,000千US\$（86億4,000万円相当）は、平和部隊の諸プログラムに關し、海外の諸事務所及びワシントン本部の運営経費に用いられる。

主たる部分は、ワシントン本部における統轄業務と海外59カ所444名の職員の業務に向けられているが、合衆国対外業務支援（FAAS：Foreign Affairs Administrative Support）システムの利用（外交行囊の使用、税関通過の援助、現地人賃金支払い、その他）料の支払い（1985年度は2,500千US\$—6億円相当—を予定）、職員の技能向上のための訓練費、マイクロ・コンピューター設置事務所数の拡大（1984年38カ所を1985年47カ所に）、1984、1985年ともに56台の平和部隊専用車輛の更新等のコストも、この『プログラム開発及び支援費』の項目としてあげられている。

第3節 活動／派遣実績と現況

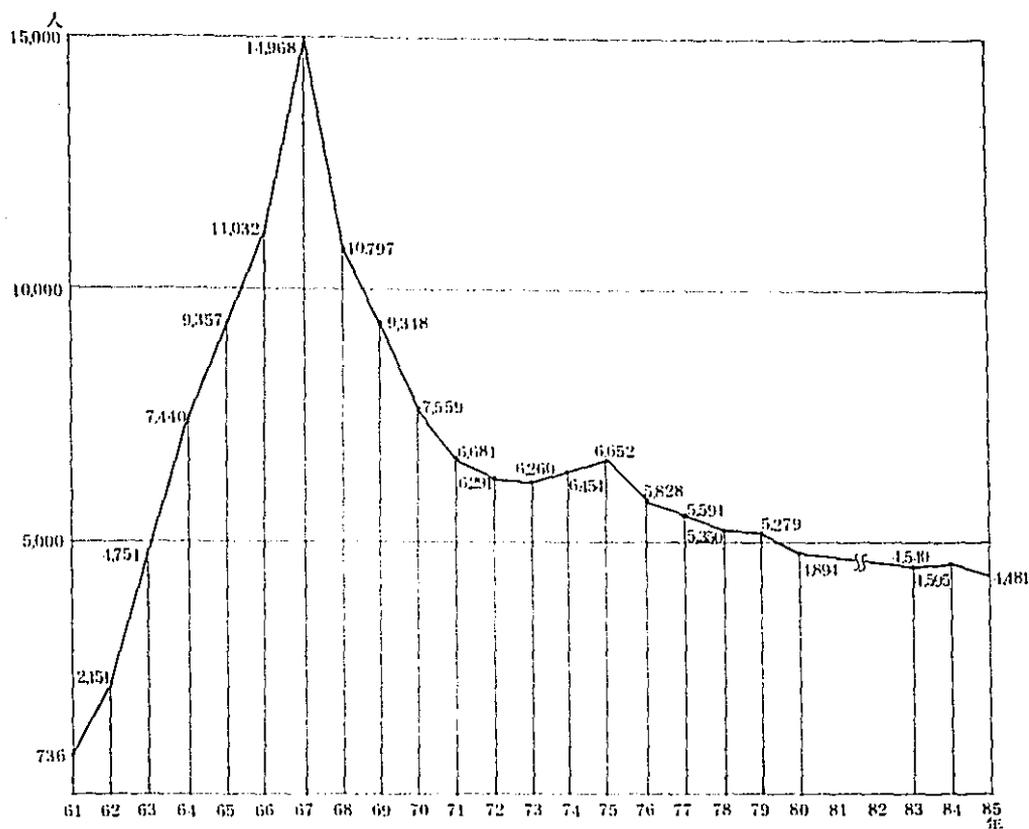
3-1 活動／派遣実績

(1) 派遣実績

派遣ボランティア数については、既に表1-1に示したが、これを図示したものが図1-2である。

既に述べたように、毎年の派遣人数は、設立以来1967年迄は急速な増加を示し、およ

図1-2 平和部隊派遣者数推移



そ1万5千人／年に達したが、その後1973年の6,260人／年に迄急速に減少し、1973～75年の間は少々持ち直しの傾向を示したものの、その後はゆるやかながらほぼ単調減少傾向となり、1980年には5,000人台を切り、現在は4,500人前後の規模となっている。こうした派遣者数の推移を見る限りでは、やはり平和部隊は時の政権によって左右される度合いが強いと言わざるを得ない。

それでも、1980年迄で延べ8万人以上、1984年時点では10万人を越える平和部隊経験者が存在する訳であり、その果たしてきた役割と業績には大きなものがある。1984年度の事業予算1億1,500万US\$は昭和59年度JOCV事業予算62億4,821万3千円の4.4倍(1US\$≒240円で計算)に当たる。また、研修生数(2,701人対650人)、派遣人数(4,858人／年対1,171人／年)ともに4.15倍の規模である。

(2) 活 動

平和部隊の活動分野は、衛生、栄養、食糧生産、水供給、自然保護、エネルギー、経済開発、所得向上、住宅、コミュニティ・サービス等にまたがって行われてきた。その主たる目的は、派遣先国の貧困層の能力向上を通じて最も基本的な要求を満たすことにあるとされて

いる。

ボランティア達は、最低限の手当を支給され、現地の住宅で寝起きし、現地で手に入れられる食べ物を食べ、現地（国）の法律と慣習に従いつつ、自身の有する技能を生かして現地の資源を用いて作業・活動を行い、帰国の際には現地住民の間に技術（の向上）を残しておくものとされている。

こうした目的を達成するため、ボランティア達は、以下の諸セクターにおいて各種のプログラムに従事している。

① 農 業

☆特に、農村部貧困層における食料不足と栄養不良を解消するため、途上国において食糧増産を目的とする。

☆農業プログラムの内容は次の如くである。

- 耕作品種の増加と耕地管理
- 作物保護と耕作ロスの減少
- 土壌・水利管理の向上を通じての耕作地拡大と収量増大
- 適正な土地利用と土地保全
- 商業化及び農業経済の手ほどきによる農家の所得向上
- 蛋白質食品の普及・向上及び大・小規模酪農経営による所得源の開発
- 学校・家庭菜園の利用と食品貯蔵技術向上による食品生産の拡大

☆成功例として養蜂業の導入があげられている。良質・栄養豊富な食品を供給するばかりでなく、重要な収入源にもなり得るとしている。

② 教 育

☆貧困との戦いには教育の普及が不可欠であるが、それは初等・中等・高等教育を通じての人間開発がなければ成立しない。

☆教育セクターは平和部隊にとって最大かつ最も古い分野である。大半のアメリカ人が平和部隊に関して描くイメージが『ボランティアの援助によって建てられた教室で、子供達を教えているボランティア』というものである点に象徴されよう。

☆途上国における教育の最大の問題は、熟練教師の不足、不適切なカリキュラム、教材不足とされる。特に、初等、中等教育における問題が大きい。

☆教育プログラムの内容は、

- 数学・科学の教授法の改善向上
- 教材の質・内容の向上
- 教師の研修及び教師不足の際に実際に教壇に立って教育を行うこと等である。

☆英語による教育も、現地語では教育不可能な技術的・文化的情報を伝えるためには

奨励されることが多い。

※対心身障害者教育も重要視されている。

③ 漁業

※蛋白質食品の増加と所得源の獲得のため、漁業プログラムも重要である。

※農業ボランティアには初歩的な養殖技術が与えられる。漁穫と販売の分野では比較的労働量が軽いが、養殖生産高が増加すれば、状況は変化する。

※平和部隊では、民間部門における漁業プログラム活動拡大に重きを置いているが、これは次の理由による。

- 援助機関及び公共部門からの独立をはかる。
- 漁民個人が利益をあげるによりインセンティブが得られる。
- 高度な技術を要求されない。
- プロジェクト・レベルでも個人レベルでも努力が集中し易い。

※水産養殖の他、内陸漁労及び海洋漁（特にアフリカ、南太平洋）に漁業ボランティアが従事することもある。

※漁業プロジェクトでは、他の国際機関からの財政的援助が得られることが多い。世銀、FAO、UNDPの他CARE、CRS（カソリック救済奉仕団）、Oxfam等のNGOがその主なものである。

※ザイール、中央アフリカ、ジャマイカでは、AIDやFAOが長期的技術援助を提供し、平和部隊と共同プロジェクトを行なった例もある。

④ 衛生・保健

※衛生プログラムの最終目標は、

- 直接的に保健サービスを提供する
- 派遣先国保健ワーカーの知識と技能を高める
- コミュニティのイニシアティブと機構・機能を向上させる
- コミュニティの保健ニーズに対応すべく適正な技術と技能を用いる
- 健康の向上と維持のため、強力な現地機構制度を設立する、ことである。

※主要な保健プログラム分野は、

- 妊婦・乳幼児の衛生管理
- 栄養
- 疫病管理
- コミュニティの衛生管理
- 保健マンパワー開発、等である。

※この他、保健問題を焦点に、再定住、家内経済プログラム、農村開発等の分野で活動

することもある。

⑤ 林業／天然資源

☆木材は大半の農村部貧困層にとり、重要な燃料源であり、土壌が侵食された場合、最貧困層は食料と燃料の二者択一に直面せざるを得ない。

☆ここ5年、熱帯林とこれに関連した天然資源を維持・保全するための援助の必要性が、世界的に関心を集めてきている。

☆平和部隊も森林資源及び天然資源の保全に努力を傾注してきている。1980年代の森林問題は、すべて、何らかの形で増大する人口圧が衰退しつつある熱帯森林資源に与える悪影響という点に集約されている。

☆農村部での燃料材・飼料・建築材を増加せしめるための諸プログラムの最大の問題は、技術的ではなく社会的な問題と考えられている。すなわち、個々の農民、村落コミュニティを如何にして植林に参加せしめるかという問題である。

☆最近、平和部隊が成功した林業プログラムの例として次のものがあげられる。

- 苗床の建設
- 農業型林業（多種の樹種、畜獣、食料作物の組合せ）
- 林業エクステンション
- 林業管理
- 環境教育
- 国立公園の開発
- 村落林地
- 枯死地域の再植林
- 急成長種の植林

⑥ 水資源開発及び環境浄化

☆水不足、特に飲料水不足が非衛生の主因であり、また農業開発上の主たる障害となっている。

☆この分野での平和部隊ボランティアは、主として末端自治体及び村落レベルでの技師、技術者として作業に携っており、政府職員及び住民を助けて飲料水、灌漑用水を提供することに努力している。

☆多くの場合、衛生教育、衛生・浄化施設の建設を通じて、環境浄化が推進されている。

☆水資源開発ボランティアの活動分野は広く、

- 水利学
- 測量術
- 手掘り井戸の設計、建設

- ばね箱式・重力応用型飼料供給システム
- 降雨水収集
- 運河灌漑
- ダム，堰堤
- 手動ポンプの設置と維持
- 現地カウンターパートへの技術移転と訓練， 等にまたがる。

✧環境浄化ボランティアは，

- 衛生汚物処理施設の設計，建設
- 現地カウンターパートに対する健康・衛生教育訓練
- 疫病伝染経路の遮断
- マラリア・象皮病等の抑制対策， 等を対象としている。

✧この分野でも，A I Dあるいは世銀，UNDP等の国際機関や，CARE，CRS（カトリック救済奉仕団），OXFAM The Save the Children Fund その他のNGO等との協力，共同作業が行われている。

⑦ エネルギー

✧地域によっては燃料としての薪の不足は全世界的な現象であり，調理，熱源，照明その他の必要をみたす薪を集めるため，時には40マイルもの距離を移動しなくてはならないところもある。商業エネルギー又は代替エネルギーにアクセス不可能な農村部住民にとって，基本的な生存条件の1つが失なわれつつあると言える。

✧平和部隊のエネルギー・プログラムは，

- 1) 伝統的燃料源の保全
- 2) 食料の保存
- 3) 流水管理と利用
- 4) 家庭／農地における労働量の節約

を主たるテーマとして，援助を提供している。

✧特別な技術適用は，村民の主関心事，資源の利用可能性，効果的なプログラムを推進し維持するため必要な機構的支援といった，各々の現地状況に応じた条件を勘案した上で，決定される。

⑧ 小規模企業開発

✧この分野は，近年に至って重要視されだした。（1983－85年より）

✧その主内容は，

- 1) 企業運営技能を有するボランティア及び職員に一般的訓練モデルを提供する
- 2) ビジネス技能を有さないボランティア及び職員にも，他の分野において収入源

開発の可能性が存在することの認識を高める

3) 農業販売企業化の可能性等を知らしめる

ことである。

☆平和部隊は、派遣先国政府、国際的援助機関、NGO等との協力の上で、この小規模企業開発プログラムを推進すべきであると考えている。

3-2 現 況

地域別・分野別の平和部隊ボランティア分布をまとめたものが表1-7である。地域別にはアフリカ地域に45%台、中南米地域に25%強、北アフリカ・近東・アジア・太平洋(NANEAP)地域に28%前後(北アフリカ・近東が5%台、アジアが14%台、太平洋が9%強)の分布となっている(1983-1985)。

分野別に1980年度の例を見ると、「知識・技術」が最も多く、全ボランティア数の39.9%を占めている。次に多い「食料」分野で18.4%、以下「衛生」17.4%、「経済開発」6.7%、「コミュニティ・サービス」6.1%の順となる。

地域別に対象分野の順位を見たものが表1-8である。ほとんどの地域で「知識・技術」、「食料」、「衛生」が三大分野であるが、アジア地域において「衛生」が1位となっていること、太平洋地域で「コミュニティ・サービス」が2位に位置していることが目立っている。

各地域内の国別に分野別ボランティア数(1980年度)、1983-85年度の研修生数、派遣者数(いずれも実績、認可予算、予算要求の数値)を示したものが表1-9-1~1-9-3である。アフリカ地域では、ケニヤ、ザイール、シエラレオネ、リベリア、ニジェール、カメルーン、トーゴ等に多数のボランティアが派遣されている。近年ではブルンジが新たな対象国となった(1983)他、ジンバブエへの派遣も再開されている。逆に、象牙海岸、中央アフリカ共和国への派遣は停止された。

中南米地域では、地理的近縁性もあってか一国あたりの派遣ボランティア数が多い。この地域は対象国の動きが大きく、ブラジル、チリ、コロンビア、ジャマイカ等への派遣が停止された一方、ハイチに対する派遣が近年(1982)開始されている。

NANEAP地域のうち、北アフリカ・中近東地域では、モロッコ、チュニジア、イエメンのみが対象となっている。オマーンへの派遣停止は石油輸出収入により人口当りGNPが高くなったためと考えられる。この地域の場合、年度による変動が大きいことが特徴である。

同じくNANEAP地域のうちアジア地域では急速な派遣ボランティア数の減少が目立っている。韓国、マレーシアへの派遣が停止され、継続中のネパール、フィリピン、タイへの派遣数も減少傾向を示している。近年(1983)スリランカが対象国に加えられた。

太平洋地域でも、対象国は増加しているものの、地域全体への派遣数は横ばいないし微減

の傾向にある。この地域では、フィジー、ミクロネシア、西サモア等に関心が高いようである。ミクロネシアではアメリカ領であったところが多いし、西サモアもアメリカ領サモアに近いことから、関心が高いことは納得できるが、フィジーに最大のボランティアが派遣されている理由は不明である。

表1-7 地域別・分野別ボランティア活動分布

() 内 %

	1980年度対象分野別ボランティア数(人/年)										近 年 の 動 向					
	衛 生 栄 養 食 料 水 知 識・技 術 経 済 開 発 住 宅	エ ネ ル ギ ー 保 全	コ ミ ュ ニ ティ ー サービス	計	1983年度		1984年度		1985年度		1983年度		1984年度		1985年度	
					実 績	予 算	実 績	予 算	実 績	予 算	実 績	予 算	実 績	予 算	実 績	予 算
アフリカ地域	295 (14.6)	48 (2.4)	369 (18.2)	98 (4.8)	1,029 (50.9)	59 (2.9)	6 (0.3)	52 (2.6)	67 (3.3)	2,023 (42.3)	2,050 (45.2)	2,111 (45.9)	2,079 (46.4)	1,278 (44.5)	1,142 (43.7)	1,154 (47.0)
中南米地域	196 (14.6)	106 (7.9)	287 (21.4)	21 (1.6)	374 (27.8)	152 (11.3)	0 (0.0)	106 (7.9)	101 (7.5)	1,343 (28.1)	1,170 (25.8)	1,226 (26.7)	1,136 (25.4)	796 (27.7)	743 (28.4)	654 (26.6)
北アメリカ・中近東	43 (21.4)	2 (1.0)	26 (12.9)	3 (1.5)	115 (57.2)	0 (0.0)	5 (2.5)	0 (0.0)	7 (3.5)	201 (4.2)	233 (5.1)	151 (3.3)	259 (5.8)	182 (6.3)	139 (5.3)	101 (4.1)
アジア	244 (31.2)	41 (5.2)	134 (17.1)	20 (2.6)	205 (26.2)	74 (9.5)	0 (0.0)	21 (2.7)	41 (5.6)	783 (16.1)	675 (14.9)	672 (14.6)	590 (13.2)	377 (13.1)	336 (12.8)	318 (12.9)
太平洋	54 (12.4)	4 (0.9)	65 (14.9)	5 (1.1)	189 (43.3)	38 (8.7)	8 (1.8)	0 (0.0)	73 (16.7)	436 (9.1)	412 (9.1)	435 (9.5)	417 (9.3)	240 (8.4)	256 (9.8)	229 (9.3)
小計	341 (24.0)	47 (3.3)	225 (15.8)	28 (2.0)	509 (35.8)	112 (7.9)	13 (0.9)	21 (1.5)	124 (8.7)	1,420 (29.7)	1,320 (29.1)	1,258 (27.4)	1,266 (28.3)	799 (27.8)	731 (27.9)	648 (26.4)
計	832 (17.4)	201 (4.2)	881 (18.4)	147 (3.1)	1,912 (39.9)	323 (6.7)	19 (0.4)	179 (3.7)	292 (6.1)	4,786 (100.0)	4,540 (100.0)	4,595 (100.0)	4,481 (100.0)	2,873 (100.0)	2,616 (100.0)	2,456 (100.0)

表1-8 地域別対象分野順位(1980年度)

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	費 用
アフリカ	知 識 (50.9%)	食 料 (18.2%)	衛 生 (14.6%)	水 (4.8%)	コ ミ ュ ニ ティ ー サービス (3.3%)	
中南米	知 識 (27.8%)	食 料 (21.4%)	衛 生 (14.6%)	経 済 開 発 (11.3%)	エ ネ ル ギ ー 保 全 (7.9%)	栄 養 (7.9%)
北アメリカ・中近東	知 識 (57.2%)	衛 生 (21.4%)	食 料 (12.9%)	コ ミュニティ・サービス (3.5%)	住 宅 (2.5%)	
アジア	衛 生 (31.2%)	知 識・技 術 (26.2%)	食 料 (17.1%)	経 済 開 発 (9.5%)	コ ミュニティ・サービス (5.6%)	
太平洋	知 識 (43.3%)	コ ミュニティ・サービス (16.7%)	食 料 (14.9%)	衛 生 (12.4%)	経 済 開 発 (9.1%)	
北アメリカ・中近東	知 識 (35.8%)	衛 生 (24.0%)	食 料 (15.8%)	コ ミュニティ・サービス (8.7%)	経 済 開 発 (7.9%)	
小計	知 識 (39.9%)	食 料 (18.4%)	衛 生 (17.4%)	経 済 開 発 (6.7%)	コ ミュニティ・サービス (6.1%)	

表1-9-1 派遣状況

— アフリカ地域 —

	派遣開始年 (19—)	1980年度対象分野別ボランティア数(人/年)											近年の動向(研修:人/年)					
		衛生	栄養	食料	水	知識・技術	経済開発	住宅	エネルギー保全	コミュニケーション	計 (%)	1983年度実績	1984年度計画	1985年度予算要求				
		研修	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣		
ベナン	67	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	61	40	25	56	43	60(2.9)
ボツワナ	66	7	0	0	18	68	21	0	0	8	0	0	34	86	30	81	35	65(3.1)
ブルンジ	83	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	1	13	15	15	15(0.7)
カメルーン	62	1	0	22	0	35	7	0	0	0	0	0	58	103	53	102	54	98(4.7)
中央アフリカ共和国	n.a.	7	0	12	0	30	6	0	2	3	0	0	—	—	—	—	—	—(—)
ガボン	63	2	0	6	0	25	0	0	1	19	0	0	45	73	49	88	39	77(3.7)
ガブーン	67	25	0	7	0	17	2	0	0	0	0	0	23	42	25	45	26	38(1.8)
ガナ	61	11	0	14	0	51	2	0	2	5	0	0	0	110	49	47	30	55(2.6)
象牙海岸	n.a.	15	3	4	0	32	4	1	1	2	0	0	—	—	—	—	—	—(—)
ケニア	65	37	7	47	15	125	4	0	0	0	0	0	130	235	103	272	114	245(11.8)
レソト	67	2	3	22	0	65	5	0	9	4	0	0	45	88	39	74	40	73(3.5)
リベリア	62	56	0	24	13	67	0	0	0	0	0	0	122	165	100	162	100	172(8.3)
マラウイ	64	6	0	14	0	5	0	0	0	0	0	0	13	42	15	35	15	25(1.2)
マリ	71	6	5	10	0	13	0	0	5	10	0	0	48	54	50	58	45	68(3.3)
モーリタニア	71	8	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	33	39	22	44	26	45(2.2)
ニジェール	62	14	15	9	1	27	5	0	2	0	0	0	83	111	68	131	70	130(6.3)
ルワンダ	75	0	0	1	0	4	0	0	0	0	0	0	2	4	4	5	4	6(0.3)
セネガル	63	32	15	13	36	31	1	1	0	0	0	0	54	87	58	87	56	105(5.1)
セイシェル	74	2	0	4	0	3	0	4	0	0	0	0	6	6	4	12	3	5(0.2)
シエラレオネ	61	15	0	48	5	100	0	0	0	2	0	0	92	173	96	157	99	174(8.4)
スワジランド	68	3	0	7	0	93	0	0	1	0	0	0	48	91	31	93	33	70(3.4)
タンザニア	62	0	0	8	0	0	0	0	8	0	0	0	35	40	50	40	52	70(3.4)
トゴ	62	11	0	37	0	59	0	0	0	14	0	0	82	118	58	120	50	100(4.8)
ブルキナファソ (上ボウルダ)	67	0	0	13	7	32	2	0	21	0	0	0	57	75	40	85	40	80(3.8)
ザンビア	70	35	0	37	3	141	0	0	0	0	0	0	140	207	110	215	125	228(11.0)
ジンバブエ	72	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	54	60	50	87	40	75(3.6)
計 %	—	295 (14.6)	48 (2.4)	369 (18.2)	98 (4.8)	1,029 (50.9)	59 (2.9)	6 (0.3)	52 (2.6)	67 (3.3)	2,023 (100.0)	1,278	2,050	1,142	2,111	1,154	2,079 (100.0)	

表1-9-2 派遣状況

—中南米地域—

	派遣開始年 (19—)	1980年度対象分野別ボランティア数(人/年)											近年の動向(研修:人/年)					
		衛生	栄養	食料	水	知識・技術	経済開発	住宅	保健学	イコサービス	計 (%)	1983年度実績		1984年度予算		1985年度予算要求		
												研修	派遣	研修	派遣	研修	派遣 (%)	
ベネズエラ	62	9	0	8	0	27	7	0	0	7	58(4.3)	58	56	38	71	33	75(6.6)	
ブラジル	n.a.	5	0	0	0	17	0	0	2	0	24(1.8)	—	—	—	—	—	—(—)	
チリ	n.a.	13	3	14	0	38	21	0	4	0	93(6.9)	—	—	—	—	—	—(—)	
コロンビア	n.a.	21	11	7	18	13	10	0	0	0	80(6.0)	—	—	—	—	—	—(—)	
コスタリカ	63	5	13	43	0	15	14	0	6	2	98(7.3)	114	122	62	141	61	133(11.7)	
ドミニカ共和国	62	0	22	43	0	0	23	0	3	0	91(6.8)	74	122	67	130	70	124(10.9)	
東カリブ海地域	61	27	0	34	0	44	12	0	1	0	118(8.8)	126	183	80	173	85	163(14.3)	
エクアドル	62	21	0	63	0	42	2	0	0	54	182(13.6)	88	247	154	236	124	180(15.8)	
グアテマラ	62	18	8	26	2	20	24	0	42	0	140(10.4)	118	104	91	125	71	130(11.4)	
ハイチ	82	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—(—)	5	4	21	11	21	29(2.6)	
ホンデュラス	62	37	30	18	1	60	1	0	31	34	212(15.8)	123	198	173	208	110	174(15.3)	
ジャマイカ	n.a.	3	0	31	0	64	10	0	5	4	117(8.7)	—	—	—	—	—	—(—)	
パラグアイ	67	37	19	0	0	34	28	0	12	0	130(9.7)	90	134	57	131	79	128(11.3)	
計 (%)		196 (14.6)	106 (7.9)	287 (21.4)	21 (1.6)	374 (27.8)	152 (11.3)	0 (0.0)	106 (7.9)	101 (7.5)	1,343(100.0) (100.0)	796	1,170	743	1,226	654	1,136(100.0)	

表1-9-3 派遣状況

—NANEAP地域—

	派遣開始年 (19--)	1980年度対象分野別ボランティア数(人/年)										近年の動向(研修:人/年)							
		衛生	栄養	食料	水	知識・ 技能	経済開発	住宅	エネルギー 保全	イコ サニ タス	計 (%)	1983年度 実績	1984年度 予算	1985年度 予算要求					
		研修	派遣	研修	派遣	研修	派遣	研修	派遣	研修	派遣	研修	派遣	研修	派遣				
北 ア フリ カ 近 東	62	7	0	0	0	95	0	5	0	0	0	0	0	89	148	90	145	40	164(13.0)
モ ロ コ	73	19	0	3	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	2	—	—	—	—(—)
オ マ ン	62	0	0	23	1	3	0	0	0	0	0	0	0	66	43	34	60	44	60(4.7)
チ ュ ニ ジ ア	73	17	2	0	2	1	0	0	0	7	0	0	0	27	40	15	46	17	35(2.8)
イ エ メ ン	—	43	2	26	3	115	0	5	0	7	0	0	0	182	233	139	151	101	259(20.5)
小 計	n.a.	125	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	—	—	—	—	—	—(—)
中 東	62	31	0	36	0	55	0	0	0	0	0	0	0	—	44	—	4	—	—(—)
マ レ ー シ ア	62	7	3	2	9	62	0	0	0	0	0	0	0	86	126	55	132	80	125(9.9)
ネ パ ー ル	61	50	38	67	0	17	74	0	20	43	0	0	0	194	329	185	336	153	285(22.5)
ア リ バ ン カ ン	83	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20	12	15	20(1.6)
ス リ ラ ン カ ン	62	31	0	29	11	70	0	0	1	0	0	0	0	97	176	76	188	70	160(12.6)
タ イ	—	244	41	134	20	205	74	0	21	44	0	0	0	377	675	336	672	318	590(46.6)
小 計	82	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	5	3	5	1	4(0.3)
ク ク 諸 島	68	19	0	44	0	64	7	8	0	13	0	0	0	71	133	84	136	84	131(10.3)
ア ラ ブ	73	0	4	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	10	8	10	0	8(0.6)
キ リ バ ス	66	16	0	5	4	22	17	0	0	27	0	0	0	58	76	57	96	56	88(7.0)
ミ ク ロ ネ シ ア	81	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17	26	34	40	25	42(3.3)
パ プ ア ・ ニュー ギ ニア	71	0	0	5	0	8	8	0	0	9	0	0	0	20	47	18	49	10	46(3.6)
ソ ロ モ ン 諸 島	67	12	0	5	0	36	6	0	0	8	0	0	0	31	46	21	43	15	40(3.2)
ト ン ガ	77	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	1	12	0	4	8	8(0.6)
ツ バ ル	67	7	0	6	1	59	0	0	0	0	0	0	0	40	57	31	52	30	50(3.9)
西 サ モ ア	—	54	4	65	5	189	38	8	0	73	0	0	0	240	412	256	435	229	417(32.9)
小 計	—	341	47	225	28	509	112	13	21	124	0	0	0	799	1,320	731	1,258	648	1,266(100.0)
計 (%)	—	(24.0)	(3.3)	(15.8)	(2.0)	(35.8)	(7.9)	(0.9)	(1.5)	(8.7)	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第4節 派遣制度

4-1 資格及び規制（責任範囲）

平和部隊員たるべき資格は、18歳以上のアメリカ国籍を有する健康な者と定められており、年齢の上限はない。また、性別、出身地、人種による差別もない。1980年時点での平和部隊ボランティア5,508人（研修中又は派遣中）について見ると、男性57%、女性43%、全体の14%が既婚者であった。また、全体の5.2%に当たる285人（うち男性107人）が50歳以上、16人が21歳以下で平均年齢は27.6歳であった。なお、別の資料によれば、派遣中のボランティア6,000人以上のうち67%が少数民族出身者であったと言う。平和部隊はより多くの少数民族出身者が応募し、派遣されることを望み、かつそのために努力している。

平和部隊員は、アメリカ政府の職員とはみなされない。従って外交特権も有さず、派遣先国では現地の法律に従うものとされている。その代り、政治的信条を拘束されることはなく、アメリカ政府又は平和部隊の政策・方針・意見を代弁する必要もない。但し、現地においては、政治的事件・問題に巻き込まれないよう注意されている。常に、平和部隊員としてではなく、『個人』の資格で発言していることを周囲に周知徹底させる必要があることが強調される。

上記に関して、平和部隊員は、いかなる形であれ情報活動を行うことを絶対的に禁じられている。この件に関しての平和部隊の規則は厳しく、CIAと関連のあった人物は自動的に平和部隊員たる資格を失うことになっている。その他の情報機関又は活動を過去10年間に行っていた者も同様である。更に、平和部隊員として派遣された者が国家機関であれ何であれ、情報活動を行う機関に就職することも、平和部隊員としての在任期間2年間を含め、最低4年間は禁止されている。たとえ、平和部隊経験者が軍隊に入った場合でも、最低4年間は情報活動分野に配属されてはならないことになっている。

宗教の自由も保障されているが、宗教活動あるいは伝道活動は許可されない。

麻薬については、いかなる形のものであれ保持・所有を厳禁している。研修中たると派遣中たるとを問わず、非合法的な麻薬所有・使用者は、直ちに平和部隊員としての資格を剥奪される。

派遣先における自動車の所有は、現地住民との間に物質的・心理的障害を惹起する恐れがあることと、一般的な交通事情の悪さから適切でないとされている。作業に関してどうしても必要な場合には、オートバイの所有が許されることがあるが、この場合はヘルメットの着用が義務づけられている。

前記の情報活動禁止と関連しての規制と考えられるが、武器（軽火器）の所有・使用，送信装置（ハム送信機，短波送信機等）の保持・使用も厳禁されている。休暇中に狩猟の目的で銃器の使用を行う場合には，派遣国の事務所長の許可を得た上でなければならない。

郵便物は，外交的手段を通じることなく，自己負担で，派遣先国の通常の郵便義務に則って，送受されるべきものとされている。親族知人からワシントンの平和部隊本部気付けで送られた郵便物は（派遣先地の宛名人に届けられることなく），ごく僅かな例外（対象者の健康に絶対的に必要な薬品類，重要な法的書類等）を除き，すべて返送される。

派遣先地において，医薬品，教科書，文房具，衣類その他各種の資機材が必要と感じても，まず現地で入手・作成可能かどうかを考え，どうしても入手不可能な場合でも，平和部隊員が『サンタクロース』的存在とならないよう，現地住民に依存心をもたらしさないよう，細心の注意と熟慮が必要とされている。更に，この種の『贈り物』は，何らかの形で現地コミュニティからも寄与がなければ行ってはならない。現地で学校又は集会所，その他公共施設を建設するような場合でも，土地と労働力とプロジェクト費用の25%（金銭でも資材でも可）は現地コミュニティが提供するものでなくてはならない，という規定もある。

4-2 待 遇

平和部隊ボランティアに対する派遣先地での待遇については，既に「第2節 組織の概要・形態・予算」のうち「2-2 平和部隊の組織の概要・形態・予算」の項の「(2) 予算」で述べてある。ここでは，特に隊員の生活手当（Living Allowance）を中心に，再度概説する。

アメリカと派遣先地との間の赴任・帰任に必要な旅費（任期を1年以上延長する場合に与えられる一時帰国の往復旅費も含む）以外でボランティアに支給される手当には，次の4種のものがある。

- ① 現地到着直後に支給される「着後手当（Settling-in Allowance）」
- ② 毎月の最低限の生活を保障するための「生活手当（Living Allowance）」
- ③ 「休暇手当（Leave Allowance）」
- ④ 「復帰手当（Readjustment Allowance）」

①「着後手当」及び②「生活手当」は，任国別に生活コストを勘案して，各国の駐在事務所長（Country Director：C.D.）によって決定される。毎年又は2年毎に見直しが行われるが，途上国全般で共通なインフレのためかなりしばしばベース・アップが行われているようである。

「生活手当」は，現地住民と共に生活するという平和部隊ボランティアの姿勢上，極力低額に抑えられているという。大まかな目安としては，対象国における学校の先生の給与が参

考にされている。毎年の平和部隊国別報告では各国毎に『生活水準の指標 (Physical Quality of Life Index)』という項目があり、これが当該国の生活レベルをある程度示唆しているのではないかと考えられる。但し、この数値は当該国の国民1人当り所得 (Per capita income) とは余り関連性はない模様である。たとえば、国民当り所得が150ドルのネパールの指標は28であるが、国民当り所得が460ドルのモーリタニアの指標はこれに近い27である。一方、フィジー (国民当り所得2,000ドル) とトンガ (国民当り所得530ドル) の指標は同じ85となっている。

「生活手当」額の決定に際しては、隊員も納得する適正額を積算するため、国によっては隊員委員会とC.D.との協議で決定する例もある。

同一の国でも、都市在任者と農村部に配属される者との間で生活に大きな差が生じることがあるが、この場合には上記隊員委員会とC.D.が共同して調停にあたる。

③「休暇手当」と④「復帰手当」はドル建てで計算される。

「休暇手当」は、任期中、月18ドルの金額と2日の休暇が積立てられ、任期1年経過後に計24日の休暇 (2日×12カ月) と216ドル (18ドル×12カ月) の手当が支給される。この休暇手当額が生活手当の約3分の2に相当するというから、生活手当は平均的に三百数十ドル程度である考えることが出来る。休暇は、一時帰国に充てるよりは、赴任国又はその近隣諸国を旅行して見聞を拓め多様な文化に接触するために活用することが奨励されている。

復帰手当は一種の「帰国一時金」にあたるもので、任期中175ドル/月が積立てられており、任期終了時に積立額と利子から税を差引いた額 (約4,620ドル≒110万8,800円) が支給される。基本的には、アメリカ帰着後に支給され、次の就職・定着のための資金にあてられることになっているが、任地出発前に帰路の渡航費用として全体の3分の1の額を引き出すことが出来る。

隊員の活動に必要な資機材に関しては、原則として機材供与は行わないことになっている。前項に述べたように、平和部隊員が『サンタクロース』となってはならないからである。年間の資機材費は、1985年度予算要求額で見ても260万ドル (6億2,400万円) と総事業費の2.26%、ボランティア活動費の3.72%に過ぎない。この中には派遣ボランティアの作業・活動に必須の (派遣先地に『プレゼント』してくるものではない) 資機材費も含まれている。

なお、国別駐在事務所の駐在員に対しては、プロジェクト単位で年間数百ドル程度の機材費執行の権限が与えられている。

若干、「待遇」という観点から外れるが、機材費に関しては次のような考え方が示されている。即ち、着任後半年程度を経ると、功を焦せる隊員から、機材供与の要請が強く打ち出さ

れてくる。この要請に応えることは決して不可能ではないが、前述の理由に加え、折角の機材も当該隊員が帰国してしまうと、適正な維持管理が出来ず、「宝の持腐れ」になる例が多いため、機材供与については極めて慎重にならざるを得ない。

4-3 支援体制

(1) 事務・活動支援

平和部隊員への支援は、アメリカ国内の本部職員と、対象国の国別駐在事務所職員によって行われる。

平和部隊の職員は、平和部隊を新たな官僚機構としないという設立当初の理念から、5年間を任期上限とし、再参加する場合でも前回在籍した期間だけ平和部隊を離れていなければならないと『平和部隊基本法』に定められている。これはまた、将来の職員は当初から帰国隊員を充当することが企図されていたためでもある。1981年時点で、全職員の65%在外駐在員の70%が既に隊員OBで占められていた。

1981年時点の職員数は、国内本部175名、在外駐在員185～190名、在外駐在事務所の現地人スタッフ375名の計735～740名であった。1983～84年には全体で984名、1985年予算要求では972名となっている。

在外駐在事務所の陣容は、事務所長（Country Director 以下CDと略）の下に、総務担当者、分野別担当者（Associate Director）、隊員医務担当者（Medical Officer）等が置かれている。規模の大きな事務所ではCDの直下に副所長（Deputy Country Director）が置かれる場合もある。

Associate Director はボランティア・プログラムのいずれか1つの分野を担当し、当該分野におけるプロジェクト、プログラムの企画・実行や隊員からの要請とりまとめを行う。プログラム分野が多ければその数だけAssociate Directorも必要になる訳であり、各分野名を冠して例えばAgriculture Director, Fishery Director 等と呼ばれるようになる。

近年は、CD以外のスタッフを可能な限り現地人化する方針であり、特にAssociate Director の職務を、現地の事情に通じているという利点から、現地人スタッフに委ねている例が多い。事務的業務にはアメリカ人スタッフが当るようにしている。現地人スタッフの雇用はCDの権限であり、給与は在当該国のアメリカ大使館の現地傭人採用規程に則って定められる。現地人スタッフとアメリカ人スタッフの間には、権限上の差別はない。（給与上の差はある。）

なお、CDも現地人化することがある。但し、政治的不安に際して平和部隊員を現地政治に巻き込む恐れがあるので、当該国出身者ではなく、同地域・同文化圏の第3国出身者を

任命する（この場合は、現地人化というよりは非アメリカ人化とすべきであろう）。

CDの業務は、各国に派遣されたボランティアへの支援を総括すると共に、国別運営報告（Country Management Report）を提出することである。その内容は、毎年の、

- ① 活動分析
- ② 国情分析
- ③ 活動計画作成と予算要求、である。

CDは平和部隊本部の地域部長（Regional Director）に、数カ国担当の Desk Officer を通じて、報告連絡を行う。

(2) 医療対策

① 基本方針

- ✧健康の自己管理（Self-Responsibility）強調。
- ✧健康（Health）コンサルタントと契約。予防医学に関するマニュアルの作成とスタッフの訓練を委託。同コンサルタントは現地を巡回し、スタッフの訓練と医学上の助言を行う。研修コースも開設。

② 在外医療スタッフ

- ✧各対象国にはすべて医務班（Medical Unit）を設置。
- ✧規模により、看護婦、医師を配置。24時間態勢。
- ✧医務班スタッフは必ずしも平和部隊正職員ではなく、契約によるパート・タイム・スタッフであることが多い（現地人医師、在留米人夫人等）。
- ✧予防重視。

③ 派遣前医療対策

- ✧応募者の診断書、自己記入のアンケート回答書による書類審査。
- ✧合格者に対する精密検査（精神医による鑑定も含む）により個人ファイル作成。派遣先国事務所に送付。
- ✧待機中に予防接種。
 - 派遣先国で法律により要求される接種
 - ポリオ、チフス、破傷風、ジフテリア、狂犬病、ガンマーグロブリン（4カ月毎に、任地でも継続接種）
 - 対マラリア用クロロキン500mg/週（任期中継続）
- ✧看護婦による種々の健康ガイダンス。

④ 派遣中の医療対策

- ✧症状が出て後、現地医療施設で対応不可能な場合

○軽度の症状者は、中間拠点（フランクフルト、フィリピン、ハワイの米軍病院）で加療

○重症者はワシントンに移送し、加療手術を行う。

隊員の出身地に送戻さないのは、万一の場合の父兄対策、訴訟対策である。なお、症状が45日以内に治癒しない場合には、任期途中でも派遣を中止する。

☆都市部配属者以外には、現地で薬品キットを交付し、使用法について指導する。これら隊員用薬品を現地住民に頒布、使用することは禁じられている。誤用の危険性と、他の原因で死亡・症状悪化した場合でも当該薬品の所為にされる危険性を避けるためである。

☆避妊器具等は上記キットに含まれないが、要請があれば理由を問わず支給。既婚夫婦に対しては家族計画の相談にも応じる。

☆未婚女性隊員の妊娠の場合、費用自己負担で中絶を認める。当該国で中絶禁止の場合には、手術可能な第3国への出国を認める。当該国の道徳律に抵触あるいは平和部隊の名誉を著しく損わない限り、妊娠を理由に帰国処分することはない。但し、2回目の場合は自己抑制、自己管理に欠けるとして厳しい忠告を受ける。

☆女性隊員の場合、強姦のケースがままあり、重大な精神的後遺症を残すことがあるという。こうしたケースに対する精神的支援の方法と手段については未だ課題が多く残っている。

⑤ 帰国後の医療サービス

☆3カ月程度の現地研修、2年間の任期の計27カ月終了後、精密検査を実施。

☆加療を要する場合、平和部隊発行の証明書で一般開業医での治療が受けられる。経費は平和部隊負担であるが、有効期間は6カ月と限られている。

☆隊員活動期間中に感染したと認められる疾病については、期限に関係なく、平和部隊に治療保証を請求できる。この場合、予算の項で述べたように、労働省所管の保健機関による診断と因果関係の立証が必要である（法定）。

⑥ その他

☆耐薬性マラリア発生地（タイ北部、マレーシア北部、バブア・ニューギニアの一部地域、ベトナム、カンボジア等）や、未だ治療法の確定していない風土病（ラッサ熱等）の感染地域に対する隊員派遣は回避ないし慎重に行う。

☆今後、他のボランティア派遣機関、援助機関との医療面での協力、情報交換を積極的に進める。

第5節 そ の 他

5-1 帰国後の処遇等

帰国隊員に対しては、帰国後の進路設計、就職斡旋（情報提供、人材銀行登録）、恩典の賦与、大学における単位の認定等のサービスが提供される。

特に、帰国後1年間は、政府機関への就職に際して、通常の試験が免除(Non-Competitive Eligibility)され、直接に各機関での面接試験のみで採用されるという特典が与えられている。

1981年時点で、35の大学の学部が平和部隊のための奨学金制度を設置しており、12の学部で平和部隊活動に対して単位を認定することが決定されている（尚、拡大を交渉中）。

単位取得に当っては、派遣前に大学との契約書に添えて、平和部隊ボランティア活動計画書をあらかじめ提出しておき、帰国後に業務実績、それらを裏付ける資料・論文を提出し、査定を受ける必要がある。

平和部隊の国内外の職員は、当初から帰国隊員をあてる予定であったし、任期も上限5年間で定められているので、かなり多くの帰国隊員の就職受け入れ口となっている。但し、既述のように、継続しての職員勤務は認められていない。

この他、帰国隊員の組織化、就職情報の無料サービス、国内各地における協力者（就職相談役）の「核」作り、開発教育分野への就職・針路決定の奨励等の知識と経験の活用をはかる方策が多数考慮され、実施されている。

5-2 隊員募集活動及び選考

マス・メディアの活用、無料電話サービス、対大学キャンペーン、ダイレクト・メール、大学内募集担当官（Resident Recruitor：隊員OBで大学院在学中の者に、学資一部負担（週20時間拘束、年間4,000ドル支給——1981年時点）で募集活動を委嘱）等により募集を行う。

全米15カ所の募集事務所（Recruitment Office）において応募を受付ける。

派遣対象国からの派遣要請（駐在スタッフによる調査表）は整理・分類され、募集要項としてまとめられている。

募集担当官は、上記募集要項と応募者が提出した願書を吟味し、技術内容、人物が適格と認められる者を選考し、参加許可を通知する。参加が許可された者は、1カ月後に集結地（派遣地域により定められている）に集合し、2、3日間のオリエンテーション、手続等を受けて、現地に派遣される。研修期間がないのは、現地研修を原則とするからである。

特に困難な課題や微妙な問題の存在する地域への派遣候補者に関しては書類審査に加え、約一週間の特別研修評価センター（Centre for Assessment of Training：CAST）での研修、相互評価、人物審査が行われる。CAST参加者には旅費と宿泊費が支給される。

5-3 研 修

平和部隊員の研修は、現地訓練が原則であり、国内研修は行わない建前となっている。しかし、特定の技術分野の研修の一部又は全部を国内で行う事も可能となっている。

(1) 技術訓練（Skill Training）

現在、全隊員の約4分の1を対象に、要請の多様化と募集難職種の隊員確保を目的として、6～8週間の技術訓練が行われている。研修内容は、技術力は不足しているがそれ以外の要素では素晴らしい隊員に成り得るジェネラリストに技術を賦与するものや、若干近接した技術分野の者に付加的に当該分野の技術を与えるものである。

技術訓練の対象分野は、漁業、農業、林業、畜産、食品、エネルギーの6分野である。

訓練場所は、大学や公私立の研究機関、研修機関等であり、研修機関の選択は公開入札によって決定される（大学でこの種の技術訓練を実施する場合、その大学の単位取得が可能という利点もある）。

(2) 語学訓練

語学訓練は、すべて派遣先国現地で行われる。派遣先で使用される現地語を「日常生活に支障なく、業務上も重大な支障ない」程度に話せるようになることを目標に、1日最高6時間、6～8週間程度の研修が行われる。国によっては複数の言語があり、また教科書にも質的差異があるが、断えず改善の努力が行われているという。

講師は、専門家によって訓練された現地人を用いる。語学に限らず、現地での訓練期間中は、研修生は全て現地人家庭に下宿することを定められている。

(3) その他の現地研修

現地研修は、語学の他、現地事情に関するオリエンテーションや、技術訓練も含んでいる。

現地事情では、民俗学・民族学等の専門的知識ではなく、現地の風俗、習慣、タブー等を教え、現地で生活していく上で誤解や摩擦を生じさせないための知識の伝達が行われる。

現地研修の企画・指導用テキスト開発は、本部の企画・研修調整部（Office of Programming and Training Coordination）で行われる。技術研修では分野毎に、語学研修については地域毎に担当者が置かれている。

研修は、配属地に派遣されて終了するものではなく、任期終了後まで継続して行われるものと考えられている。即ち、

- ① 就業前（Pre-Service）の語学，技術，現地事情の研修
- ② 就業中（Mid-Service）における業務進行状況の分析，目標修正，自己改善
- ③ 就業末（Close of Service）時の業務の評価体験の総括，任期終了後の進路設計

のすべてが、平和部隊のボランティアにとって常に自己「研修」の場であるとされている。

第2章 イギリス『海外ボランティア・サービス』 (Volunteer Service Overseas : VSO)

第1節 設立の沿革・経緯と発展

今日イギリスの対途上国民間公益活動は、OXFAM, Christian Aid, CAFOD, The Save the Children Fund等国際的に有名な団体に代表されるように、世界でも極めて活発と理解されている。

1958年に設立された『海外ボランティア・サービス』(Volunteer Service Overseas: VSO)も、今日英国最大のボランティア派遣団体として、民間公益活動の一翼を担っている。

設立者として名をしられるアレック・ディクソン氏(Dr. Alec Dickson)は1950年代半ばから「途上国の農村開発をすすめる上で、青年ボランティア・サービスは開発協力の重要な手段である」ことを提唱、マレーシアのサラワクで教育プログラムに携わっていたオーストラリアVGSボランティアの活動に⁽¹⁾ヒントを得て、イギリス青年にもボランティア活動を奨励すべく行動をおこした。

最初の呼びかけは高校卒業後の若者を対象になされ、当時の徴兵制廃止とあいまって一般の賛同を得ることができた。ディクソン氏は王立英連邦協会の援助と民間の寄付金をえて、1958年末18名のボランティアをサラワク(マレーシア)、ナイジェリア、ガーナ(いずれも英連邦国)へ派遣した。

実際にVSOがボランティア派遣母体として発足するのは1959年のことであり、初代ディレクターはディクソン氏であった。⁽²⁾VSOのその後の発展は、1950年代末から60年代にかけてのアジア・アフリカにおける多くの独立国の誕生と、とりわけ旧英領を中心とするイギリスの海外への関心の高まりを背景としていた。VSOは、これら独立新興国に対する開発協力の重要な手だてとして、国内各方面から注目と支援を集めることができた。王立英連邦協会は補助金のみならず、VSOの事務所建物を提供した。1961年にはVSOは正式にチャリティ(慈善団体)として社団法人のステータスをえた。

1962年は、組織・活動内容共にVSOを大きく前進させた年である。まず第一に、同年イギリス政府技術協力省(現在の海外開発省)が、『英国ボランティア計画』(British Volunteer Program: BVP)を設置し、これを通して、英国内の主要な海外ボランティア派遣団体に対し補助金を拠出することを決定した。今日VSO予算の90%を占めるこの政府補助金によって、派遣されるボランティアの数も大幅にふえた。また活動内容も従来の高校卒業生対象、旧英領国の中学校での英語教師中心から、より技術重視のシニアボランティア派遣へと発展した。

25周年を迎えた1983年には、約40ヶ国で1,000人ものボランティアが活動して

おり、同年VSOボランティア派遣数はのべ2万人にのぼった。

〔国内的背景〕

開発協力・開発教育の歴史の長いイギリスには、「ボランティア活動は国民一人一人のイニシアティブによっておこされ、民間の力で振興すべきもの」という基本姿勢が浸透している。したがって、国民運動として活動が推進され、政策決定は組織の理事会レベルでなされ、政府はこうした民間活動に補助金を拠出して支援するという形式が一般的である。

ボランティア派遣に対する政府援助額は、1984会計年度で593万ポンド（約20億円、1ポンド＝342円）とされており、対前年比17%増となっている（前々年の前年に対する増加率は25%）。この額は『英国ボランティア計画（BVP）』傘下4団体——VSO他、IVS：International Voluntary Service、CIIR：Catholic Institute for International Relations、UNA-IS：United Nations Association - International Serviceの総経費の90%を占めている。ちなみにVSOの派遣するボランティア数は英国全ボランティアの90%を占め、593万ポンドの80%にあたる480万ポンド（約16億円）が割当てられている。VSOの残り予算は個人・団体の寄付によってカバーされるが、このことは英国内においてボランティア活動が国民によく支持されていることを示すものといえる。

イギリスの民間公益活動に従事する団体は法的には「チャリティ（慈善団体）」として登録されることが多いが、チャリティ団体には税金面での優遇措置が適用されている。

第2節 組織の概要・形態

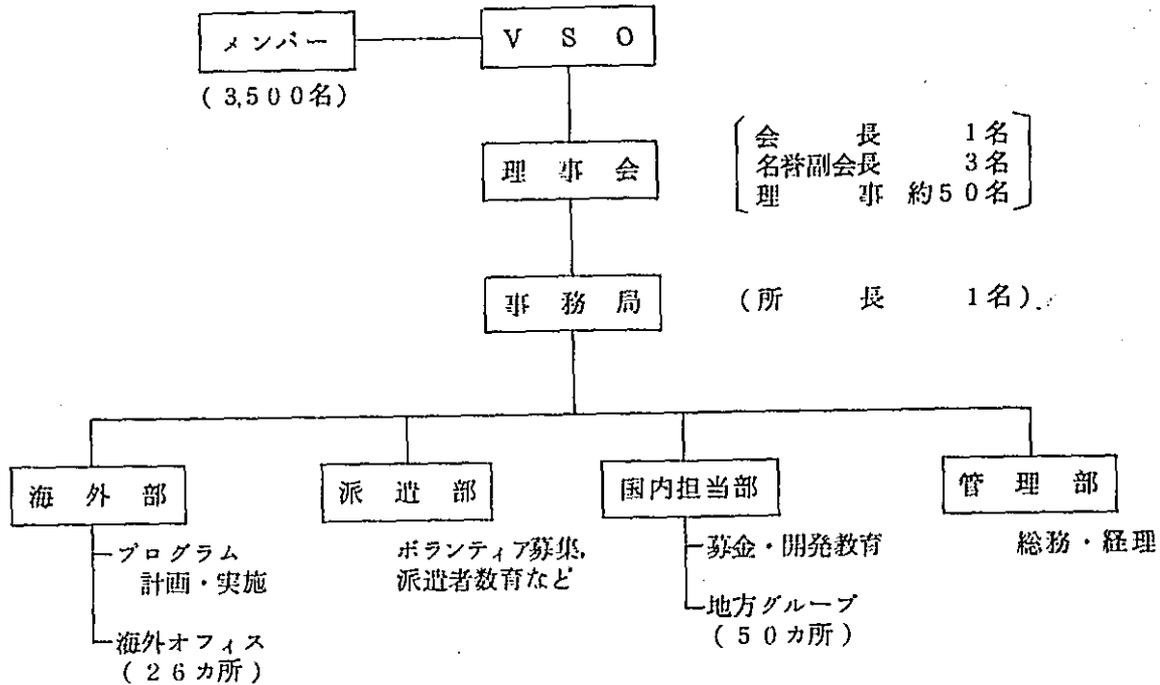
VSOは1961年以来、社団法人格をもつ慈善団体であり、1982年からはメンバー制をとっている。会費は年5ポンド以上で、1984年末までに登録会員数は4,300人をこえた。

2-1 形 態

VSOの活動方針と政策は基本的に、年2回の理事会と年10回開かれる理事会内部の実行委員会で決定される。

図2-1はVSO組織図である。事務局には機能別に4つの部が配置されており、本部オフィス以外に26ヶ所の海外オフィスをもっている。またVSOの一般募金活動を地域レベルで行なったり、開発教育を地元ですすめるローカル・グループ（VSOボランティアOB、OGによる無給の地方グループ）が全国50ヶ所に存在している。事務局スタッフの総数は

図2-1 V S O 組織図



出典: 『対途上国民間公益活動評価調査』(財)国際協力推進協会, 1984年, P155

約90名で、その半数は海外オフィスの駐在員である。

海外オフィス開設国: バングラデッシュ, パルバドス, ベリーズ, エジプト, フィジー, ガンビア, ガーナ, インドネシア, ケニア, キスムーケニア, マラウイ, マレーシア, モルジブ, ネパール, ナイジェリア, パプア・ニューギニア, フィリピン, シエラ・レオネ, スリ・ランカ, 北・南スーダン, タンザニア, タイ, ウガンダ, ザンビア, ジンバブエ。以上24ヶ国26ヶ所(中国についてはブリティッシュ・カウンセルが代行している)。

各海外オフィスにはフィールド・ディレクター(又はフィールド・オフィサー)が駐在しており、国によってはアシスタント・フィールド・オフィサー(又はフィールド・コーディネーター)がこれを助けている。

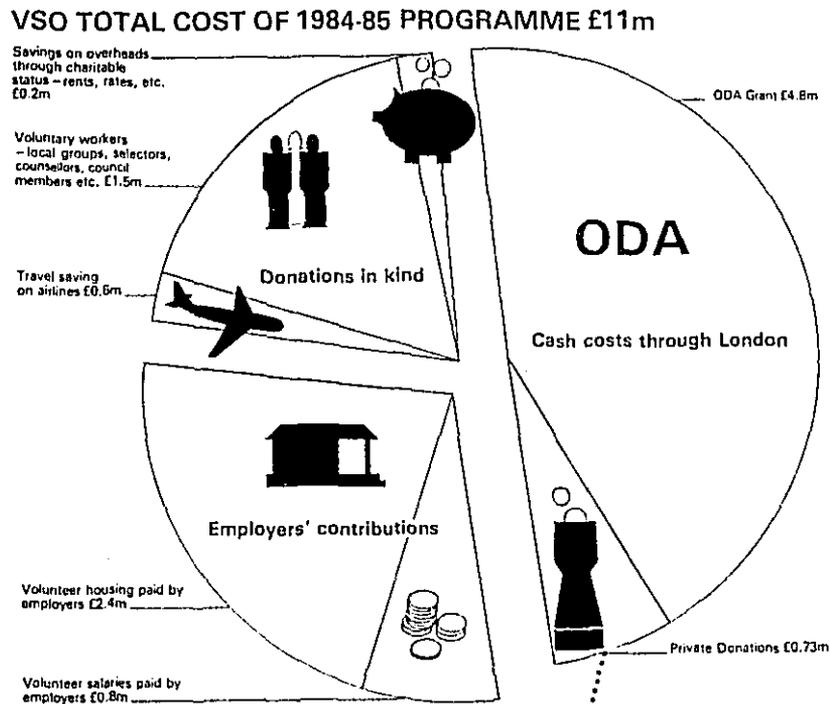
2-2 予 算

下図は1984-85年度VSOの予算計画であり、政府補助金, VSO自己資金, 受入国依頼主の負担額を含めた総予算は1,100万ポンド(約37億6千万円)にのぼるとされている。このうち政府補助金は480万ポンド, 一般募金・寄付による収入73万ポンド, 物品による寄付・無料提供(航空運賃, 建物等)230万ポンドであり, 受入国依頼主(カウ

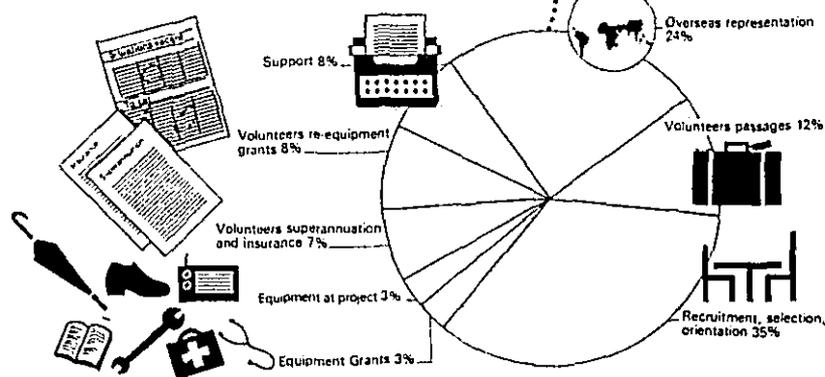
ンターパート)の負担額は、ボランティアの住居費・生活費あわせて320万ポンドと見積もられている。

図2-2 VSO予算と支出の内訳

1ポンド=342円



HOW YOUR SPONSORSHIP FEE IS SPENT



	BVPへのODA援助	左記のうちVSOへの補助額	VSO予算
1982/83	450万ポンド(約15億円)	279万ポンド(約9億5千万円)	316万ポンド(約11億円)
83/84	507万ポンド(約17億円)	(不明)	(不明)
84/85	593万ポンド(約20億円)	480万ポンド(約16億円)	553万ポンド(約19億円)

出典: VSO Annual Review 83-84, P. 19

財 政

総 収 入	316万ポンド (1982)
{ 政府補助金 一般募金, 寄付 (通常) 特別アピール その他収入 }	279万ポンド
	25万ポンド
	7万ポンド
	5万ポンド
支出内訳	
ボランティア派遣経費	310万ポンド
(但し, そのための国内活動費 ボランティアの採用, 開発教 育費, 事務局運営費を含む)	
次年度繰越し	6万ポンド

出典：前出『対途上国民間公益活動評価調査』, 1984年, P155

VSO予算のほとんどは通例政府補助金によってしめられるが、残り10-20%に関してはローカル・グループを通じた一般募金、企業・団体・個人からの寄付によって自己調達される。VSOに対しては、The Oxford Committee for Famine Relief (OXFAM)、Christian Aid、教会、ロータリー・クラブ等の民間組織からも寄付がよせられるほか、約8,000人が常時募金に応じている。

2-3 政策・方針

VSOは、貧しい人々にお金や食物を与える緊急援助的な慈善団体ではなく、第3世界の人々の自立を長期的視野にたってサポートすることを第一義として活動している。その設立当初の目的は、新興独立国もしくは独立途上国（旧英領が主）に若手ボランティアを送りこむことによって援助することにあったが、現在ではVSOボランティアは貧困・文盲・低開発に途上国と共同で対処する協力活動の重要な手だてとして認識されている。

その主眼点は

- ① 世界の社会的経済的公正の確立に貢献する。
- ② 国際的理解と友好の輪を拡げるとともに、ボランティアに海外体験を通じた人間形成の機会を与える。
- ③ 帰国ボランティアの国内活動を通して、開発協力・開発教育への国民的理解を推進するとともに、人種問題における調和をはかる。

の3点に集約される。V S Oのポリシーにのっとり、真に途上国の開発問題の解決、地域開発の促進に根ざすプロジェクトであれば、途上国のカウンターパートはG O・N G Oの別をとわない。と同時にV S Oボランティアは、単なる援助供与国—受入国関係のカウンター・アクションの一環ではなく、途上国のコミュニティ・メンバーの一人として活動することを期待され、コストも恩恵もV S Oと途上国カウンターパートのフィフティーフィフティの取引においてシェアされる。これは途上国とのパートナーシップに重点をおくためである。

第3節 活動／派遣実績と現況

3-1 事業の選択

先述の通り、派遣要請は政府機関、N G O、民間グループのいずれからもうけるが、真に地域開発・開発問題の解決に寄与するプロジェクトであることが第一義の条件である。このようなプロジェクトが少数の特権階層の利益を守るのではなく、貧しい人々・恵まれない人々の生活条件の改善を目指すものでなければならぬと明記されているのは、いかにもアングロ・サクソン系の国のN G Oらしい。

さらに事業運営のポイントとしては、以下の諸点が特筆されている。

- ① プロジェクトは対象者の自立を助くものであり、彼らのV S Oへの依存は避ける。
- ② V S Oの活動は、人を介した技術の移転業務をモットーとする人材のテンポラリーな穴うめである。各ボランティアは業務終了後には自分のかわりとなるような人材の育成を心がけねばならない。
- ③ 委託側に経済的ゆとりがある場合、経費軽減を狙っての安価な労働力としてのボランティア要請はしりぞける。
- ④ 相手国の失業問題の増幅をさけるため、真のボランティアが必要とされているポストのみを対象とする。国内にふさわしい人材がある場合は適用外である。
- ⑤ ボランティアが業務を通して相手国との相互理解を深め、地域メンバーの一員として活動しうるものでなければならぬ。

但し、申請されたプロジェクトが必ずしも上記の選定条件全てを備えるものでなくとも、要請に必然性があると認められた場合、ボランティア派遣が考慮される。このような選択の融通性は、人材の最大限の活用と途上国のニーズに最大限に応えるというV S Oの趣旨にのっとっている。

なお、B V P傘下の4つの団体は、1国につき1団体しか活動しないという原則があるが、1983年ジンバブウェ独立直後の国家建設に対し、V S OとC I I Rが並行して協力活動にあたったという特例もある。

3-2 派遣状況

下表は1984年12月現在のVSOボランティアの派遣状況である。

表2-1 VSOの派遣中ボランティア数

(1984年12月31日数値)

	農業	教育	保健	社会事業 ビジネス	技術	UNV	その他	合計	1983年12月31日 時点での合計
エジプト	-	11	-	-	1	-	-	12	15
パングラデシュ	1	1	2	3	12	1	1	21	17
ベリーズ	1	4	4	1	5	-	1	16	5
ブータン	-	7	-	1	-	2	-	10	8
ブルンディ	1	-	-	-	-	-	-	1	1
中 国	-	18	-	-	-	1	-	19	15
東カリブ	4	30	4	4	6	-	1	49	48
フィジー	1	7	3	4	1	-	-	16	19
ガンビア	1	7	2	2	7	-	1	20	17
ガーナ	1	11	4	-	4	-	1	21	26
インドネシア	15	20	2	1	7	4	-	49	36
ケニア	11	36	6	4	15	2	1	75	81
キリバス	2	3	-	2	2	-	-	9	9
リベリア	-	-	2	-	-	-	-	2	-
モルジブ	1	7	1	2	1	-	1	13	16
マラウイ	7	18	12	4	9	-	1	51	59
マレーシア	2	4	3	2	1	-	1	13	21
ネパール	22	12	3	4	5	-	-	46	44
ナイジェリア	7	87	6	1	5	-	2	108	117
パプア・ニューギニア	19	23	19	13	2	-	-	76	78
フィリピン	9	4	1	3	2	-	-	19	14
ルワンダ	-	-	-	-	-	1	-	1	2
シエラ・レオネ	3	28	4	-	3	1	1	40	39
ソロモン諸島	3	4	-	2	-	2	-	11	10
スリランカ	1	11	2	1	10	-	-	25	44
北スーダン	8	5	5	-	12	-	1	31	29
南スーダン	1	1	-	4	3	2	-	11	25
タンザニア	6	45	8	4	5	2	1	71	69
タイ	6	11	3	3	1	1	1	26	22
トンガ	-	1	-	-	2	-	-	3	5
ツバル	1	-	-	3	2	-	-	6	6
ウガンダ	3	2	6	3	3	1	-	18	4
バヌアツ	11	1	-	-	6	1	-	19	19
ザンビア	8	4	8	3	5	-	2	30	37
ジンバブエ	-	20	-	1	-	-	-	21	-
国連ボランティア	-	-	-	-	-	4	-	4	4
合 計	156	443	110	75	137	25	17	963	961
1983年12月31日 時点での合計	164	434	92	61	177	14	19	961	

表 2-2 地域別ボランティア数

	人 数	%
ア ジ ア	241人	25%
オセアニア	140	15
アフリカ	529	55
カリブ地域	49	5
U N V	4	
	963人	100%

表 2-3 分野別ボランティア数

	人 数	%
農 業	156人	16%
教 育	443	46
保 健 衛 生	110	11
商 業	75	8
技 術	137	14
*そ の 他	42	5

*その他 UNV + Assistant Field Officer

VSOは1984年12月現在35ヶ国に963人のボランティアを派遣している。派遣数はここ数年1,000人を前後しており、地域別・分野別人数もほぼ同傾向にある。

地域別には他国派遣団体と同様にアフリカが最大派遣地域であり、アジアがそれに次いでいる。尚35ヶ国中の約半数は旧英領であり、イギリスの英連邦国に対する関心の高さを表わすとともに、ボランティア活動としての国際性・リベラリティの観点からいえば、1つの偏重性で見受けられなくもない。

一方、分野別には教育関係の派遣数が約半数を占める。これは途上国における人材育成のための教育の向上を狙うものであることがうたわれているが、途上国教育機関における語学教師のポストが圧倒的に多いのは、英語国家のボランティア派遣活動に多いパターンであり、活動上の1つのウィーク・ポイントでもある。

対象となっている途上国の多くは今日、独立後社会建設の一定の安定期にはいっており、従来の初歩的教育から、さらに高度な専門技術をもった人材養成のための職業教育・技術教育の必要としている。このような途上国のニーズに応じて、V S Oも語学教師から専門技術者の 進へと徐々に重点を移行させている。

ボランティアの活動分野を細かく記すと、

農業関係 — 農作物栽培、畜産、農場経営、林業、漁業、海洋水産、海洋生物学、農学指導、農工学及びその関連の適正技術開発、園芸、獣医学、農業経済・統計、土壌学、農業マーケティング

保健関係 — 看護婦、医師、薬剤師、歯科医、栄養士、物理療法家、衛生士、その他医学関係の技術者

工学工芸関係 — 動力機械、建具・大工、建築、医工学技術、電気技術、電子工学、冷凍技術関係の専門家、金属技師、鉛管工、溶接工、その他のドメスティックな器工具に関する技術者

教育関係 — 英語、数学、応用科学、物理、化学、生物、地理、経済、障害者教育、職業教育

商業・ビジネス関係 — 会計、経営統計、コンピューター・プログラミング、主として政府、地方行政に参与する技能者・専門家

その他 — 陶芸、織物、ジャーナリズム、写真、デザイン、都市計画、建築関係の専門家、法律家、視聴覚技師、婦人・青少年を対象にした社会活動者、その他

V S Oは、この他の考えうる分野に関し、できるだけ幅広くカウンターパートの要請に応じられるよう努めている。

3-3 国別活動状況

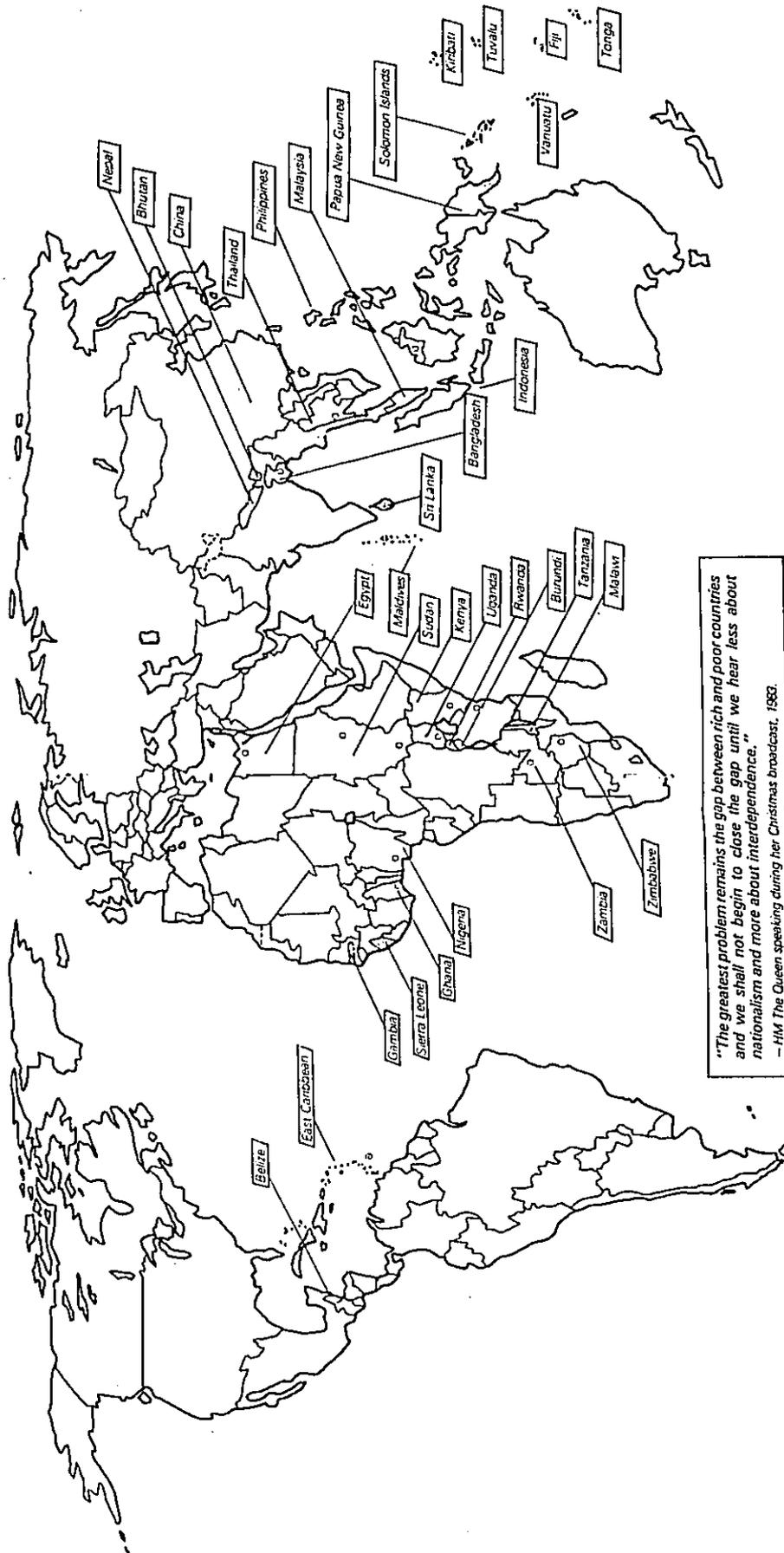
派遣数の多い国は、ナイジェリアの108人を筆頭として、パプア・ニューギニア76人、ケニア75人、タンザニア71人、マラウイ51人、東カリブ49人、インドネシア49人、ネパール46人となっている(1984年12月現在)。

これらのV S Oボランティア派遣国は、地域或いは国情によって、教育プロジェクト(主として英語教育)中心か技術協力か、政府機関との提携が主かN G Oか、基礎的な国家建設への参与か地域或いは特定グループを狙った開発プロジェクトか、大規模プロジェクトか小規模か、の差異がある。

例えば、タンザニア、ガンビア、シエラ・レオネでは専ら政府機関の英語教育・職業教育プログラムを請負う一方、バングラディッシュ、パプア・ニューギニア、フィリピン、ケニアでは現地N G Oや地方組織と協力して、地域開発プロジェクトに取り組むことが多い。フィ

図 2-3 VSO ボランティアの派遣国

Around the World



"The greatest problem remains the gap between rich and poor countries and we shall not begin to close the gap until we hear less about nationalism and more about interdependence."
 - HM The Queen speaking during her Christmas broadcast, 1980.

出典：VSO Annual Review 83'-84', P. 12-13

リピンでのカウンターパートは全てカトリックNGOであり、保健、農業関係でグラスルーツレベルの小規模プロジェクトを組んでいる。またケニアではボランティアの4分の3がNGOで活動しており、婦人・青少年を対象にしたコミュニティプロジェクトを運営している。

同じ人材不足に悩む国でも、マラウィではボランティアは主として中間管理職をつとめマネジメントにあたる一方、東カリブ地域では国土建設・経済建設の基礎構造づくり、人づくりのための教育・職業訓練を率先して行なう技能(skill)協力が第一義である。

またスーダンでは、EECその他の援助機関とタイアップしてインフラストラクチャーの整備に取り組む比較的大規模なプロジェクトが行なわれている。

委託主体、プロジェクトの規模、内容に比較的幅やバラエティがみられるのは、NGO故の柔軟性を示すものといえよう。

第4節 派遣制度

4-1 資格

VSOのボランティアの資格は20～65才の英語又はEEC加盟国市民、もしくはイギリス在住のコモンウェルス加盟国市民に適用されるが、一般に、何らかの技術・職業経験保持者が望ましい(VSOボランティアの平均年齢は25, 26才)。既婚者に対しては、配偶者ともボランティア資格を認められた者のみに関し同一地域に派遣され、扶養家族の同行は認められない。また赴任後現地での結婚は、ボランティアとしての任期終了後を待つことが勧告される。結婚に限らず、業務一般に関しVSOフィールド・ダイレクターの指示に従わず行動した者、業務内容・期間を一方的に変更した者は、ボランティアとしての資格を失なう。

4-2 待遇

一般にボランティアの任期は2年間であるが、1, 2年間の延長も奨励されている。ボランティア経費は、VSOと途上国カウンターパートの双方が分担する。VSOはボランティアの往復旅費、保険料ならびに国内復帰手当を支給し、受入側はボランティアの生活費、住居費及び各プロジェクトのための交通手段・道具等を負担する。

年間一人あたり経費は、本国負担分で3,500～4,000ポンドであるが、受入側もほぼ同額程度の負担をしていると見積られる。VSOやカナダのCUSOが受入側とボランティアの経費を平等に負担するのは、途上国の自立化を図るというモットーに基づくばかりではなく、以下のような理由によっている。

- ① 途上国に平等分担させることにより、無駄な重複をさけて真に必要な人材のみを派遣することができる。
- ② 途上国における失業問題の増幅をさけることができる。
- ③ 経費節減により、より多くのボランティアを派遣することができる。

以下はV S O側と受入側のボランティアに対する提供物の一覧である。

〔V S Oの提供するもの〕

- ・イギリス国内でのオリエンテーション・トレーニング
- ・往復旅費（但し着任時と帰国時のみ）及び1年目末の国内旅費
- ・赴任手当及び2年目末（帰国時）の国内復帰手当
- ・年金、国民保険又は基礎基金
- ・医療保険

〔受入側の提供するもの〕

- ・生活費（任国の標準給料と同額程度）
- ・住居（ボランティアにふさわしいすまい）
- ・交通手段
- ・作業に必要な工具・衣類
- ・医療費の一部負担（50ポンド/度）
- ・年間最低3週間の休暇

但し、受入側が上の全ての責務を負いきれない場合は、一時的にV S Oが肩代わりすることもある。ボランティアに支給される生活費は任国での生活に支障のない程度のものであり、任国で同様の業務を行なっている同僚とほぼ同水準の額と規定されており、多額の給料は望ましくない。これはボランティア・サービスによって利をえたり、大金をえて帰国の途につくのはボランティアの趣旨にそぐわないとされるためである。

4-3 特典制度

V S Oは各ボランティアの赴任時に、国内諸交通費、赴任手当244ポンド、赴任地までの旅費を支払う。

現地においては、傷害・疾病時の保険、適該者に対するClass I、もしくはClass IIIの国民保険、及び1年目末の国内旅行費（156又は191ポンド）が支払われる。3年以上の着任に対しては再度の赴任手当244ポンドが3年目初めに支給される。

さらに帰国時においては、赴任地からの旅費及び国内復帰手当が支給される。

国内復帰手当の支給額は以下の通り。

表 2-4 期間ごとの手当支給額

派遣期間	支給額
0ヶ月～6ヶ月未満	250ポンド
6" 9"	313"
9" 12"	375"
12" 15"	438"
15" 18"	500"
18" 21"	563"
21ヶ月～24ヶ月以下	625"
24ヶ月～27ヶ月未満	707"
27" 30"	780"
30" 33"	857"
33" 36"	938"
36" 39"	1,014"
39" 42"	1,092"
42" 45"	1,170"
45 ～48ヶ月以下	1,250"

手当額は勤務月数に応じ積算される。つまり2年仕事に従事すれば3,064ポンド、4年であれば10,872ポンドが支給される。4年以上にわたる勤続者には、4年目に手当全額を支給された後、新たに0ヶ月から計算される。

復帰手当はボランティア全員に適用されるが、VSOの承諾なくして任務を離れた者、業務上或いは個人的な過失を犯した者、現地の法律もしくはVSOの基本法に抵触した者には支給されない。

さらに、帰国後の再就職に際してはVSOがボランティアの業務終了10ヶ月前に就職情報を提供するほか、主として教職の紹介、斡旋を行なう。帰国ボランティアは教職につくことが多い。

4-4 支援体制

前述の通り、海外26ヶ所のオフィスには、フィールド・ダイレクター（又はフィールド・オフィサー）が駐在している。フィールド・ダイレクターは任国政府とボランティア要請側の連絡を司る他に、VSOボランティアの身の安全、業務の円滑な運営に関し責任をもつ。国によってはアシスタント・フィールド・オフィサー（又はフィールド・コーディネーター）

が滞在し、プロジェクトの運営を助ける。

V S O フィールド・オフィスは英国大使館又は英国高等弁務官と常に連絡をとり、業務の安全性を確認せねばならない。

又、各ボランティアは業務上の技術的な問題以外の諸問題（業務の変更、休日中の旅行帰国等）に関しては、V S O フィールド・オフィスの諒承をえねばならない。フィールド・ダイレクターはこれらの諸問題に関し指示監督権がある。

4-5 内部規定

V S O はボランティアに対し、選考、派遣、保険、補償に関わる一連の手続き以外の事柄には責任をもたない。現場においてはボランティアは職場の一員として受入機関側との協議に責任をもつが、6ヶ月ごとにV S O に対し業務レポート提出の義務がある。

V S O はボランティアの派遣前トレーニング・オリエンテーションを実施する。オリエンテーションコースには2、3日間の任国事情講座、1～2週間の技術コース（教授法、熱帯地方での保健衛生、他）及び1週間から3ヶ月の語学訓練の3種類があり、ほとんどのボランティアがこのうち2種類を受講する。また、これらのオリエンテーション以外に教育実習があり、これは教育プログラムに携わるボランティアのうち未経験者に対して、1～2週間教壇に立つことをすすめるものである。

ボランティアの宗教、政治思想は本人の自由であるが、政治活動をしてはならない、現地の慣習から逸脱する行為、過激行為、違法行為を禁ずる等、細則が設けられている。業務上・生活上の変更・トラブルは、いずれの場合もV S O フィールド・オフィスに報告し、その承認をえなければならない。

4-6 ボランティア帰国後の活動

現地での2年或いは2年以上の任期を終えたボランティアは、帰国後もさまざまな活動を通してV S O、国内ボランティア活動と関わることができる。

- V S O ローカル・グループ — 帰国ボランティアは自動的に2年間V S O のメンバーとなり（会費無料）、地元でV S O の地域活動を担うことを期待される。ローカルグループの募金活動は、V S O の重要な自己収入源の1つである。
- ボランティアOB会（RVA：Returned Volunteer Action） — V S O 等ボランティア派遣団体から資金を得ているが、独立組織である。国内における開発教育の振興をはかる、ボランティア派遣活動の強化に尽力する、などの目的をもっている。リソース・センターの設置により現地情報・業務上の基礎知識を提供するほか、V S O と共同で帰国ボランティア懇談会（Returned Volunteer Weekend）を企画する。帰国ボランティ

アはここでその後の国内諸活動の紹介をうける。

- 開発教育プログラム — 帰国ボランティアによる講演，研究会の開催，V S O 会員誌 "Orbit" への寄稿，マス・メディアを通じた活動の広報に努めるほか，各地域レベルで英国市民に働きかけることによって，第三世界への理解と問題意識の高まり，実践活動への拡がりに寄与する。
- V S O 自体への参加 — 帰国ボランティアは選挙により，V S O 理事会の中の一定議席を占め，V S O ポリシー・メイキングに参加することができる。
- 国内ボランティア活動 — 海外からの移住者に英語を教える，社会福祉活動に従事する，或いはN G O 運動に参加するなど。

帰国ボランティアにはその他，新たなボランティアのリクルートに協力する，体験者としてボランティア派遣前のオリエンテーション実施を手伝う，など種々の活動への協力が期待されている。

第5節 V S O 活動の展望

5-1 V S O の利点・問題点

V S O がそのうたい文句通り，要請先のG O，N G O であるに関わらず，事業の中味に応じて振るいわけし，真にニーズのあるところにボランティアを派遣できるものとすれば，その現地活動にも相応のフレキシビリティと拡がりをもたせることができよう。また，必要に応じて弾力的に組織の活性化をはかることもできよう。

一方，V S O の組織としての難点は，その資金不足ゆえに帰国ボランティアに対する処遇が不十分になる点である。

ボランティアに対する英国政府の失業・疾病補償制度の適用が難しすぎることはしばしば指摘されている通りである。ボランティアへの現地給与額が，英国国民保険Class I に適用される最低年収額1,768ポンドを僅かに上回るため，実際多くのボランティアが無一文で帰国した後，失業保険も適用されず，容易に再就職の口もないまま，経済的困窮状態に陥ることになる。

V S O は現在，帰国ボランティアに対し国民保険Class I が弾力的に適用されるよう社会厚生省に働きかけており，国民保険制度にボランティア各個人の掛金を拠出する準備を始めたが，活動の円滑化を図るためにも，ボランティア帰国後の処遇に改善が求められるといえよう。

5-2 今後の動向

VSOは基本的に現地のニーズにあった活動を目指しており、そのためのプロジェクトの選択、評価、折衝のため、現地でのきめ細かい充実した調整員網が必要である。このため、英国民、政府の一層の協力 — 資金面のみならずマンパワーの補強や、活動をスムーズにする国民的支援（精神的支援）が今後一層望まれることになるだろう。

〔付 論〕

以下は英国を代表するVSO以外の3つのボランティア団体『国際ボランティアサービス（IVS）』、『カトリック国際関係インスティテュート（CIIR）』、『国連協会国際部（UNA-IS）』、及びこれら4団体を統轄する『英国ボランティア計画（BVP）』についての簡単な説明である。

『英国ボランティア計画』（BVP：British Volunteer Program）

BVPは当時の協術協力省（現在の海外開発省）の政府次官ロックウッド卿のイニシアティブのもとに1962年設置されたthe Voluntary Societies Committee for Service Overseas を引きついだ機関である。BVP事務局は『国家社会福祉協議会（National Council of Social Service）』の中におかれており、イギリスのボランティア海外派遣の調整機関として、派遣の全般の方針を決め、政府の補助金をうけて、それを4つの傘下団体に配分する機能をもっている。

政府補助金は、1962年当初の派遣するボランティア総経費の半額程度から、64年以降4分の3に改善され、現在は90%を占めるに至っている。政府のボランティア派遣に対する資金援助は、1961年のアメリカ政府による大々的な平和部隊派遣計画の開始に影響をうけたともいわれている。

『国際ボランティア・サービス』（IVS：International Voluntary Service）

ワークキャンプの国際団体Service Civil International⁽³⁾（のちにCCIVSに統合された）のイギリス支部。1938年設立。元来、2、3ヶ月単位の短期ボランティアを海外派遣していたが、66年からは開発途上国へ長期ボランティアも派遣するようになった。IVSは諸国SCI支部の協力のもとに、ボランティア派遣を行うほか、従来のワークキャンプの実施を通じたボランティアの国際交流も重視している。派遣国は主としてアジア・アフリカ。

『カトリック国際関係協会』（CIIR：Catholic Institute for International Relations）

1941年設立されたCIIRは、もともとは他国カトリック団体との交流を目的とした宗教団体であったが、1966年からはこの交流網をベースにボランティアの海外派遣を開始した。派遣国はカトリック教徒の多い中米、アフリカ、アジアが主で、教育・保健分野で

働くボランティアが多い。

『国連協会国際サービス部』(UNA-IS:United Nations Association-International Service)

イギリス国連協会(UNA)がボランティア派遣活動を始めたのは、1962年UNAに国際サービス部が設けられてからである。UNA-ISは主として開発途上諸国におかれて
いる国連諸機関の地域事務所や、これらの機関が援助している開発プロジェクトに青年ボラ
ンティアを派遣してきたが、国連以外の機関にもボランティアを提供している。UNA-
ISの派遣国は、幅広くアフリカ、アジア、南米、太平洋地域にまたがっている。

(ボランティア派遣規模は、これら4団体のうちVSOが最大数の963人となっており、
他の3団体の派遣数は例年各100~200人程度)

(脚注)

- (1) オーストラリア全学連のイニシアティブのもとに1950年始められた『インドネシアのための学卒ボラン
ティア計画(VGS)』。のちのAVA。第I部第1章第1節参照。
- (2) 初代ディレクターをつとめたディクソン氏は、61年アメリカ平和部隊の設立にあたっていたS・シュライ
バー長官の招きに応じアドバイザーとしてワシントンを訪問中、VSO理事会の決定によってディレクターの
席を更迭された。氏はその後イギリス国内で『コミュニティ・サービス・ボランティアズ(CSV)』という
国内ボランティア計画を始めた。
- (3) 第I部第1章第1節参照。

(付録 1)

Financial Times

16 August, 1984, P.13

(VSO のボランティア帰国後の

処置をめぐる記事)

Lombard

Helping out the volunteers

By Robin Pauley

EVERY YEAR around 1,000 men and women leave their homes and jobs in Britain, with the full backing and support of the British Government, to work for two years or more in areas of acute need under the British Volunteer Programme. When they return, many face extreme financial hardship through an over-stringent interpretation of a bureaucratic rule governing unemployment and sickness benefit which clearly needs changing.

The volunteer programme is made up of four voluntary agencies, all enthusiastically and financially supported by the Government through the Overseas Development Administration. They are the Voluntary Service Overseas (VSO), the Catholic Institute for International Relations (CIIR), International Voluntary Services (IVS) and the United National Association International Service (UNAIS).

Gone are the days when VSO was a worthwhile and exciting way of filling in a year or two before or after university. Third World needs are now much more advanced and require people with experience in technological, medical, social, scientific and agrarian fields. Typical volunteers are therefore in their late twenties or early thirties, skilled and employed in Britain. They go for a minimum of two years as part of the British aid programme, earning local rates of pay which are usually minimal.

That is the catch. The local rates of pay are usually so low as to fall below the £1,768 a year minimum earnings limit for British Class I National Insurance contributions. As a result, they lose their entitlement to unemployment and sickness benefit when they return to Britain. As it is inevitable that many volunteers will return home with no money and no job, they have to apply for benefits. All, including supplementary benefit, are often refused, leaving them penniless.

Rising unemployment makes it all the harder to re-enter employment and this, coupled with a ruling which makes near destitution possible on return, could deter both employed and unemployed people from volunteering for service overseas in the future.

A typical case in point is

Christopher Pyke of Wokingham, who has returned to Britain after four years as a VSO social worker at a 'boys' rehabilitation unit in Dominica. He was paid the local rate of pay (£9) the week before he left Dominica and on arriving home was told by the local Department of Health and Social Security office that he was ineligible for all benefits including supplementary benefit. His appeal was turned down.

When VSO officers tackled Dr Rhodes Boyson, Social Services Minister, about the special plight of this small proportion of the community, he refused to help on the grounds that allowing VSO volunteers below the minimum earnings limit to pay Class I contributions would lead to pressure from groups inside Britain below the minimum limit who would also want to pay Class I contributions. As the scheme is not wholly self-financing at the lower levels of contribution, the costs would render such a concession out of the question, even in the case of such a worthy group of people, said Dr Boyson.

This seems an excessively harsh and bureaucratic, not to say thin, line of resistance. British citizens working voluntarily abroad with the support of the Government and receiving Third World local pay rates are clearly a unique group with whom other groups have no common cause. VSO is prepared to pay the existing statutory minimum contribution into the National Insurance scheme for each of its volunteers.

This is the sort of problem which arises from institutionalised inflexibility and which ministers would jump to sort out if it affected a large or powerful group of people. During the recess Mr Timothy Ralson, Overseas Development Minister, and Dr Boyson should try to find a way out of inflicting unintentional hardship on a small group of people.

They could start by considering the VSO's own suggestion; distinguish between part-time and full-time workers and allow only full-time workers (but all of them) in the UK to pay Class I contributions following the precedent of a concession to volunteers overseas. The real net cost would then be very small, since only a tiny handful of full-time employees can be earning less than £1,768.

Financial Review

These financial statements are not full financial statements. The auditors have reported on the full financial statements in respect of the year ended 31 March 1984 and their report was unqualified. The full financial statements will be delivered to the Registrar of Companies following adoption of the accounts at the forthcoming AGM. Full financial statements are available on request.

Balance Sheet.

as at 31st March 1984.

	£	1984 £	£	1983 £
Fixed Assets.				
Tangible Assets, land and buildings		28,138		22,738
fixtures and fittings		<u>19,972</u>		<u>2,294</u>
			<u>48,110</u>	<u>25,032</u>
Current Assets.				
Debtors:				
Due from Overseas Development Administration		880,002		702,185
Deposit with the British Council (Interest free)		7,000		7,000
Loan to Social Service Supplies Ltd		2,239		2,092
Other debtors.		67,665		42,238
Prepayments.		<u>87,045</u>		<u>115,395</u>
			1,043,951	869,108
Investments:				
Short term Local Authority deposit.		50,000		50,000
Government Stock.		<u>6,000</u>		<u>6,000</u>
			56,000	56,000
Cash at Bank and In Hand:				
United Kingdom.		484,110		308,349
Overseas (to meet future expenditure)		<u>163,337</u>		<u>74,545</u>
			<u>647,447</u>	<u>382,894</u>
			1,747,398	1,308,002
Creditors: Amounts falling due within one year.				
Liability for returning volunteers.		553,252		457,754
Deferred income.		99,755		107,317
Other creditors.		<u>191,806</u>		<u>47,380</u>
			<u>844,813</u>	<u>612,451</u>
Net Current Assets.			<u>902,585</u>	<u>695,551</u>
Total Assets less current liabilities.			950,695	720,587
Creditors: Amounts falling due after more than one year:				
Liability for returning volunteers.			<u>310,845</u>	<u>305,706</u>
			<u>639,850</u>	<u>414,877</u>

Reserves.

	1984		1983	
	£	£	£	£
General Reserve.				
Balance at 1st April		166,947		100,059
Appropriation for the year from income and expenditure account.		<u>78,862</u>		<u>66,888</u>
		245,809		166,947
Future Programme Appeal Reserve.				
Balance at 1st April.		247,930		191,285
Appropriation for the year from income and expenditure account.		<u>146,111</u>		<u>56,645</u>
		394,041		247,930
		<u>£ 639,850</u>		<u>£ 414,877</u>

Income and Expenditure Account.

for the year ending 31st March 1984.

Expenditure - supported by 20% ODA grants	(4,610,390)	(3,901,060)
Expenditure in excess of ODA support charged against general reserve.	(122,800)	—
	<u>(4,622,670)</u>	<u>(3,901,060)</u>
Deduct.		
Contribution from the Overseas Development Administration.	<u>4,149,108</u>	<u>3,510,699</u>
	(473,562)	(390,561)
Add Income.		
Grants, donations & sponsorships.	501,715	407,458
Appeal donations	146,111	56,645
Interest receivable on bank deposits and Local Authority deposits.	<u>50,709</u>	<u>49,291</u>
	<u>698,535</u>	<u>514,094</u>
Surplus before appropriation to future programme appeal reserve.	224,973	123,533
Appropriation to future programme appeal reserve.	(146,111)	(56,645)
Appropriation to general reserve.	<u>£ 78,862</u>	<u>£ 66,888</u>

Expenditure on Volunteers

for the year ending 31st March 1984.

	1984		1983	
	£	£	£	£
Passages to and from projects.		545,564		497,094
Recruitment, training, selection & supervision of volunteers.		1,624,737		1,416,915
Equipment grants.		140,115		121,139
Equipment of volunteers at projects.		142,285		166,207
Volunteers superannuation & insurance		342,010		181,952
Re-equipment grants.		350,327		357,289
Administrative expenses: rent, rates, postage, stationery and other support costs.		385,270		385,336
Overseas representation.		<u>1,084,362</u>		<u>773,128</u>
		<u>£ 4,622,670</u>		<u>£ 3,901,060</u>

第3章 『フランス開発ボランティア協会』

(L'Association Francaise des Volontaires du
Progrès : AFVP)

第1節 設立の沿革・経緯と発展

『フランス開発ボランティア協会』(l' Association Française des Volontaires du Progrès : A F V P) は、1963年フランス政府協力省のイニシアティブのもとに国内諸青年団体又は教育団体の協力をえて設立された。設立より1978年までの15年間は、協力省大臣が協会会長をつとめる政府管轄団体であったが、78年より総会による会長選任が決定されてから、法的にはNGOとして機能している。

協力省による補助金は1977年まではA F V P 予算の全額を占めていたが、77年以降はA F V P 自身も外部から自己資金を調達している。これは政府補助金に対する依存度をへらし、法的にも財政的にもNGOとしての独立性を高めるためである。

その設立当初の目的は、独立後の旧フランス植民地国の現状に対する具体的知識と理解をフランス青年層にもたせることにあった。実際は、当時のフランスと旧植民新興独立国との関係を維持し発展させることを主旨としていた協力省の協力事業を、青年を通じ民間の協会ルートで行なうことが具体的趣意であった。しかし1978年以降は、これら新興独立国側のニーズに応じA F V P も開発協力へと事業の重点を移行させ、「開発への参加」(la Participation au Développement) — 途上国開発への参加協力 — をその第一義的目的及び存在意義(raison d'être)としている。

A F V P は年間500人以上の青年ボランティアをアフリカを中心とする途上国に送りこみ、今日フランスの主要なボランティア派遣団体の1つとなっている。

フランスにはA F V P の他に、主要ボランティア派遣制度として国民役務協力隊員制度(Volontaires du Service National : V S N)がある(付論1参照)。

V S N とは即ち、兵役のかわりに国民役務(Service de la Coopération)に服する青年ボランティアとして16ヶ月間の服務期間をおえた者は兵役免除される。

A F V P ボランティアのうち60%までがこの国民役務協力隊員(V S N)によって占められている。

〔国内的背景〕

一般にフランスの対途上国公益活動は1960年代にはいって本格化したといえよう。

その当初の援助活動は、旧植民国との関係維持を狙う政治色の濃いものであったが、70年代の開発NGOの成長とともに、政府自身も80年代にはいってから海外協力政策を建て直し、積極的に「対途上国開発協力」を打ち出すようになった。従来、協力省、対外関係省

(外務省), 経済省, 農林省を通し行なわれてきた政府開発援助は, 1981年のミッテラン社会党政権の誕生ののち, 対外関係省下に再編統合された。これにより協力省は協力開発庁として対外関係省の管轄下におかれ, 現在AFVPに対する資金援助はこの協力開発庁によって行なわれている。

AFVPは1978年より組織としての独立性を高めてから, 国内の2つのNGO連絡調整機関『全国青年開発委員会』(la Commission Nationale de la Jeunesse pour le Développement)⁽¹⁾, 『NGO連絡委員会』(le Comité de Liaison des ONG de Volontariat)⁽²⁾——に加盟している。

と同時に, AFVPの総会・理事会は政府機関, 民間組織の両セクターから多数の代表者をむかえて構成されており, 今日のフランス官民合同協力事業の一翼を担っているといえよう。

第2節 組織の概要・形態

2-1 形態

AFVPは設立以来「協会」形式をとる一方, 協力省大臣が協会会長をつとめる半官半民間組織であったが, 1978年より総会に会長選任の権限を委譲し組織的にはNGOとなった。

AFVPの政策決定と運営は理事会によって行なわれるが, 理事会には政府機関と青年団体からそれぞれ同数の代表者が選出されることになっている。

図2-1 AFVP組織図

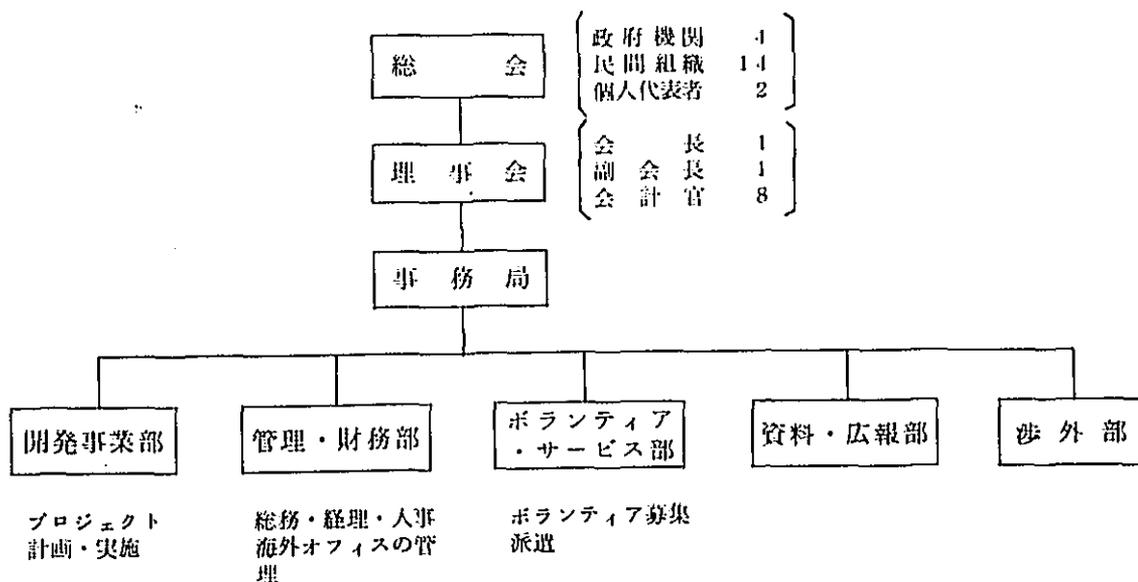


図3-1はAFVP組織図である。事務局は5つの部から成り立っており、この他に海外13ヶ所に支部がおかれている。AFVPのスタッフは90人で、うち50%が在外スタッフである。

〔海外オフィス〕：ベナン、ブルンジ、カメルーン（兼赤道ギニア）、コート・ジボアール、シブチ、ガボン、ハイチ、ブルキナ・ファソ、マリ、ニジェール、ルワンダ、セネガル（兼カーボ・ベルデ及びギニア・ビサオ）、トーゴ（以上16ヶ国13ヶ所）
駐在員のいない国では、ボランティア・チームが直接業務責任を負う。

2-2 予 算

AFVP1984年度予算は1億フラン（約27億円）であり、うち政府補助金は7200万フラン、70%を占めている。フランスの政府対外協力予算は減少傾向にあり（減少分が融資資金にまわされたため）、1985年度の対AFVP補助金は6700フランとなっている。その一方、政府以外の組織・個人からの援助・補助・寄付金は年々増加しており、予算の約30%を占めるに至っている。

政府機関以外の主とした援助・寄付機関はEC、UNICEF、Terres des Hommes（スイス・ジュネーブ支部）、The Oxford Committee for Famine Relief：OXFAM（フランス・ウービーブ支部）である。その他個人による寄付も多い。

2-3 組織の性格

組織としてのAFVPは以下のように定義されている。

- 民間協会であり、NGOである。
- 青年運動を推進する組織である。
- “開発への参加”において機能する。
- ボランティアな活動である。
- 第三世界の国々を活動の場とする。
- 公権力に支えられている（政府の支持支援）。

中でもAFVPは“開発への参加”の意義を強調し、次のようにうたっている。

「人間生活及び社会生活における開発とは、自然的経済的社会的文化的政治的環境条件を通じた、自治・自律性の発展的拡大である。」

AFVPのボランティアは、上のような定義に基づいて途上国における“開発”を物質的側面からのみならず、村落共同体、組合、社会組織の形成を通じた社会的精神的側面から支援することを、その使命としている。

第3節 活動／派遣実績と現況

3-1 派遣状況

A F V Pのボランティアは常時募集，随時派遣されるが，派遣数が多いのは主として9，10，11月の3ヶ月である。

A F V Pは1984年12月現在557人のボランティアを第三世界諸国に派遣している。その設立以来のべ派遣数も83年には3500人を越えた。1984年の派遣国は24ヶ国で，うちハイチを除く23ヶ国は全てアフリカ地域に属している。

協力省のイニシアティブのもとに始められたボランティア派遣は，当初フランス旧植民地国であるセネガル，マリ，コート・ジボアール，ブルキナ・ファソ（旧上ボルタ），ニジェール，トーゴ，ベナン，カメルーン，ガボン，ジブチ，中央アフリカ，及びコンゴを対象とされていた。

表3-1 1983年に派遣されたボランティアの数

国名	国民役務協力隊員	一般市民	小計	女性	合計
ベナン	2		2		2
ブルンジ	6	3	9		9
カメルーン	21	3	24	13	37
カーボベルデ	1		1		1
コモロ	1		1		1
コート・ジボアール	6	1	7	2	9
コート・ジボアール	10	2	12	2	14
ジブチ	3	1	4	1	5
ギニア・ビサウ	1		1	1	2
ガボン	12	2	14	14	28
ハイチ	5		5	2	7
ブルキナ・ファソ(旧上ボルタ)	13	1	14	7	21
マリ	9	1	10	4	14
ニジェール	6	4	10	5	15
中央アフリカ	7		7		7
ルワンダ	5	1	6	2	8
セネガル	13	3	16	7	23
シエラ・レオネ	1		1		1
セイシェル	1	2	3		3
ソマリア	2		2		2
トーゴ	8	2	10		10
エジプト	1		1		1
	134 (60.6%)	26 (11.8%)	160 (72.4%)	61 (27.6%)	221
UNV		7	7	3	10
合計	134	33	167	64	231

その後対象国に加えられたのは、仏語国家であるがフランスの旧植民地ではない国 — ハイチ、ルワンダ、ブルンジ、コモロであった。

さらに今日の時代の要請と共に A F V P は、セイシェル、モーリシャス、ソマリア、シェラ・レオネ、カーボ・ベルデ、ギニア・ビサオ、赤道ギニア、サオトメ・プリンシペといった仏語圏以外の国家にも派遣を始めている。

表 3-1 は 1983 年に派遣されたボランティアの国別内訳数を示したものである。翌 84 年の派遣数は対前年比 9% 減となった。フランスのボランティア派遣は、相手国の開発プロジェクトの実施期間を基準にしているため、国によっては比較的短期間で切りあげられ、他国へまわされる場合もある。

1984 年の新規派遣予定国はエジプト、タンザニア、チュニジア、モーリシャスであり、このうちタンザニアとモーリシャスでは既に 1983 年からプロジェクトが開始された。

表 3-2 1981, 82, 83 年実施プロジェクトの分野別割合 (%)

	農村開発	水利・インフラ	技術職業訓練 人材養成	保健	社会福祉	その他	総合
1981	46.5	11.5	13	20	8	1	—
1982	42.5	16	12	20	8.5	1	—
1983	30.5	12	17	12.5	6	4	18

表 3-3 プロジェクト実施期間による分別

1 年未満	23.3%
1 年以上 2 年未満	18.9
2 " 3 "	17.6
3 " 4 "	11.1
4 " 5 "	12.4
5 " 6 "	8.4
6 " 10 "	4.8
10 年以上	3.5
100 %	

A F V P のボランティアは、分野別には農業・保健衛生関係が多く、全体の 60% を占める。一方、教育・語学関係のボランティアの割合は、英語圏国家のボランティアに比して 10% と相対的に低い。A F V P は職業経験があり、かつ特定の技能・資格を有する者を特にボランティアに選定することをうたっており、こうしたボランティアを地域開発・総合開発プ

プロジェクトに送りこんでいる点からみても、技術重視・開発促進型ボランティアの性格が濃いといえよう。

ボランティアの業種分野は以下の通りである。

農業関係 — 多種作物栽培，園芸・野菜栽培，家畜家禽飼育，養蜂，林業，果樹栽培，農業経営，農業機械操作

保健福祉 — 医療，介護（精神科看護を除く），産科，育児，福祉扶助，レクリエーション・社会文化活動，障害者介護，家政科

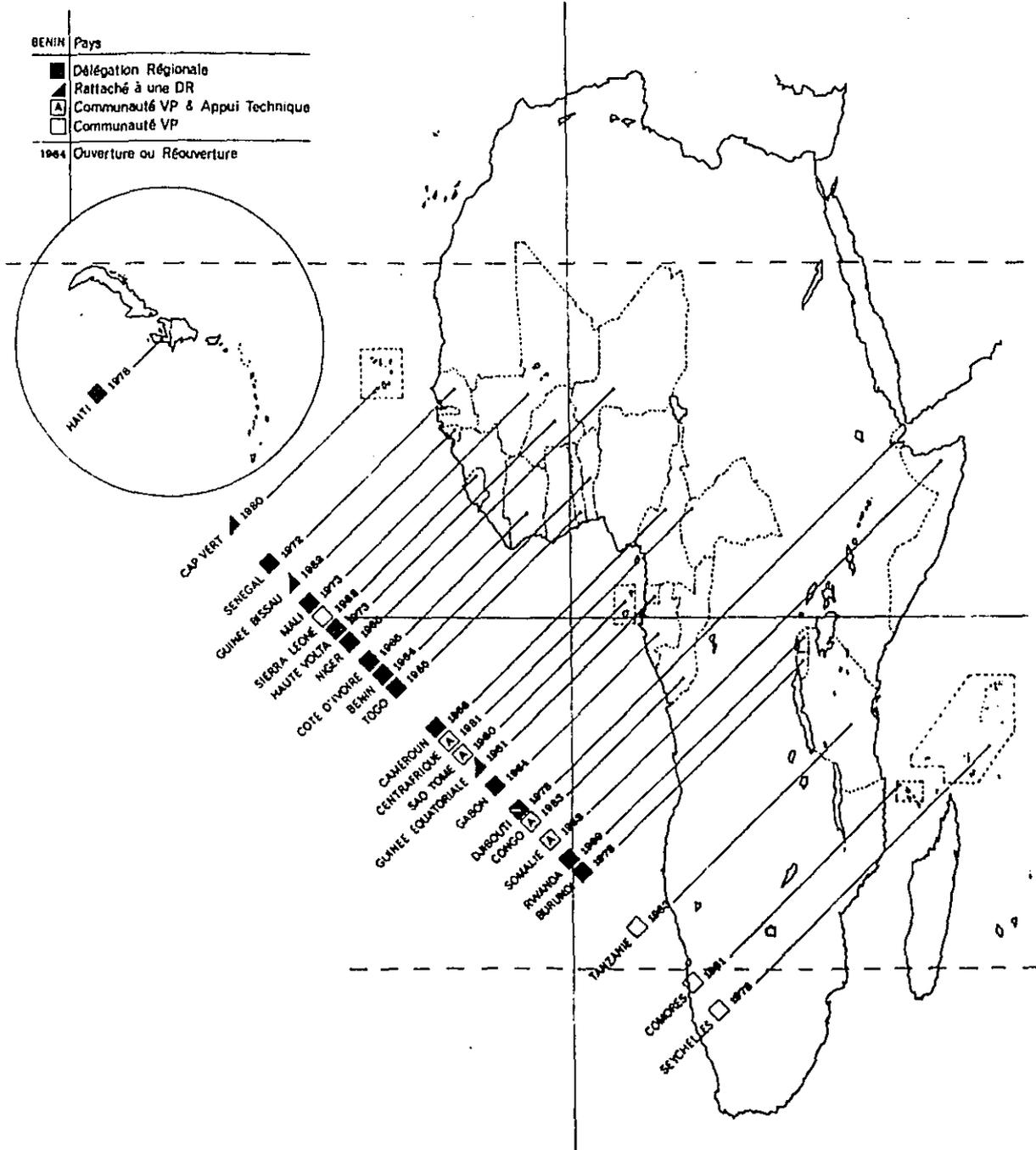
家内工業 — 農村小規模・家内工業の育成，職業訓練

製造技術 — 木工，金工，機械工（ガソリン又はディーゼル）

建築及び公共事業 — 事業設営，現場管理，石工，建設技術，水道管理，測量

行政商業技能 — 事務，会計，経営

l'A.F.V.P dans le TIERS MONDE



3-2 国別活動状況

表4は1983年の国別プロジェクト実施状況である。

ボランティア派遣数が多いのは、カメルーン(73人)、ブルキナ・ファソ(57人)、セネガル(56人)、ガボン(49人)、ニジェール(39人)、トーゴ(39人)、コート・ジボアール(38人)などである。但しこの数値は1983年の延べ人数であり、プロジェクト新規開始・閉鎖に応じて人数が増減するので年初頭と年末では派遣数に食い違いがある。また実施期間が1年以下のプロジェクトが全体の23.3%を占めており(表3-3)、比較的プロジェクトの回転が早いので、年間を通したプロジェクト件数も増減が大きい。

A F V Pに対するボランティア派遣依頼・受入機関はほとんどの場合、相手国の政府機関である。

またプロジェクトに対する援助機関は、フランス政府(外務省、協力開発庁-援助協力基金(FAC))のみならず、UNICEF、UNDP、ヨーロッパ開発基金(FED)、EC委員会(ECC)等の国連機関、国際援助機関や、OXFAM、Terres des Hommes、CWS (Church World Service)、GTZ (Organisation pour la Travail en Investissement Humain - Allemagne Fédérale)などの国際的NGOであることも多く、多様な資金源によって支えられている。

プロジェクトの内容は、技術・開発の促進を主眼とした人材養成、基礎的職業訓練、水利を中心としたインフラストラクチャーの整備、農村における保健医療、農村開発など、開発途上社会のBHN (Basic Human Needs) に即したものが多く、どの国においても「開発への参加」が活動のスローガンとして強く前面におし出されている。

国別に主要プロジェクト件名と大まかな活動進展状況を表3-4に示したが、詳しくはA F V P 1983年作成の Rapport d'Activité - Panorama des Interventions Tome II を参照されたい。

表3-4 1983年のプロジェクト実施状況

国名	ボランティア派遣開始年	ボランティア数	主要管轄・受人機関	主要財源	主要プロジェクト名	進展状況
ベナン	1964年	8人	労働省 地方自治体 公共保健省 他	ECC, フランス創設対策委員会(CFCF) ^(a) , ヨロップ開発基金(FED) 他	ソクボンタ職業訓練所 ブロンプ農村医療 ニシエール川地域開発 他	農村開発, 保健, 農村家内工業の促進を中心に協力活動を進めている。
ブルンディ	1979年	14人	労働省 農業省 他	世銀, UNDP 援助協力基金(FAC) 他	ムラバヤ協同組合促進 植林, ギテガ適正技術開発 他	プロジェクト5年目にして, AFVPの活動も定着, 浸透してきた, さらに協力の進展が目撃される。
カメルーン	1966年	73人	教育省, 農業省 社会福祉省 公共保健省 他	ECC CFCF FED	メサメナ地域総合開発 パフト・パイロット・プロジェクト 他	プロジェクト件数・ボランティア数とも最も多い国。活動年数も長く, 総合農村開発に主力が向けられている。
カーボ・ベルデ	1980年	4人	農村開発省及び保健省	FAC	サオ・ニコロウ開発 (1件)	かんばつの厳しいカーボ・ベルデでは, 現在のところサオ・ニコロウ地域の開発活動に集中されている。
中央アフリカ	1981年	12人	内務省, 農業省, 社会福祉省	UNICEF FAC	官庁建築物建設 クモ・クリビングダイ発祥 他	3年の経験を経, プロジェクトの組織化と充実が図られている。
コモロ	1981年	4人	農村開発省	FAC	モヘリ農村水利建設 農村経済の改善 (2件)	家族社会経済計画プロジェクトは大むね順調であり, 水利プロジェクトも調査から実施にはいりつつある。
コンゴ	1983年	8人	計画省	FAC	農村開発プログラム (1件)	プロジェクト初年度。フィージビリティ調査と計画化が図られている。
コート・ジボアール	1964年	38人	社会福祉省 公共保健省 他	ECC, FAC ミゼリオ, INADES 他	ブアク保養所 ダロア都市周辺地域開発 他	1983年は新規に4つのプロジェクトが開始され, 3つのプロジェクトが終了した。ダロアプロジェクトではインフラ整備と農業促進の両輪に力が注がれている(1981年より開始)。
ジブチ	1977年	9人	農村開発省 UNHCR 他	ECC, EEC, UNHCR FED	バルバラ無料診療所 アタ農村開発 他 (4件)	ムールードを初めとする5地域における小農経済のためのパイロットプロジェクトが今後の焦点となる。
ガボン	1978年	49人	農業省, 保健省 社会福祉省	FAC, FAO 国際労働局	医療改善 農村開発 他 (19件)	1983年7つのプロジェクトが新規開始され, 1つのプロジェクトが終了した。労働条件, 生活状況の改善が眼目。
ギニア・ビサウ	1981年	3人	農村開発省 天然資源省	FAC UNICEF	鉄路工費成 井戸掘り学校 (2件)	プロジェクトが開始されて間がない。 技術指導がメイン。

国名	ボランティア派遣開始年	ボランティア数	主要管轄・受入機関	主要財源	主要プロジェクト件名	進展状況
赤道ギニア	1979年	6人	農業省	FED	農業促進 (1件)	政府とECCCの要請により、農業開発指導にあつた。
ハイチ	1978年	20人	DARNDR ODN 他	FAC, CARE OXFAM 他	かご製作所 (14件) サン・マルタン青年職業訓練 他	AFVPP唯一の非アフリカ派遣国。農村における生産活動の促進に重点がおかれている。
ブルキナ・ファソ	1973年	57人	農村開発省 保健省 他	FAC, UNDP ミゼリオ 他	村落水利プロジェクト カヤン身障者センター 他 (27件)	83年は3つの新プロジェクトが開始され、4つのプロジェクトが終了。水の獲得と水管理が必須課題である。
マリ	1973年	27人	保健省 農業省 他	FAC, ECC, テール・デ・ゾム(ジュネーブ), CFCF	農村保健医療 水利プロジェクト 他 (20件)	83年新たに6つのプロジェクトが開始された。衛生、農業、水利、建設の4本立て。
ニジェール	1973年	39人	農業省 水利建設省	FAC, FED, GTZ CFCF, OXFAM	水利、緑化プロジェクト 農村婦女・青年活動 他 (30件)	83年中プロジェクト数の変動が最も激しかった。人間教育に焦点をあてたプロジェクトが組まれているのが特徴的である。
ルワンダ	1983年	12人	内務省	ECC, CFCF 他	農村開発 保健医療 (6件)	内務省の要請をうけ、国家開発計画に参画、7ドバイザーを担っている。
サオトメ・プリンシペ	1981年	(1984年に1人)	農業省	FAC	メキータ食物、野菜栽培開発プロジェクト (1件)	プロジェクトは81年に開始されたが、一時中止状況となり、84年より再開。
セネガル	1969年	56人	農村開発省 保健省	UNICEF, FAC OXFAM, CWS	農村医療プロジェクト 総合開発 他 (25件)	83年は5件の新規プロジェクトと2件の終了プロジェクトがあった。村落の組織化、社会活動の推進も取り入れられている。
セイシエル	1978年	5人	地域開発計画省	FAC, ECC, CWS 他	協同組合プロジェクト他 (4件)	現在まだレポートプロジェクトの実施が主である。
シエラ・レオネ	1978年	2人	WOP KIADP	仏外務省 CFCF 他	牛・馬の動力としての活用研究 (2件)	Peace CorpsやVSOの活動状況に比しAFVPPの活動範囲はごく限られたものとなっている。
ソマリア	1978年	2人	農業省	仏外務省	ナツメヤン植林栽培 (1件)	活動の拡大には難がある。
タンザニア	1982年	2人	大学	仏外務省	モロゴロ開発研究調査 (1件)	開発プラン作成のための調査の段階である。ECCCいくつかのフランSNSNGO及びタンザニアのCDTFがプロジェクトに関わっている。
トーゴ	1965年	39人	教育省 保健省	FAC INADES 他	医療保健 カミナ再教育センター (25件)	83年4つの新規プロジェクトが開始され、6つのプロジェクトが終了。プロジェクトは全て国家経済開発政策のラインにそっている。

表 3-5 年別プロジェクト実施状況

国名	1983年																	
	プロジェクトを開始した年																	
	1970 年以前	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983 年初めの 状況	1983 年に開始 したプロ ジェクト 件数	1983 年に終了 したプロ ジェクト 件数	1983 年末の状 況
ベトナム	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	4	2	4	
インドネシア	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	1	7	
カンボジア	1	1	1	1	2	1	2	1	1	10	2	5	3	3	28	4	31	
中央アジア	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	0	1	
コロンビア	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	0	2	
コート・ジボワール	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	9	0	0	1	
ジンバブウェ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	2	2	4	12	7	18	
ガボン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	
ギニア・ビサウ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	
赤道ギニア	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	
ハイチ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
ブルキナ・ファソ (旧上ボルタ)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	5	11	
マリ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24	3	23	
ニジェール	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	14	6	20	
ルワンダ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	21	9	22	
サウジアラビア	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	0	6	
セネガル	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	
セネガル	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	20	5	23	
シエラ・レオネ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	0	4	
ソマリア	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	
タンザニア	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	
トゴ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	21	4	19	
	5	2	1	1	3	3	1	7	3	26	30	29	45	48	202	55		
1983年に完了 したプロジェクト数	1	1	1	1	1	1	1	2	1	6	5	4	5	5	30	2	32	
1983年末の状況	5	1	0	0	2	3	0	5	3	20	25	25	40	43	172	53		225

表3-6 1983年1月分野別プロジェクト実施状況

国名	農村開発	水	利	家内工業	保	健	福	社	種	混	合	総	合	開	発	1983年初めの状況
ベナ	1	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
ブル	2	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6
カメル	7	3	-	5	4	-	-	-	2	-	-	7	-	7	-	28
カーボ・ベルデ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1
中央アフリカ	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	4
コモ	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
コロン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
コート・ジボアール	2	-	-	7	2	-	-	6	-	-	-	1	-	1	-	18
ジブチ	2	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
ガボン	3	-	-	1	4	-	-	-	1	-	-	3	-	3	-	12
ギニア・ビサオ	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
赤道ギニア	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
ハイチ	4	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	9
ブルキナ・ファソ (旧上ボルタ)	4	2	-	2	3	-	-	2	-	-	-	1	-	1	-	24
マリ	2	2	-	1	4	-	-	1	-	-	-	4	-	4	-	14
ニジェール	10	4	-	6	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	21
ルワンダ	5	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6
サオ・トメ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
セネガル	4	2	-	1	4	-	-	1	-	-	-	6	-	6	-	20
セイシェル	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	4
シエラ・レオネ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
ソマリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
タンザニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
トゴ	9	2	-	7	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	21
1983年初めの状況	62	19	-	41	25	-	-	12	7	-	-	36	-	36	-	202
1983年に開始した プロジェクト件数	15	11	-	6	9	-	-	3	2	-	-	9	-	9	-	55

表3-7 1983年12月分野別プロジェクト実施状況

国名	農村開発	水	利	家内工業	健康	福祉	社	諸	種	混	合	開	発	1983年末の状況
ベナン	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	4
ブルンジ	3	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7
カメルーン	8	3	-	5	4	1	-	-	2	-	8	1	8	31
カーボ・ベルデ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1
中央アフリカ	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	4
コモロ	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2
コロン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1
コート・ジボワール	3	-	-	8	-	6	-	-	-	-	2	2	2	19
ジブチ	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	3
ガボン	6	-	-	1	7	-	-	-	1	-	3	3	3	18
ギニア・ビサウ	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
赤道ギニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
ハイチ	5	-	-	3	1	-	-	-	-	-	2	2	2	11
ブルキナ・ファソ (旧上ボルタ)	2	4	4	1	2	3	-	-	-	-	1	1	1	23
マリ	4	4	4	1	5	1	-	-	-	-	5	5	5	20
ニジェール	9	6	6	5	-	1	-	-	1	-	-	-	-	22
ルワンダ	5	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	6
サオ・トメ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
セネガル	5	2	2	1	4	2	-	-	2	-	7	7	7	23
セイシエール	2	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	4
シエラ・レオネ	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2
ソマリ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
タンザニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1
トゴ	9	2	2	7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	19
1983年末の状況	69	26	26	38	27	14	-	-	9	-	42	42	42	225
1983年に完了した プロジェクト数	8	4	4	9	7	1	-	-	-	-	3	3	3	32

第 4 節 派 遣 制 度

4-1 資 格

A F V P ボランティアの資格は 21 才～30 才の独身フランス市民に適用される。既婚者の場合は、夫婦ともボランティアを志願し、双方が占めるポストがある場合は同一地域に派遣されるが、一般に扶養家族の同行は認められない。また A F V P は技術者の派遣を重視していることから、協会事業に関連する技能を身につけており、職業経験又はその方面の知識をもっていることを、応募の条件として特に明記している。その他に、第三世界の国々に対する理解があり、相手国の開発に真摯に協力する意志があり、継続して 2 年間事業に携われること、が条件としてあげられている。

4-2 ボランティアのリクルート

ボランティアのリクルートから派遣までの選考・オリエンテーションの手続きは、次の 4 つの段階に分けられて入念に実施される。

- 第一段階 情報提供期（募集期）
- 第二段階 選考とオリエンテーション期
- 第三段階 研修・準備期
- 第四段階 派遣前手続き期

まずボランティア応募者は、A F V P 事務局より事業内容の簡単な紹介をうけてのち、地方レベルでの短期研修（普通、週末の 2 日間）に参加し、そこで A F V P のポリシーや事業のあり方、ボランティアに期待される役割について詳しい説明をうける。

この研修ののちボランティア応募者は応募書類に必要事項を記入し、これを A F V P に送付する。A F V P は応募書類をもとに第 1 次選考を行なう。選考基準は、技術能力の有無、年齢、応募動機などである。選考に残った候補者はさらに 2 日間にわたるオリエンテーションに参加する。オリエンテーションでは、開発問題に対するアプローチ、異文化理解、集団作業に対する受容性、困窮状況における対処の仕方、プロジェクトマネジメントの能力、職能・技能の習熟度、組織規約の受認遵守、等 7 つのクライテリアについて査定をうける。

ここで A F V P ボランティアにふさわしいとみなされた者が次の研修訓練段階にはいる。この事前研修は技術補完が主で、長い場合には 1 年におよぶこともある。事前知識を得るために第三世界の国への研修旅行や移民労働者組織での一定期間の就業が、取り入れられることもある。

研修期間を経てのち、研修の自己評価と準備完了のための5日間の強化合宿が行なわれる。この強化合宿においては、派遣国に関する詳しい知識情報、担当者プロジェクトの手順と必要了承事項を確認し、ボランティアは出発の最終準備をおえる。

この他にさらに、現地訓練 — 現地語の習得に一定期間がかけられる。この際、例えばギニア・ビサオへの派遣にはポルトガル語ができる者を選考し、現地でクレオール語の研修を施す、ケニアへの派遣には英語ができる者を選考し、現地でスワヒリ語を学ばせる、といった配慮がなされる。

こうしたAFVPボランティアのリクルート手順をみる限りでは、質の高い技術ボランティアの養成・派遣のために、入念周到な選考・準備・訓練の手はずを整えているといった印象をうける。

ボランティアの動機や技能に重点をおいて選考のための合宿・研修を実施する方式は、カナダのCUSOも取り入れている。この方式は近年の先進国の失業問題ともからんでおり、物見遊山的に第三世界でのボランティアワークを志望する若手ボランティアの渡航に対する予防線をひいているともいえよう。

応募問合わせは年間5000件、これが第一段階後の書類選考で約1000人程度に絞られ、ボランティア候補者として登録されるのは、毎年400～500人程度である。この中から実際に現地派遣が最終決定されるのは、年間200人余となっている。

図 3-3 ボランティア・リクルートのプロセス

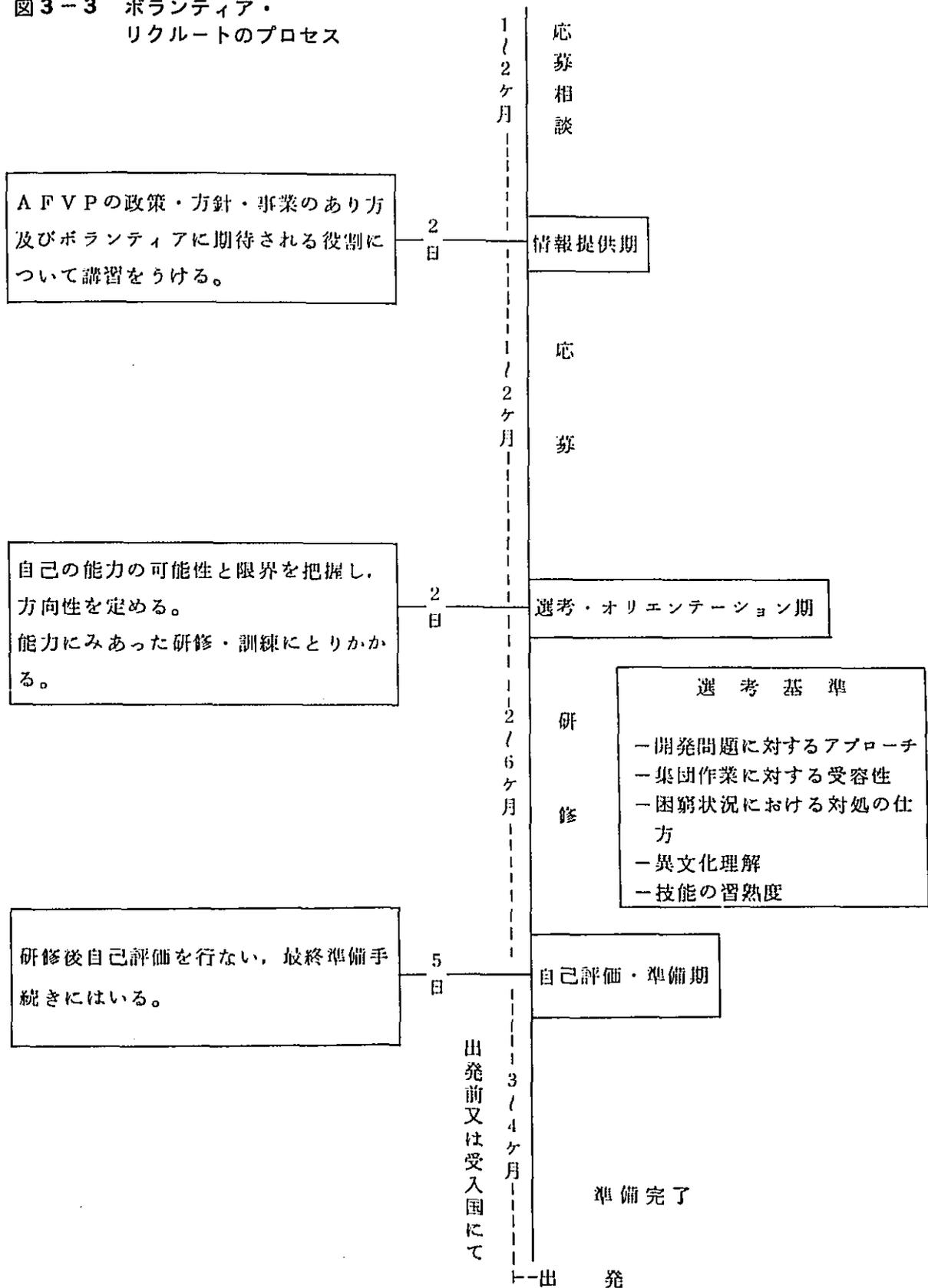
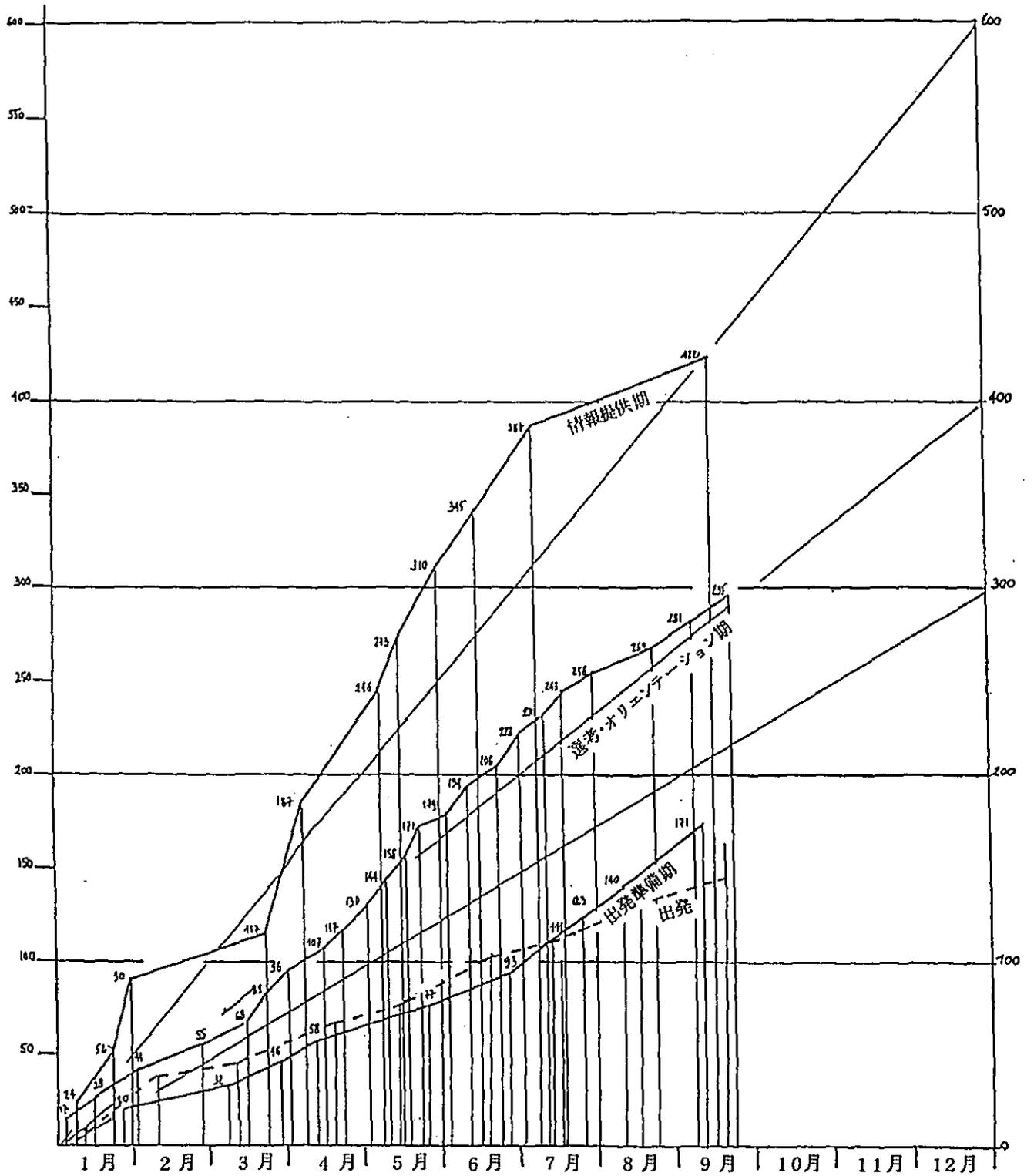


図3-4 ボランティア・サービス/1984年の派遣状況を示す統計



4-3 待 遇

一般にボランティアの任期は2年間であるが、1年間の延長が認められており、延長者は全体の約10%である。

ボランティア経費 — 手当、渡航費、研修費、住居、交通手段、業務上必要な機材類は全てAFVPによって負担される。AFVPボランティアの手当は月額一律2,120フラン(1982年数値一約57,240円)、往復渡航費は10,392フラン(1982年—523,584円)である。その他、帰国時の一時金2万フラン(約54万円)もAFVPによって一律負担されている。

医療・傷害補償は、国民役務による法定期間にはいっているボランティアを除き、AFVPの在外ボランティア社会保障によって100%まかなわれる。この保障の対象となるのは、疾病、出産、業務災害、職業病等である。

また帰国後の失業保険も3ヶ月間にわたりAFVPを通じて支給される。上記期間後は、国家雇傭庁(l'Agence Nationale pour l'Emploi)への届け出に基づき、失業手当の適用が認められる範囲で受給される。

4-4 支援体制

AFVPのプロジェクトは、政府間援助協力、国際機関を通じた多国間援助、NGOが中心となった民間協力の3種類に類別される。

AFVPの政府間援助協力プロジェクトは、海外県・海外領土庁(DOM・TOM庁)下の資金協力・技術協力業務や、協力開発庁下の技術協力及び同庁下の援助協力基金(FAC:同庁の援助業務のうち主に贈与を担当する)業務を担うものであり、後2者のプロジェクトはUNDP, UNICEFなどの国連機関、EC委員会、或いはOXFAM, Terres des Hommesなどの国内外のNGOの資金援助をうけ業務に携わるものであるが、いずれの場合もカウンターパートが相手国政府機関であることに変わりはない。カウンターパートとなった政府機関はボランティアの受け入れに責任をもち、ボランティアはその管轄下に任地コミュニティの一員として業務に従事する。プロジェクトの受注、契約の取り決めを行ない、運営の円滑化を図るのは、AFVPの13の海外オフィスに駐在する担当官(Mission)の任務である。

4-5 帰国後の処遇

AFVPは以下の方法によって、ボランティアの国内復帰を支援する。

その1は、ボランティア帰国時の面談(通常2日 — 1日は業務をしめくくる最終レポートの提出、もう1日は進路相談にあてる)によって、その2は、復帰のためのボランティア

の技術補完に資金援助を行なうことによって、その3は、業界に働きかけボランティアO・B・O・Gの売りこみを行なうことによっている。

A F V P スタッフの説明によると、農業関係のボランティアをつとめた者の国内復帰は容易であるが、土木・建築・工業関係のボランティアの復帰は比較的困難であるとのことである。これは、後者の場合ボランティアの現地経験が余り評価されないためである。A F V P 側の帰国ボランティアの業界への売りこみのポイントは、①自己管理能力がある、②人間関係が円滑にいく、③技術力がある、の3点である。

第5節 問題点と展望

A F V P のボランティア派遣数は近年ほぼ横ばい状態にあり、政府の援助予算削減傾向から見て、今後活動・派遣数の大規模な拡大は早急には考えられないとみてよいだろう。A F V P は政府の援助減少分、今後さらに民間への資金源拡大に努めるよう促されるものと思われる。

表3-9はフランス政府の援助対象国一覧を示すものであるが、表3-4と比較してわかる通りA F V P ボランティアの派遣対象国は、ほとんどフランス政府との協力協定を有するアフリカ諸国である。A F V P 設立当初の目的が、フランス政府の途上国援助を青年ボランティア活動において肩代わりすることであったように、従来のA F V P の活動自体、植民地行政の延長線上にあるフランスの援助政策の一翼を担うものにすぎないとのそしりを免れないかもしれない。

しかしA F V P も、近年の国内外の民間開発協力活動の活発化に促されて1978、82年組織改革を行っており、以来NGOとしての組織の独立途上国地域社会の住民の側にたった開発協力の重視を強調するに至っている。

今日、A F V P はボランティアの活動内容を以下のように表現している。

1. 緊急事態に備え、資力・資源の枯渇化を阻止する。
2. より低コスト、かつより意味のある形で必要な技術及び物的手段を導入する。
3. 自ら率先者となって地域住民の先頭にたち、コミュニティ活動を指導活性化する。
4. 受入国地域住民の、ニーズの自覚・問題意識の向上に努める。
5. 地域住民の組織化を助ける。

またA F V P は自らのボランティアを国民役務協力隊員 (Volontaires du Services National : V S N) と区別して《Volontaires du Progrès》即ち「開発ボランティア」と呼んでおり、この点からみても「開発協力」、特に「地域社会の開発 (Community Development) への協力」に力点をおいた活動を心がけているといえよう。

A F V Pは技術をもったクォリティの高いボランティアの派遣に主眼をおいており、1～2年の短期プロジェクトを数多く運営して、相手国の要請、状況に応じ流動的に対応する活動方式が特徴となっている。今後のA F V Pは、さしあたりこのような活動方式を持続し、少数精鋭・技術重視型ボランティア派遣に努める一方、開発N G Oとしての性格を強めていくものと思われる。

表 3-8 【フランス C C C E, 協力開発庁の援助対象国一覧】

数値は 1978 年現在

1人当りGNP 110~220ドル				220~330ドル		
国名	人口 (百万人)	GNP (百万ドル)	国名	人口	GNP	
マリ	6.3	830	ベナン	3.3	820	
ソマリ	3.7	490	ガンビア	0.6	140	
ブルンジ	4.3	640	中央アフリカ	1.9	520	
モザンビーク	9.9	1,360	マダガスカル	8.3	2,210	
チャド	4.3	670	ハイチ	4.8	1,180	
カーボ・ベルデ	0.3	50	モーリタニア	1.6	420	
ブルキナ・ファソ	5.6	960	アンゴラ	6.7	2,000	
コモロ	0.4	70	トゴ	2.4	780	
ルワンダ	4.5	860				
ギニア・ビサオ	0.8	160				
ギニア	5.1	1,100				
シエラ・レオネ	3.3	760				
ザイール	26.4	5,550				
ニジェール	5.0	1,100				
計	79.9	14,600	計	29.6	8,070	
%	54.3	32.6	%	20.1	18.00	
330~550ドル				550ドル以上		
国名	人口	GNP	国名	人口	GNP	
赤道ギニア	0.3	120	コート・ジボアール	7.8	7,140	
セネガル	5.4	1,970	モーリシャス	0.9	810	
ガナ	11.0	4,300	セイシエル	0.1	70	
ジブチ	0.3	180	ガボン	0.5	1,990	
カメルーン	8.1	3,860				
リベリア	1.7	810				
サオ・トメ	0.1	40				
コンゴ	1.5	820				
計	28.4	12,100	計	9.3	10,010	
%	19.3	27.0	%	6.3	22.4	

(援助対象国の総人口は147.2百万人, GNP合計は44.78億ドル)

1980年7月に, 海外領土であったニュー・ヘブリデスが独立してバヌアツとなったため1ヶ国増えた。

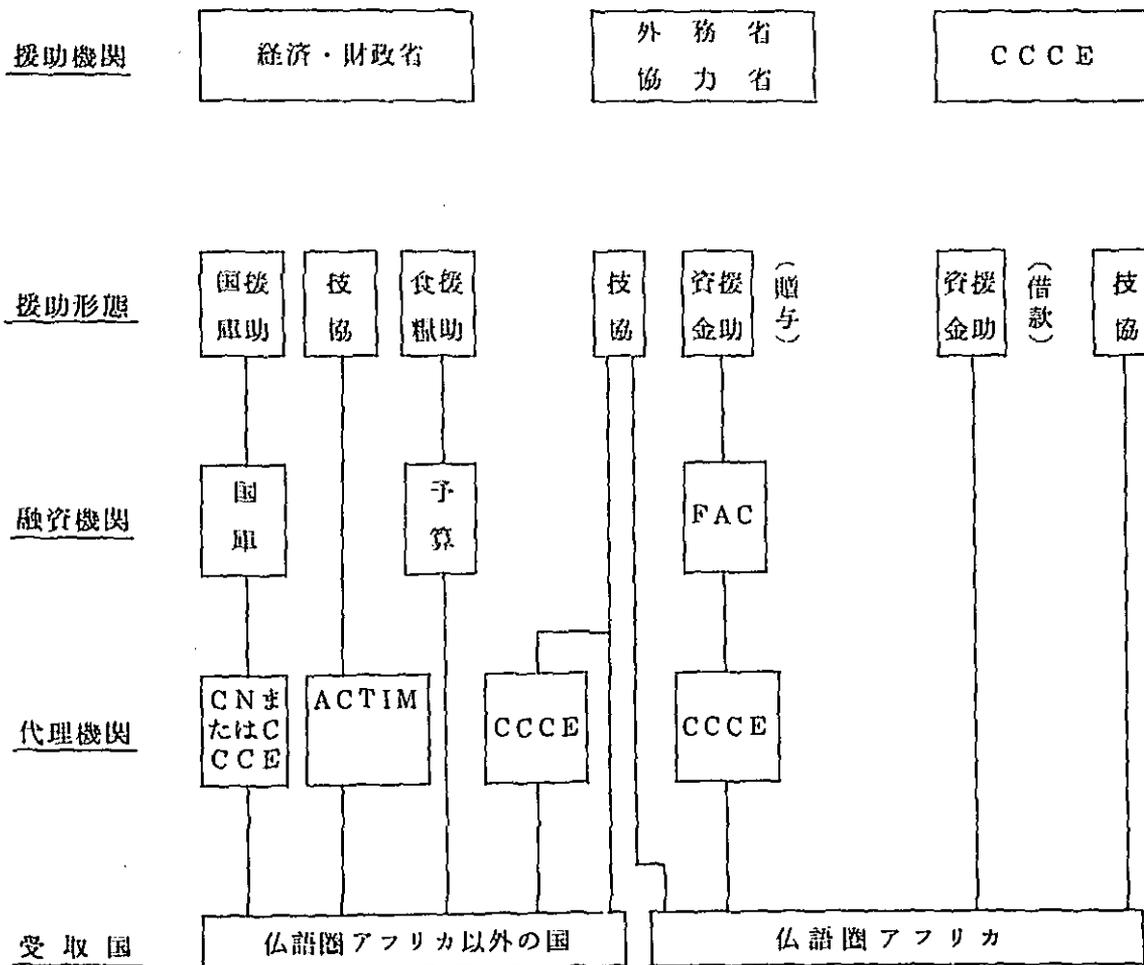
出典:『フランスの援助行政』海外経済協力基金, 1982年, P.7

表 3-9 フランスの開発協力担当機関

ODAの形態	資金協力	技術協力
フランス語圏 アフリカ (26カ国)	<ul style="list-style-type: none"> 協力開発庁[※] (贈与) CCCE (借款) 	<ul style="list-style-type: none"> 協力開発庁[※] CCCE
その他途上国	<ul style="list-style-type: none"> 経済・財政省 (国庫援助) 	<ul style="list-style-type: none"> 協力開発庁[※]

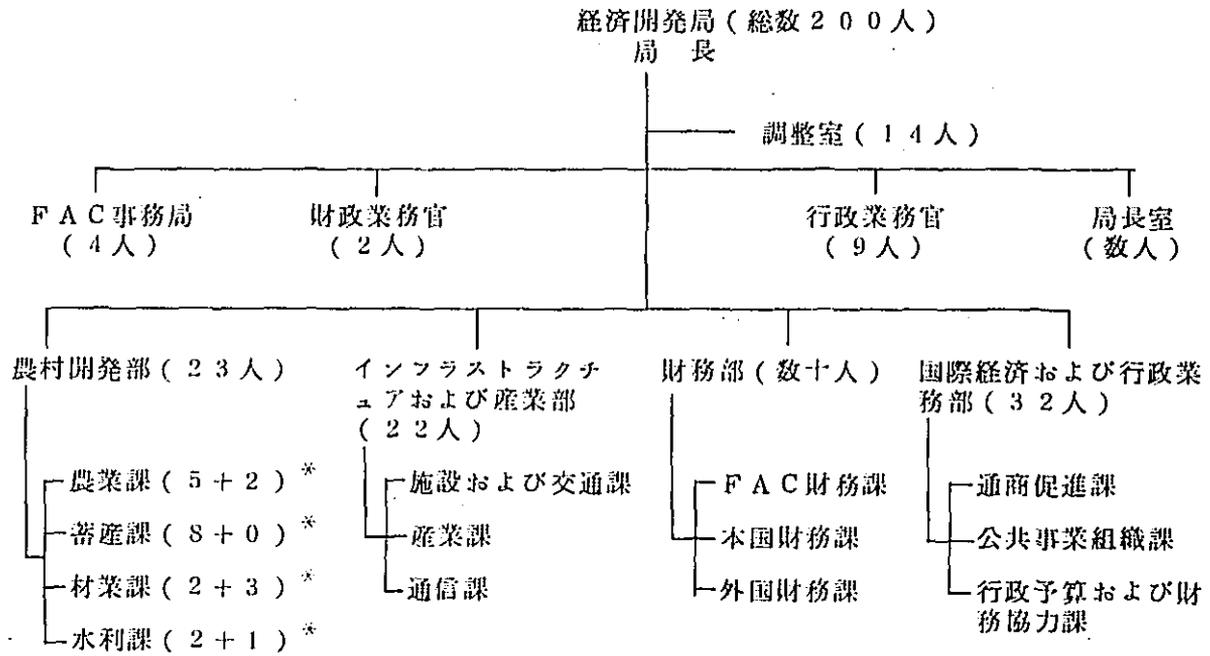
※ 協力開発庁は、外務省の監督下に入る。

図 3-5 フランスの二国間援助の行政機構図 (ミッテラン政権以後)



出典：『フランスの援助行政』海外経済協力基金，1982年，P.15

図 3 - 6 協力開発庁経済開発局の構成および人員



(注) *印はスタッフ+助手ないし秘書の組合せを例示したもの

表 3 - 1 0 協力開発庁の人事構成

	本 庁	海外事務所	海外文化センター	計 (人)
行 政 官 (Titulaires)	4 5	—	—	4 5
長 期 契 約 職 員 (Contractuels)	6 8 7	1 5 2	5 3	8 9 2
軍 人	1 8	—	—	1 8
計	7 5 0	1 5 2	5 3	9 5 5

出典：『フランスの援助行政』海外経済協力基金，1982年

【付論 1】

フランスの『国民役務協力隊員』(Volontaires du Services National : V S N)

前述の通り、フランスには兵役のかわりに一定期間海外でのボランティア協力役務に服する国民役務協力隊員制度(V S N)があり、国民役務協力局の管轄下に毎年3,000人前後の青年ボランティアが派遣されている。

1983年の派遣実績は3,500人であり、このうちV S Nボランティアとして独自に派遣されたのは2,900人、NGOを通じて派遣された者200人、準公的機関を通じて派遣された者400人という内訳となっている。NGO、準公的機関を通じて派遣される場合、各ボランティアはおおのこの派遣団体と契約を結びその規約に準ずる一方、派遣期間中の手当及び必要経費は各派遣団体が負担するというしくみになっている。

また業務別には、フランス語学校等の教育部門への派遣が1,200~1,300人、農業、医療、インフラ等技術関係部門への派遣がやはり同数程度となっているが、A F V Pと比べて相対的にフランス語教師のポストにつくボランティア数が多い。

地域別には、アフリカが全体の80%を占めている。派遣数が多い国は、コート・ジボール(約300人)、ガボン、セネガル、カメルーン(各100~130人)である。派遣国はフランスとの間に協力協定を有するアフリカ26ヶ国が中心となっているが、アフリカ地域以外の開発途上国並びにアメリカ等の先進国にも派遣している。先進国への派遣は主として研究者、語学講師としての派遣である。

サービス期間は16ヶ月であるが、14ヶ月経過後の2ヶ月はサービス終了後に備えての一種の猶予期間であり、希望があれば帰国してもよい。渡航費用を含む派遣手当はフランス側が負担するが、原則として派遣先での住居は受入国側が提供する。派遣手当は月額最低5,000フラン(約132,550円)、最高11,000フラン(約291,610円)となっている。なお、V S Nの1983年度事業費は約150百万フラン(約3,976百万円)であった。

【付論 2】

『ボランティア・開発協会』(Association《Volontaires et Développement》)。

A F V Pの總會メンバーとして名を連ねている『ボランティア・開発協会』(VetD)は、1968年に設立されたフランスのボランティアOB会である。設立当初はA A V Pと称し、A F V Pと極めて緊密な関係のもとに活動していた。

その後一時的にA F V Pとの関係が疎遠になったが、1979年に組織名を現在のVetDに改称、1978、82年にA F V Pが組織的に改造されてから再び協力活動を展開するようになった。

Vet Dは会員制をとっており、現在の会員50名は全てボランティアOB、OGである。年会費は80フラン。本部事務局の他に地方グループが存在する。運営は、年1回の総会と年3～4回開催される代表者会議によっている。

Vet Dは組織的に未だ脆弱であり、特に資金不足が深刻なため、活動運営にもしばしば支障をきたしている状態である。AFVPと協力してボランティア候補者のトレーニング、地方レベルでのボランティアリクルート活動にあたっているが、今後さらにAFVPとのリンクを強め、そのボランティアOB活動の枠を拡げる意向である。

〔脚注〕

- (1) CNJD：フランスの諸青年団体で構成された、全国的連絡調整機関である。開発にかかわる世界の青年団体との連帯を目的に活動している。
- (2) CLONG：ボランティア派遣団体の全国組織。
- (3) CFCF：労働組合、キリスト教団体、教職員団体などで構成された連絡組織、飢餓撲滅を目的として途上国支援をしている。

(以上の脚注は『対途上国民間公益組織活動計画調査』PP. 159-160を参照した)。

〔付録1〕 AFVP 総会・理事会メンバー

総会メンバー

団 体

経済財務省
対外関係省（外務省）
協力開発庁
余暇・青少年・スポーツ担当者
フランス子供村協会
ボランティア・開発協会
農業銀行イル・ド・フランス支店
実用教育手法開発促進センター
全国農業青年センター
開発のための国際農業交流センター
レオ・ラグランジュ・クラブ
フランスボーイスカウト&ガールスカウト
クレール・ロジ・サロン
自由の仲間
フランス・スカウト
フランス青年クリスチャン連合
国際貿易センター連合
全国農村教育会連盟

個 人

ミッシェル・セベド氏
ジャン-マリー・デスピネット氏

理事会メンバー

理事長：ギユイ・マルティ（レオ・ラグランジュ・クラブ）
副理事長：アントワース・フラセット（協力開発庁代表）
会計官：ガブリエル・バロン（対外関係省）
ルシアン・ビュッジェ（協力開発庁）
ロベール・クレマン
J・M・デスピネット
アンリ・ジューブ（全国農業青年センター）
クリスティアンス・ミュレール（クレール・ロジ・サロン）
J・ポール・ロワザン（ボランティア・開発協会）
アラン・ウェイル（経済財務省）

第4章 『カナダ大学海外奉仕会』
(Canadian University Service Overseas : CUSO)

第1節 設立の沿革・経緯と発展

カナダのボランティア海外派遣活動の活発化はほぼ1950年代のおわり頃にもとめられる。当初はカナダ各地の民間諸団体がアフリカへの短期ボランティアの派遣を行なうという形のものが多かった。50年代後半からはカナダ各地の大学を中心に学生にボランティアの海外派遣事業が本格化しはじめた。後者の主たるものは トロント大学を中心にした『カナダ海外ボランティアズ』(COV: Canadian Overseas Volunteers⁽¹⁾)及び『ブリティッシュ・コロンビア大学長下の海外奉仕委員会』(University of British Columbia, President's Committee on Overseas Services⁽²⁾)などである。

一方、このようなカナダ全国にちらばるボランティア派遣計画を調整統合する必要性が国内で高まり、その調整統合にイニシアティブをとったのが、カナダ・ユネスコ国内委員会であった。ユネスコ国内委員会の呼びかけでカナダ国内21の大学と22の民間団体の代表が集まり協議を重ねた結果、1961年6月今日の社団法人『カナダ大学海外奉仕会』(CUSO: Canadian University Service Overseas)の原型が誕生した。

CUSO:はCOV, UBC-PCOS等大学を中心にボランティア海外派遣事業を行っていた諸団体を吸収合併し、全国的な調整統合組織として活動を始めてから現在に至るまで、カナダのボランティア派遣事業の主要窓口機関として機能している。

このときCUSOに吸収合併された主な団体は以下の通りである。

- ・ Canadian Overseas Volunteers (COV)
- ・ University of British Columbia-President's Committee on Overseas Service (UBC-PCOS)
- ・ Canadian Association of University Teachers
- ・ Canadian Federation of Newman Clubs
- ・ Canadian Committee of Crossroad Africa etc.

CUSOによる初年度(1961/62年)のボランティア派遣数は17名であったが⁽³⁾、その後短期間のうちに急激な発展を遂げ、1967/68年度にはボランティア派遣数は825人にのぼった。今日、1983年までのボランティア派遣実績(累計)は9,000人をこえている。

〔 C U S O の ボ ラ ン テ ィ ア 派 遣 状 況 〕

年 度	ボ ラ ン テ ィ ア 派 遣 数	年 度	ボ ラ ン テ ィ ア 派 遣 数
6 1 / 6 2 年	1 7 人	6 5 / 6 6 年	3 4 1 人
6 2 / 6 3	6 2	6 6 / 6 7	5 6 0
6 3 / 6 4	1 2 8	6 7 / 6 8	8 2 5
6 4 / 6 5	2 0 1		

他の英連邦諸国 — イギリス、オーストラリア、ニュージーランドにおけるボランティア派遣事業と同じく、C U S O の事業も民間主導ですすめられ、比較的少ない予算で運営されてきた。限られた予算の中で、C U S O の国内外の事業が今日の活動規模に拡大発展してきたのは、カナダ政府や一般の理解と支持によるところが大きい。

カナダのユネスコ国内委員会は、設立当初C U S O の事務局を代行したばかりでなく、国外においてC U S O の協力可能な分野を調査開拓することに一役かっていた。C U S O の事務局はその後1963年に『カナダ大学財団』(C U F : Canadian University Foundation)に移されたが、C U S O はこのC U F を基盤に政界、実業界等各界からの支持支援を取りつけることができた。同年C U S O は資金集めのために全国的なキャンペーン活動を開始し、この年137,000カナダドルの寄付金を得た。

専ら民間からの資金援助に頼っていたC U S O に、カナダ政府が公的助成の意向を示したのは1964年である。同年政府はまず、C U S O のボランティア派遣にカナダ連邦空軍(Royal Canadian Air Force)による空輸を提供すると発表した。さらに翌65年からは、試験的にC U S O に対する資金供与を開始した。この資金援助はこの時点ではC U S O にのみ与えられたもので、他のNGOは対象外であった。

1967年になると、C U S O の設立当初からその動きに積極的な関心を示していた外務省海外援助局の中に、ボランティア機関を管轄する部局が新設され、C U S O へ相当額の補助金が拠出されるようになった。

今日カナダ政府の海外援助業務を司っている『カナダ国際開発庁』(C I D A : Canadian International Development Agency)は、この海外援助局が1968年独立してできたものである。C I D A の出現によって、政府側と民間諸団体 — NGO 側の公的な関係が樹立され、C U S O を含む多数の民間団体がC I D A を通して少なからぬ政府補助金を受けることができるようになった。現在C U S O がC I D A から受ける補助金は、年間全予算の90%を占めている。

国民運動として広く認められ受け入れられ今日の発展を遂げてきたC U S O は、自らを「独立非営利で、平等な地球社会の構築をめざし、第3世界の開発問題を自らの問題として共に考え、解決に寄与することを目的とする団体」と定義している。その活動内容の柔軟性、

先駆性、進取の気風からみて、今後の展開が大いに注目される組織の1つといえよう。

〔国内的背景〕

政府と民間の別を問わずカナダにおける対外援助活動は、多かれ少なかれアメリカやイギリスの動きに影響をうけ、刺激されてきた。

民間においては、アメリカやイギリスのNGOの支部として発足したNGOが少なからずあり(CARE, OXFAM, The Save the Children Fund, YMCAなど)、政府においてはアメリカのUSAID脚注(5)に範をとってCIDAが設立され、アメリカのボランティア派遣機関である『平和部隊』(American Peace Corps)への政府の全面援助に刺激されてCIDAがCUSOに補助金を提出するなど、影響をうけたと思われる側面は小さくない。

しかしこのことは、とりもなおさずカナダの対外援助活動がアメリカやイギリスのそのの二番煎じであることを意味するものではない。むしろ、政治手段としての色彩が濃いアメリカの対外援助活動と違い、政府機関と民間組織(NGO)が対外開発援助における対等のパートナーとして協力活動にあたり、人と人とのダイレクトな接触・つながりから、経済成長の物指しばかりでは測れない「開発」を生みおとすという認識にたったカナダの実跡方式は、⁽⁶⁾当時としては極めて先駆的であったとさえいえる。

CIDAは、その中のNGO Divisionを通してMatching Grant又はCo-Financing方式によってカナダ国内のNGOのプロジェクトに資金援助を行なうほか、International NGO Divisionを通じた多国間NGOへの資金援助、Institutional Cooperation and Development Service Divisionを通じたカナダ国内のNGOへの資金援助(ボランティア派遣資金をカバーすることや、組織及び人材育成を助けることが主目的)、Bilateral Programs Branchを通し開発途上国に駐在するカナダ大使館が当該国内NGOに行う資金援助、を所轄している。

CUSOはCIDAの中のNGO Division、及びInstitutional Cooperation and Development Service Divisionの双方から補助金をうけている。

CUSOは、その活動を国民運動としてもりたて高揚させてきた民間の積極的支持のムードと、CUSOを初めとする民間公益組織(NGO)の価値と意義を認め、これを育てようとする政府側の主体的姿勢によって、今日途上国で最も広く受け入れられるNGOの1つに成長している。

表4-1 カナダのNGOへのODA資金

(単位：百万カナダドル)

	1979-80	1980-81	1981-82
CIDA Contributions to Canadian NGOs			
A. Food Aid	1.94	2.00	4.00
B. Institutional Cooperation		31.62	42.97
of which:			
Association of Canadian Community Colleges	.05	.31	1.02
Association of Universities and Colleges of Canada	.26	.19	.52
Canadian Bureau for International Education	.20	.20	.34
Canadian Comprehensive Auditing Foundation		.04	.39
Canadian Crossroads International	.37	.55	.72
Canadian Executive Service Overseas	1.80	1.80	2.00
Canadian Labour Congress	.29	.29	.57
Canadian Teachers Federation	.34	.19	.65
CUSO	10.34	12.10	9.65
Centre d'étude et de coopération internationale	.42	.48	.61
Coady International Institute	.50	.58	.96
Conseil de la Coopération du Québec	.62	.64	.43
Cooperative Development Foundation	.37	2.12	2.06
Dalhousie University	.01	.13	.30
Fédération des caisses populaires Desjardins	1.93	1.55	2.05
Institut Armand Frappier	.01	.02	.24
Institute for the Study and Application of Integrated Development	.25	.14	.30
Jeunesse Canada Monde	4.56	4.83	5.54
Laval University	.28	.33	.88
Lester B. Pearson College			.28
North-South Institute	.07	.09	.51
Ontario Institute for Studies in Education	.14	.04	.22
Organization for Cooperation in Overseas Development	.56	.53	.52
Ottawa University		.05	.49
Service universitaire canadien outre-mer			4.01
University of British Columbia	.02	.08	.24
University of Calgary			.20
University of Guelph	.11	.18	.40
University of Moncton		.01	.23
University of Montreal	x	.06	.27
University of Saskatchewan		.01	.32
World University Service of Canada	1.17	1.82	2.08
York University	.08	.07	.31
C. Other Canadian NGOs		35.06	49.96
of which			
Allies de l'espérance	.04	x	.28
Alberta Council for International Cooperation	.22	.21	.24
Anglican Church of Canada	.78	.66	1.02
Assistance médicale internationale	.43	.34	.41
Association québécoise pour l'avancement des Nations unies	.09	.13	.30

出典：『対途上国民間公益活動評価調査』

1984年, P. 261

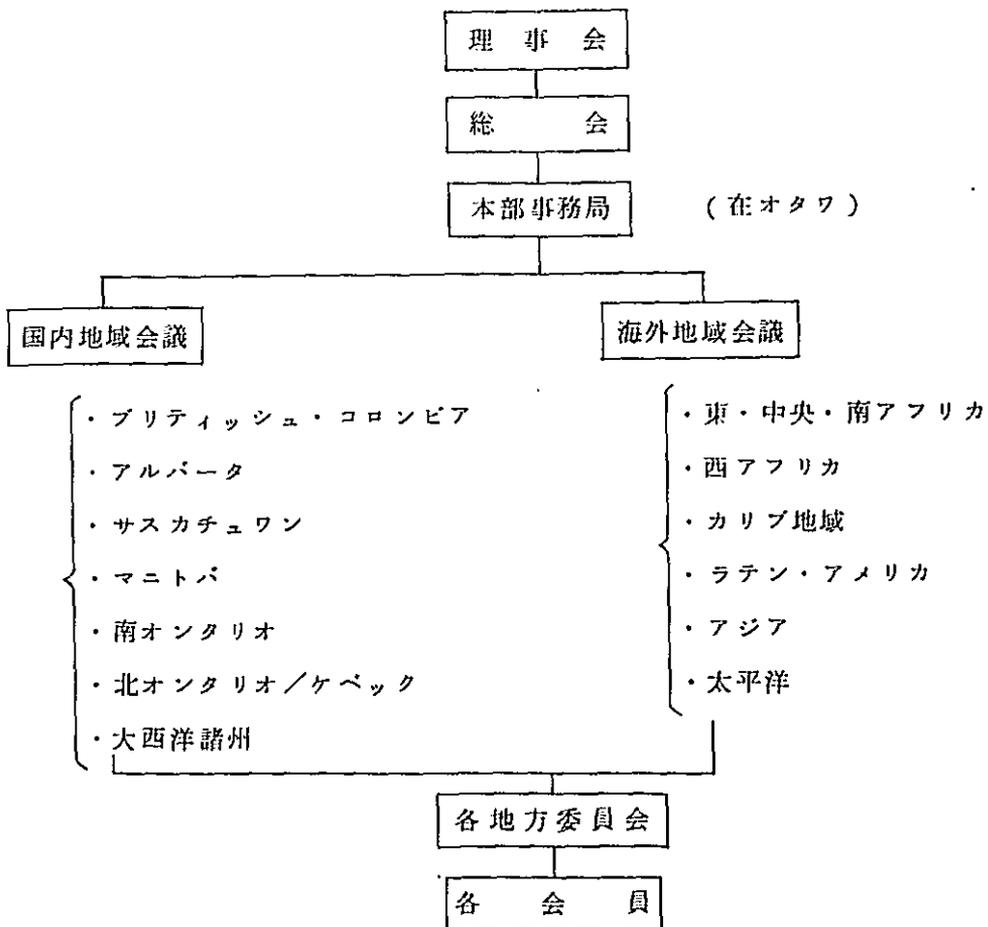
第2節 組織の概要・形態

2-1 形 態

CUSOは会員制をとる社団法人組織である。会員には個人会員，団体会員，名誉会員の3種類があり，個人会員の年会費は10カナダドル(1981年)である。

CUSOの基本的な政策・方針は年1回の総会で決定される。総会は毎年CUSOの理事会メンバーを選出する。この選挙で投票権をもつのは団体会員のみである。CUSOの団体会員は，カナダの各大学機関，開発協力に関係する民間諸団体，及び全国で70を数えるCUSO地方委員会などによって占められているが，このうち大学機関だけが2つの投票権を与えられている。また各大学の代表2人のうち1人は必ず学生の代表であり，あとの1人は特に規定がないがふつう，教授の代表が出席する。

図4-1 CUSO組織図



理事会はふつう、CUSO専務理事、各会員団体の代表、海外6地域会議の代表、国内7地域会議の代表、及び個人会員の代表(4人まで)によって構成される。理事会は、総会で決定された基本的な政策方針のラインにそって、具体的な施策を決定し、CUSOの日常業務を執行する事務局職員を任命する。

オタワの本部事務局は、6つの海外地域会議と7つの国内地域会議の中心連絡部としても機能する。各地域会議は独自に地域ごとの活動事業を計画する。

さらにCUSOは国内に70の地方委員会(local committees)をもっている。地方委員会はCUSO活動の地方への浸透、広報、ボランティアの募集、募金活動を行ないCUSOを支援するほか、ボランティア選考委員会を代行する。選考委員会は帰国ボランティア数名、学識経験者、面接や海外経験のある大学の教官、学生自治会の代表などで構成され、委員長は必ず学生、副委員長は同じ大学の教官が務める。

〔CUSO〕海外オフィス

Overseas, CUSO has offices in:
 (West Africa) 西アフリカ
 Lomé, Togo
 Accra, Ghana
 Ibadan, Nigeria (7)
 Kaduna, Nigeria
 Kano, Nigeria
 Freetown, Sierra Leone
 Banjul, The Gambia 東・中央・南アフリカ
 (East, Central & Southern Africa)
 Lusaka, Zambia
 Gaborone, Botswana
 Dar es Salaam, Tanzania (5)
 Maputo, Mozambique
 Juba, Sudan
 (Asia) アジア
 Penang, Malaysia
 Dhaka, Bangladesh
 Bangkok, Thailand (4)
 Kuala Lumpur, Malaysia
 (The Caribbean) カリブ地域
 St. George's, Grenada (2)
 Kingston, Jamaica
 (Latin America) ラテン・アメリカ
 Lima, Peru
 Havana, Cuba
 Bogota, Colombia (5)
 Cochabamba, Bolivia
 San José, Costa Rica
 (The South Pacific) 南太平洋
 Port Moresby, Papua New Guinea (2)
 Port Vila, Vanuatu

〔CUSO〕国内オフィス

CUSO offices in Canada are located in: Victoria, Vancouver, Edmonton, Calgary, Lethbridge, Saskatoon, Regina, Winnipeg, London, Waterloo, Guelph, Hamilton, Toronto, Kingston, Ottawa, Montreal, Fredericton and Halifax. (全18)

Local volunteer committees and representatives in Canada, located mostly on university and college campuses, are involved in the recruitment and initial selection of personnel for overseas assignments, in fundraising and in development education activities.

(合計 25)

CUSOスタッフは1983年現在130人を数える。うち85人がオタワ事務局に勤務し、15人が国内地域オフィスに、30人がフィールド・オフィサーとして第3世界に勤務している。他に国内外の各地で多数のボランティアが無償の協力を提供している。さらにCUSOが活動している第3世界諸国では国別にCUSO委員会が設けられ、当該国カウンターパートの多数の人々の意見が、国別計画の意思決定に反映されるよう配慮されている。例えば、タイ国CUSO委員会にはタイ人が参加し、プログラム決定に参加する。

2-2 予算

過去4年間のCUSOの予算額は以下の通りである。

1カナダドル=184.5円

1981年	:	1,202,500	カナダドル	(約22億円)
82		1,302,700	"	(約24億円)
83		1,486,800	"	(約27億円)
84		1,846,800	"	(約34億円)

現在CUSOの年間予算の約90%はCIDAからの補助金、残りの10%は民間からの寄付金によってまかなわれている。民間からの寄付金とは、個人、NGOからの寄付や相手国カウンターパート側からの分担分を含むものである。カウンターパート側の分担金は、CUSOの派遣するボランティアの生活手当、及び住居に充当される。CUSO年間予算の約9%に相当する。

CIDA、個人、法人等からの資金的援助の他に、さまざまな形の現物援助及び精神的支援がCUSOによせられている。例えば製薬会社はボランティアにもたせる救急品等の医薬品を無料提供するし、ラジオ、テレビ、新聞、雑誌は無料でCUSOのボランティア募集広告を報道してくれる。また業界、学界、政界その他各界名士の推せんやテコ入れ活動によって、各地での活動の地盤作りや資金の工面を大いに助けられてきた。CUSO地方委員会の活動はそのほとんどが関係者のボランティアな参加によっているし、大学、短大、市役所などが地方オフィスの事務所、スタッフ、消耗品を提供している。カナダの諸大学機関からは毎年、総額約1億5千万円(1976年数値)にのぼる寄付金がよせられている。

このような多様な形の財政補助と支援に、受入国側の負担分をあわせれば、ボランティア1人あたりに要する年間派遣経費は約1,000カナダドル(約203万円)と見積もられている(1982年)。

民間や受入国側の多様な協力によって、ボランティア派遣経費を極力切りつめ、代わりに少ない経費でより多くのボランティアを派遣する方式は、先述のようにイギリス(VSO)、オーストラリア(AVA)、ニュージーランド(VSA)でも取り入れられている。

表4-2 CUSO収支決算表(1984年3月31日現在)

Statement of Revenue and Expenditure and Fund Balances
for the Year Ended March 31, 1984

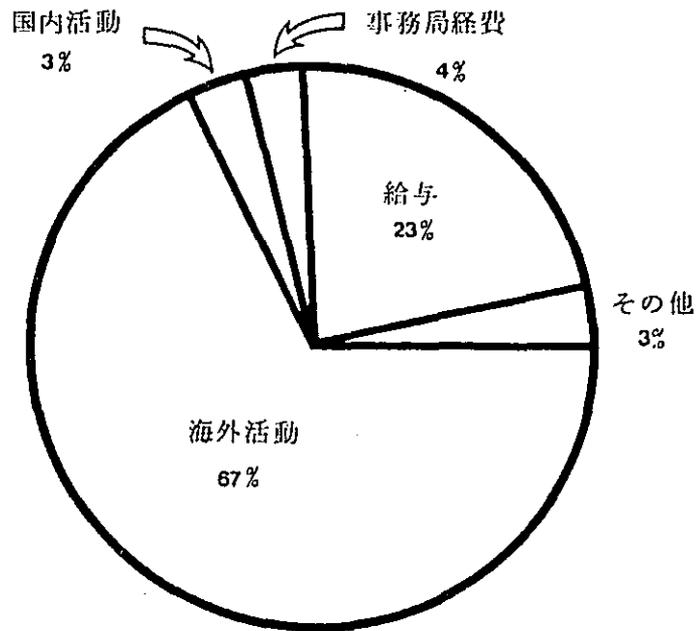
(In thousands of dollars)

(単位: 1,000カナダドル)

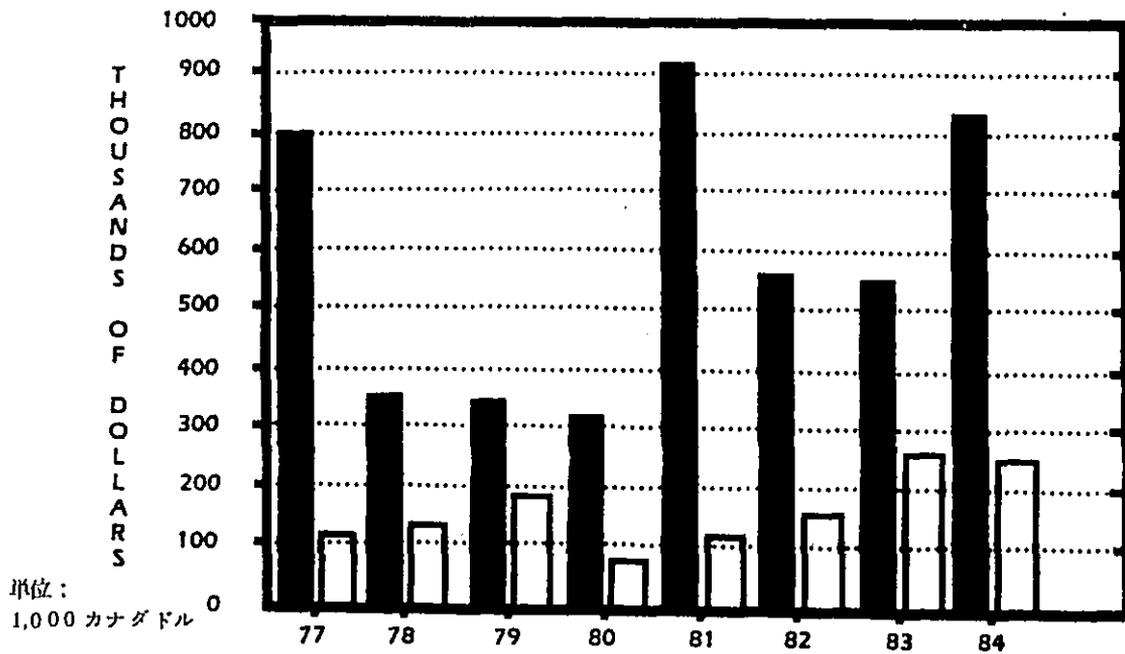
	1984				1983	
	一般	海外 プロジェクト	国内プロ ジェクト	為替変動分 及び貯金	計	計
〔収入〕						
CIDA補助金	\$12,561	\$2,750	\$ 67	\$ —	\$15,378	\$12,378
寄付金	313	381	125	—	819	528
その他	518	1,353	—	400	2,271	1,962
	<u>13,392</u>	<u>4,484</u>	<u>192</u>	<u>400</u>	<u>18,468</u>	<u>14,868</u>
〔支出〕						
海外活動						
アジア	362	1,517	—	—	1,879	1,645
カリブ海諸国	579	105	—	—	684	606
東・中央・南アフリカ	1,397	1,656	—	—	3,053	2,166
ラテン・アメリカ	884	558	—	—	1,442	1,387
太平洋	742	202	—	—	944	800
西アフリカ	1,931	227	—	—	2,158	1,804
小計	5,895	4,265	—	—	10,160	8,408
海外コーディネーション	218	—	—	—	218	220
オリエンテーション	245	—	—	—	245	256
その他ボランティア経費	635	—	—	—	635	470
評価作業	93	—	—	—	93	19
プログラム開発	39	—	—	—	39	29
	<u>7,125</u>	<u>4,265</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>11,390</u>	<u>9,402</u>
カナダ国内活動	318	—	169	—	487	499
事務局経費	720	—	—	—	720	674
給与	3,870	—	—	—	3,870	3,473
その他の活動	489	—	—	—	489	249
合計	<u>12,522</u>	<u>4,265</u>	<u>169</u>	<u>—</u>	<u>16,956</u>	<u>14,297</u>
差引勘定	870	219	23	400	1,512	571
前年度繰越	40	1,353	37	400	1,830	1,259
年度末収支	<u>\$ 910</u>	<u>\$1,572</u>	<u>\$ 60</u>	<u>\$800</u>	<u>\$ 3,342</u>	<u>\$ 1,830</u>

出典: CUSO Annual Review 1983/84, P. 25

図4-2 CUSO総支出 1983/84年度

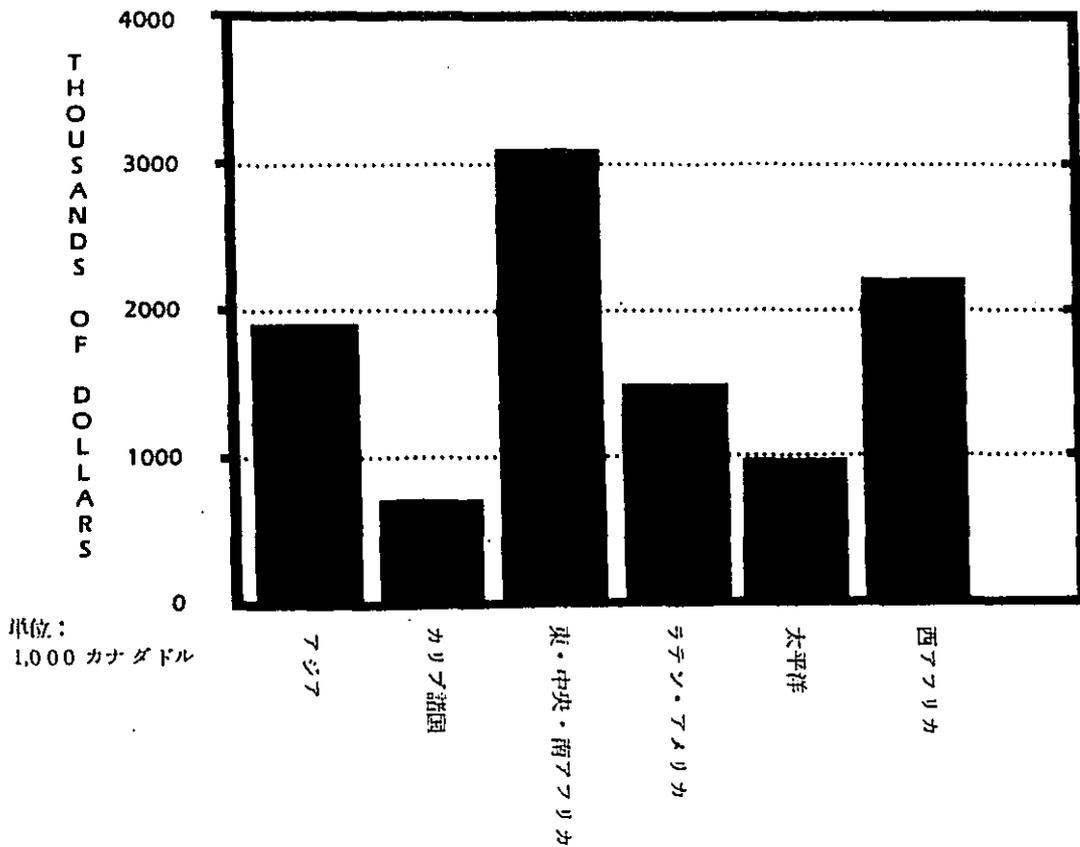
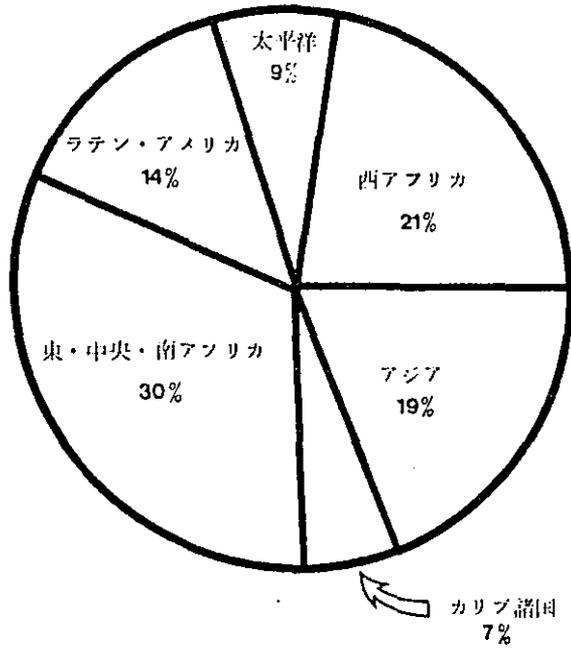


1976/77年度～1983/84年度の資金調達総額と調達にかかった費用



出典：CUSO Annual Review 1983/84 P. 27

図 4 - 3 CUSO地域別海外プログラム支出 1983/84年度



単位：
1,000 カナダドル

出典：CUSO Annual Review 1983/84 P. 28

第3節 活動／派遣実績と現況

3-1 活動方針

アメリカの『平和部隊』(Peace Corps)と相前後して設立されたCUSOは、1970年代初め第2 phaseをむかえるにあたって、以下のようないくつかの新軌軸を採択した。

1. 単なる請負式のボランティア派遣活動に終始するのではなく、プロジェクト方式を取り入れ、人・物資・資金を効率的に配分した開発協力プログラムを実施する。
2. 運営、計画決定権を国内外の地域レベルに分散化し、各国各地の具体的ニーズを中央の意思決定に吸いあげる。
3. 活動目的の中に新たに、「国際開発のあり方およびカナダの対外関係のあり方に対するカナダ人の問題意識を高め、その問題意識に基いたアクションを奨励するプログラムを実施すること」という項目(啓発活動)を取り入れる。

さらに1974年『開発憲章』(Development Charter)を採択し、CUSOの長期目標、政策決定の基準等を明確化した。この『憲章』の中でCUSOは、活動に関わる個人全体に次のように呼びかけている。

- (1) 世界の全ての国にみられる不均等発展状況に問題意識をもって臨む。
- (2) 開発プログラムに取り組む際には、この問題意識をフルに活用する。
- (3) 海外活動においては、自らの生活スタイルや仕事を通して受入国の文化や価値観への敬意と尊重を示す。
- (4) 開発プロセスへの参画とは、海外業務と国内活動の双方を包括するものであることを認識する。
- (5) 自らの国が犯している他国搾取の可能性を自覚する。
- (6) 国連人権宣言に基いて、自らの国の社会開発に対する権利と責任を積極的に確認する。

このようにCUSOは、公正、均等発展と人間開発をグローバルな視点から追求することを目的に、国内外の開発プログラムを展開することをこの時期、明確に打ち出した。さらにCUSOは、その活動指針として以下のような項目を明文化した。

- (1) 自立に向けて活動している草の根のグループ(disadvantaged groups)のニーズに可能な限り応える。
- (2) より多くの人々が不均等発展の原因を理解し行動をおこすよう、活動を広める。
- (3) カナダの開発政策及びその実施に積極的な改善をもたらすよう、働きかける。
- (4) CUSO事業の自律性を高めるよう努める。
- (5) 意思決定に受入国側の意向を取り入れる。

(6) プロジェクト運営の中で地元の資源を最大限に活用する。

等である。

1980年代にはいつてからのCUSOは、"第3の10年"を迎えて一層総合的な地域社会の開発を念頭においた協力に重点をおき、ボランティア事業における"ヴィジョン"（「先を見通す力」）の必要性を強調している（「ヴィジョンなきところ人は亡ぶ」という『聖書』の一句が引用されている）。

3-2 活動内容

CUSOの活動内容は、次の3種に大別される。

- (1) より平等な世界を築くことに参与するために、途上国のニーズに応じてボランティアを派遣する。
- (2) 途上国の中の自立を促進するためのプロジェクトに対して資金援助を行う。
- (3) 国内の開発教育プログラムを通じて、広く一般の人々に"低開発"の原因を知ってもらい、かつアクションをおこしてもらう。

(1) 海外派遣プログラム

CUSOは現在までに1万人近いボランティアを第3世界の50以上の国々に派遣してきた。その年間派遣数も1972年にはピークをむかえ1,200人を数えたが、ここ数年の派遣数はほぼ900人前後、派遣国数は30余ヶ国である。

表3 CUSO "Co-operants" 配属状況 (1983/84)

(単位:人)

地域 \ 分野	農業/天然資源 再利用	教 育	保 健	技 術	ビジネス	そ の 他	合 計
ア ジ ア	34(20)	14(16)	2(2)	12(12)	0	1(-)	63(50)
カ リ ブ 諸 国	5(7)	17(17)	8(7)	4(4)	11(5)	4(2)	49(42)
南 太 平 洋	57(49)	17(26)	40(28)	26(24)	22(24)	13(11)	175(162)
ラ テ ン ア メ リ カ	9(13)	72(55)	27(29)	14(14)	8(5)	11(6)	141(122)
東・中央・南アフリカ	37(35)	24(30)	19(17)	25(18)	34(33)	2(1)	141(134)
西 ア フ リ カ	24(26)	246(259)	21(28)	27(28)	1(-)	2(2)	321(343)
合 計	166(150)	390(403)	117(111)	108(100)	76(67)	33(22)	890(853)

()内昨年度数値

(国別・地域別)

ア ジ ア :		ラテン・アメリカ :		西アフリカ :	
インドネシア	9(1)	ボリビア	33(29)	ガンビア	21(14)
マレーシア	24(17)	コロンビア	20(23)	ガーナ	25(35)
タイ	30(32)	コスタ・リカ	11(10)	ナイジェリア	247(261)
小 計	63(50)	エクアドル	3(2)	シェラ・レオネ	28(33)
		グアテマラ	1(2)	小 計	321(343)
		ホンジュラス	1(1)		
カリブ海諸国 :		ニカラグア	23(13)	合 計	890(853)
アンチグア	2(1)	パナマ	3(2)		
ベリーズ	5(4)	ペルー	46(40)	cf.	
ドミニカ	3(2)	小 計	141(122)	81/82	874人 33ヶ国
グレナダ	15(12)			82/83	853人 31ヶ国
ジャマイカ	10(11)	東・中央・		83/84	890人 32ヶ国
セント・ルシア	8(9)	南アフリカ :			
セント・ビンセント	6(3)	ボツワナ	43(45)	出典: CUSO Annual Review	
小 計	49(42)	モザンビーク	35(30)		1983/84, P. 9
		スーダン	15(17)		
南太平洋		タンザニア	15(15)		
パプアニューギニア	124(132)	ザンビア	29(25)		
バヌアツ	50(30)	ジンバブエ	4(2)		
ソロモン諸島	1(-)	小 計	141(134)		
小 計	175(162)				

表3は、1983/84年度のCUSOボランティアの派遣状況を示すものである。ボランティア派遣数は890人、派遣国は32ヶ国であった。

地域別にみるとアフリカが一番多く、西アフリカ、東・中央・南アフリカへの派遣数をあわせて462人、全体の約52%を占める。次いで南太平洋が20%(175人)、ラテンアメリカが16%(141人)、アジア7%(63人)、カリブ海諸国5%(49人)、という割合になっている。

また分野別にみると教育関係、特に英語仏語の語学教師ボランティアが最も多く390人と全体の43.8%を占めている。以下、農業関係が18.7%(166人)、保健関係13.1%(117)、技術関係12.1%(108人)、ビジネス関係8.6%(76人)、その他

3.7% (33人)となっている。その他とは、ボランティアに同行した配偶者のことである。

CUSOのボランティア活動は、コミュニティレベルでの自助・自立プロジェクトを特に重視している点が特徴的である。

例えば保健の分野では、大病院に医師、看護婦を送りこむよりも、農村地方での疾病予防、健康管理に焦点をあてた保健教育プログラムの実施、移動保健所の運営、免疫や栄養摂取についての具体的知識の普及や、地元での自主プロジェクトに対する資金援助を行なっている。

技術分野においては、先進技術の導入よりも低価格で小規模、現地に有用な海外技術の導入と訓練、適正技術の開発に力点をおいている。

ビジネス・経営の分野では、地域社会又は協同組合をベースにした低コスト小規模家内工業をサポートすることにより、地方住民の現金収入の方途となる自助プロジェクトを促進している。

教育分野においては、人材養成のための技能指導、教師不足に悩む遠隔農村地域の中学校への教員の補填、教員養成学校への教師の派遣を行なっている。語学に関しては、CUSOは英語、フランス語2種の語学教師を派遣できるという利点がある。

また農業関係の分野においては、現地の農業技術の向上をはかるため職業訓練学校、農業技術トレーニングセンターで教鞭をとる、農場経営や天然資源再利用管理の指導をする、換金性の農業生産物を開拓するなど、長期的な総合農村開発を射程においたプロジェクトを実施している。

なお、以上のようなCUSOのボランティア海外派遣プログラムは100パーセント、CIDAの補助金によっている。

(2) 現地開発プロジェクトへの資金援助

ボランティアの海外派遣プログラムとよく並行して行われるのが、現地の自立のための開発プロジェクトへの資金援助である。この資金援助プロジェクトには大別して2つのタイプがあり、1つは援助額が25～2,000カナダドルの小規模プロジェクト、もう1つは援助額が2,000ドル以上の中・大規模プロジェクトである。

小規模プロジェクトへの資金配分については、CUSOのフィールド・オフィサーに決定権が一任されており、1983/84年度に総額182,300ドルが援助された。これらのプロジェクトの主要な資金源は、カナダ国内のNGO、現地のカナダ大使館、カナダ高等弁務官からの寄付、補助である。プロジェクト例としては、タイのタマサート大学が1969年に始めた『学卒ボランティアセンター(GVC: Graduate Volunteer Center)』計画への1973年以來の活動資金の援助がある。

中・大規模プロジェクトの主要資金源は、3対1のMatching Grantで拠出されるCIDAの補助金である。このMatching Grant方式によって、1983/84年度に総額

表4-4

CUSO/CIDAが資金援助している途上国の主要プロジェクト

Major CUSO/CIDA Pool Projects 1983/84				(カナダドル)
	No.	Project Name	Country	Budget
Agriculture				
West Africa	2339	New Tafo Rabbitry Project	Ghana	4,100
	2341	Communal Vegetable Gardens	Gambia	12,500
	2342	Vegetable Garden Project	Gambia	3,000
	2345	Mfantsipim Secondary School Agriculture	Ghana	5,000
East, Central and Southern Africa	2298	SRDA Forestry Extension	Botswana	18,500
	2299	Mahalapye Horticulture Extension	Botswana	22,000
	2307	South Sudan Beekeeping Enhancement — Phase I	Sudan	14,900
	2321	Forestry Workers Safety	Mozambique	7,500
	2331	Vukuzenzele Coop Poultry Unit	Zimbabwe	10,800
	2354	Cattle Husbandry Centre	Mozambique	7,400
Latin America	2328	Refugee Agricultural Development	Nicaragua	10,000
South Pacific	2333	Lake Kopiago Agricultural Development — Phase II	Papua New Guinea	20,000
	2346	Tona Area Agriculture Development	Papua New Guinea	7,000
	2350	Golgobip Agricultural Development — Phase II	Papua New Guinea	16,300
Community Development				
West Africa	2319	Sotuma Sere Centre	Gambia	8,000
	2320	Gambissara Centre	Gambia	6,500
	2329	Nima Adult Literacy	Ghana	4,000
East, Central and Southern Africa	2301	Nyango Health Education Centre	Zambia	18,000
	2309	Development Studies Workshop	Botswana	4,000
	2310	Theatre for Development	Zambia	7,300
	2317	Workshop on People's Theatre	Zimbabwe	10,000
	2327	Women's Program Development	Botswana	12,400
	2352	Women's Rural Development Project Fund	Zambia	5,000
	2353	ACCOMPLISH Administrative Support	Sudan	23,500
	2358	AVID Community Development Worker Support	Tanzania	11,000
Asia	2314	Grass Roots Integrated Development	Thailand	9,000
	2315	Thai Development Support Committee	Thailand	10,000

(Continued)

	2322	Banchte Shekha	Bangladesh	30,000
	2323	Longhouse Farmers Training	Malaysia	16,500
	2324	Small Farmers Credit — West Java	Indonesia	11,000
Latin America	2348	Process Inc. (Sarilakas)	Philippines	10,000
	2313	Popular Theatre — Yuyachkani	Peru	12,000
	2325	Legal Advisory & Training for Women Workers	Peru	12,000
	2332	Women's Training Centre	El Salvador	20,000
	2337	Training Courses for Women in Production	Costa Rica	11,300
Education				
West Africa	2349	Wa Blind School's Craft Rehabilitation	Ghana	7,800
Latin America	2303	Educational Methodology Training	Costa Rica	4,800
	2305	Central America Development Education Regional Workshop	Nicaragua	19,000
Health				
West Africa	2330	Family Health Project	Ghana	3,500
East, Central and Southern Africa	2316	Primary Health Care Program — War on Want	Zimbabwe	10,000
	2318	National Rehabilitation Centre	Zimbabwe	5,300
Latin America	2304	Guaymi Health Education	Panama	6,000
	2312	Atlantic Coast Health Education	Nicaragua	19,000
	2357	Community Health Extension	Colombia	6,200
Technology				
West Africa	2343	Village Water Supply	Gambia	6,500
East, Central and Southern Africa	2335	Marowa Coop Irrigation	Zimbabwe	5,200
	2355	Equipment for Transmission of Wire Photos	Mozambique	3,000
	2356	Maputo-Nampula Duplex Line	Mozambique	9,000
Caribbean	2344	Handicraft Training Rehabilitation	Grenada	25,000
Latin America	2306	Mechanical Workshop-Potosi	Bolivia	22,000
	2308	Miners Orientation & Training	Bolivia	13,000
	2340	Reconstruction of Workers Training Centre	Nicaragua	28,000
South Pacific	2351	Western Province Village Water Supply	Papua New Guinea	10,100

総額 613,900 カナダドル (約1億1千万円)

(cf , 1982 / 83 年度総額 14 万ドル)

出典 : CUSO Annual Review 1983/84, PP. 7-8

表4-5 カナダ国内開発教育プロジェクト

CUSO DEVELOPMENT EDUCATION PROJECT UPDATE (1981-82)

NATIONAL PROJECTS (全国プロジェクト)

(単位:カナダドル)

Popular Theatre Workshop: a gathering of 13 Canadian and 8 Caribbean community theatre animateurs in Thunder Bay .	12,100
Sistren Tour of Canada: training workshops with womens and community groups in Ottawa and Toronto on Jamaican theatre techniques.	10,000
Canadian Nicaragua Popular Theatre Project: the development and production of popular play on social change in Nicaragua for use across the country.	7,700
GATT-Fly: research and education on energy, food and the sugar industry.	4,000
TCLSAC REPORTS: production of regular newsletters on Canada's links with Southern Africa and backgrounders on Southern African events.	1,000
From A Different Perspective: production of bi-weekly radio program on Third World affairs broadcast in 8 centres across Canada.	1,000
Canada Asia Working Group: research and materials production on Canadian economic links to Asian countries.	1,700
Latin American Working Group: education and materials production on issues in Central America .	2,600
<u>REGIONAL PROJECTS</u> (地域プロジェクト)	
International Woman's Day Festival: community events in Victoria	3,760
BC Community Education Program: public education and animation activities in 15 communities throughout BC on Nicaraguan development	5,700
Dialogues on Development: an 8 part series in Vancouver on the strategies and tactics of development from the point of view of the implementors and the target groups in the Third World	900
North South Conference: an examination of north/south issues and Canada's role in the 1980s.	2,175
Network Support Project: assistance for the development education network in Alberta.	2,500

(Continued)

Development Education Conference: planning and execution of a conference for former Third World development workers.	2,290
CUSO OXFAM Labour Project: materials and educational programs with Labour in Saskatchewan.	3,200
Regional Returned Volunteers Conference: support for the re-integration of recent development workers into Saskatchewan development education work.	2,382
Southern Africa Awareness Project: film and speakers series in Guelph, Ontario.	660
Human Rights and Social Responsibility: speakers, workshops and information events in Kingston, Ontario focusing on Third World issues	1,650
World Food Day Project: community education activities to examine economic, political and social structures of food production, distribution and consumption internationally.	700
International Women's Week: community events on local and Third World women's issues held in Ottawa.	3,000
Teaching International Development: support for teachers in the production of course material on international development for use in Montreal.	2,145
Public Interest Issues Week: public information on food and underdevelopment at McGill University.	400
Public Information on International Sugar Market: promotion of public understanding of the constraints and process involved in international commodity production and trading.	1,000
North South Dialogue and International Law: the problems and process involved in international development from a legal perspective through 5 information sessions.	300
Women in Development: production and dissemination of videotapes on workshop focusing on women in Southern Africa.	1,873
Teachers Resource and Pedagogical Guide: production of guide to international development materials and methodologies available to teachers in Montréal area.	3,600
Caribbean Ottawa Community Education Project: materials production and educationals on community development in Grenada for local daycare, health, education and office workers.	7,800

(Continued)

Militarism and Alternatives towards Peace and Development: workshops and programs designed to familiarize educators with audio-visual and course materials on development and disarmament issues.	2,500
Atlantic RV Conference: training for recently-returned CUSO cooperants on assisting international development efforts from a Canadian base.	2,770
Global Village Theatre Project: seminars and workshops on the use of popular theatre techniques to communicate global interdependence and development issues to Nova Scotian groups..	3,418
El Salvador Awareness Project: public education through film and speakers in PEI communities.	700

総額 95,523カナダドル

613,900ドルの補助金が拠出された。補助をうけた主なプロジェクトの名は前ページに示す通りである。

(3) 国内開発教育プログラム (啓発活動)

CUSOの活動プログラムの第3として、カナダ国内での開発教育プログラムがある。

このプログラムは、カナダ国民の第3世界の開発問題に対する理解と問題意識を高めるために運営されるもので、1983/84年度には59の開発教育プロジェクトがカナダ各地で実施された(1982/83年度のプロジェクト件数46件、1981/82年度31件、81/82年度のプロジェクト件名は上に示す通り)。CUSOの開発教育プログラムの年間予算は約10万カナダドル(約1,845万円)で、その6,7割はCIDAからの補助金(CIDA: Public Participation Program)、残りはCUSOの会員、団体からの寄付によっている。

CUSOの開発教育プログラムは、カナダ国内の婦人グループ、職業グループ(保母、農夫、教員、労働者)に第3世界諸国の同種のグループを紹介することによって、彼らに自国と第3世界諸国の社会、文化、開発状況、グループの目的意識、活動のあり方の相違点・類似点を認識し、コミュニケーションし、問題点を把握してもらうという無理のないプロセスから、具体的アクションに結びつけられるよう働きかける、という身近でわかりやすい方法をとっている。

3-3 国別活動状況

ボランティア派遣数の最も多い国は、イギリスと等しく、ナイジェリア247人、パプア・ニューギニア124人である。イギリスと違ってCUSOボランティアのメリットは、仏語圏アフリカ諸国にも仏語教師を送りこめるという点にある。地理的位置関係上、中南米諸国への派遣が多い点も留意される。

また、現在はボランティアを派遣していないが、グラスルーツレベルの小規模自助プロジェクトに資金援助している国の数も少なくない。土地なし農民、貧農救済を目的とするベングラディッシュNGO『プロシカ』(Proshika)へのサポート⁽⁷⁾、貧しい農村人口の生活条件の向上を狙ったスリランカの地方民間諸団体への支援はその例である。また、1982年以来ボランティアの派遣されていないキューバでは、カナダ人技術者の短期派遣、キューバ人専門家のカナダへの招請を通じた科学技術交流が続けられている。

以下、CUSOの活動の地域別ポイントを若干述べてみよう。

アジアにおいてはCUSOの活動は、いわゆる地元のNGOをカウンターパートとし、自助(Self-Reliance, Self-Help)の言葉で表現されるグラスルーツのプロジェクトへの支援が主である。中でも開発の遅れたタイ東北部で、7つのタイNGOと1つの政府機関と共同で運営されているNETプロジェクトは極めてユニークな試みとして注目される⁽⁸⁾。

アフリカ地域は、ボランティア派遣数の最も多い地域である。ここでのCUSOのプログラムは主としてBHN(Basic Human Needs)の充足と生活条件の向上をはかるものであるが、これらのプログラムは政府事業への扶助として、或いは地域社会の中での自立プロジェクトとして運営されている。

中南米地域はやはりCUSOが活動の重点をおいている地域であるが、受入国内の政治情勢の変化によって活動状況も左右されるという難がある。ここでのCUSOのプログラムは農業開発、成人教育、予防医療の3点に主眼をおいている。

以下に国別活動状況を表にして付した。

表4-6 1983/84年の国別活動状況

国名	プロジェクト開始年	ボランティア派遣数	プロジェクトの進展状況
インドネシア	1977	9	N. A.
マレーシア	1961	24	マレーシアでのCUSOの活動は、環境保全に重点がおかれている。特に民間団体「マレーシア地球の友」(Sahabat Alam Malaysia)の自然保護・環境保全活動への支援が特徴的。
タイ	1966	30	タイ東北部での、保健衛生・インフラ整備・技術指導を含む独自の総合農村開発プロジェクトに力を注いでいる。とくに水利・農業関係の技術者が、穀物生産や農場経営技術の改良に努めている。NGOがカウンターパートであることが多い。
ボツワナ	1970	43	資金1億カナダドルで今後5年間にわたるカナダ-ボツワナ農村開発プログラムが組まれている。耕作農業と農村家内工業の開発が主、政府機関、民間団体の双方とパートナーシップをもっている。

国名	プロジェクト開始年	ボランティア派遣数	プロジェクトの進展状況
モザンビーク	1978	35	人材・資力が限られているモザンビークには、行政・水利・林業・農業関係の技術者が派遣されている。今後さらにプログラムを拡大していく予定である。
スーダン	1975	15	1983年6月の国内紛争により、CUSOの同国での活動も一時大幅な後退を余儀なくされた。現在農村部でのプライマリ、ヘルス・ケア、婦人活動の推進に重点をおいてプロジェクトを進めている。
タンザニア	1963	15	主として農業分野における技術移転・技術訓練を行なって、自主生産を奨励している。いわゆる村落組織（ウジャマ）レベルの開発活動への支援も重視。
ザンビア	1962	29	家内工業の奨励や、都市部・農村部の貧しい層を対象にしたコミュニティづくり。
ジンバブエ	1981	4	1983年の独立より3ヶ年計画で、各地各種の生産協同組合に、技術的・資金的・教育的・連絡調整的援助を行なっている。3ヶ年でCIDAより2.6億カナダドルの資金が提供される。
ガンビア	1978	21	過去5年間農村開発、とりわけ食糧生産関係のプロジェクトがすすめられてきた。CUSOは更に政府その他の諸機関の要請に応じてプログラムをくみ、今後天然資源の有効利用や人材養成を図るプロジェクトをすすめるつもりである。
ガーナ	1961	25	1960年代初めより派遣されたボランティアの大部分は教師であったが、近年南部地域の開発プロジェクトに比重がおかれている。
ナイジェリア	1962	247	ナイジェリアにおける活動は、CUSOプログラムの中でも最大規模である。1964年以来、1,800人のボランティアを同国に送りこんできたが、そのうちの90%が英語・科学・数学その他教育・技術関係の専門教師であった。
シエラ・レオネ	1965	28	教師の派遣が主であったが、1974年より国内自助プロジェクトへの支援に重点をおいている。近年は特に成人教育をすすめている。
ボリビア	1965	33	錫炭鉱労働者層への教育・技術トレーニングサービスを行なうとともに、炭鉱労働者の組織化、協同組合の強化に尽力している。
コロンビア	1964	20	スラム住民、労働者、農民を対象にした地域ぐるみの保健衛生プログラムを実施している。
エクアドル	1965	3	コロンビアと活動内容同じ。

国名	プロジェクト開始年	ボランティア派遣数	プロジェクトの進展状況
ペルー	1964	46	草の根レベルの婦人運動の組織化、大学機関での諸種工学・技術の指導、資源の再生利用の諸分野で活動している。
コスタ・リカ	1975	11	成人教育。婦人を対象に職業・生産活動のためのトレーニングコースの実施など。
グアテマラ	1976	1	N. A.
ホンジュラス	1962	1	N. A.
ニカラグア	1980	23	ジャガイモの栽培など、試験的な農業プロジェクトを実施している。
パナマ	1976	3	成人教育、山岳地帯奥地での健康管理、予防に関する保健衛生教育など。
ソマリア	1970	124	CUSOの活動の中では2番目に大きいプログラム。活動内容は農業(野菜の市場流通、貨幣穀物の栽培)、保健、ビジネス、教育、教員養成、技術移転等多岐にわたっている。
ソロモン諸島	1983	1	製材技術の移転。
バヌアツ	1981	50	淡水魚養殖プロジェクトは3年目にはいり順調に進行している。CUSOはその他に林業、土地、園芸関係の技術者を派遣し、農村部における健康管理、行政システムの整備にも力をかしている。

上表においては、資料不十分のためカリブ海諸国でのCUSOの活動状況を割愛したが、以下に簡単に述べておこう。

表4-7 カリブ海諸国でのCUSOの活動状況

国名	プロジェクト開始年	ボランティア派遣数(83/84)
アンティグア	1964	2
ベリーズ	1975	5
ドミニカ	1963	3
グレナダ	1964	15
ジャマイカ	1962	10
セント・ルシア	1964	8
セント・ビンセント	1964	6

CUSOのカリブ地域での活動は教師派遣に始まったが、1970年代半ばより地域ベースの小規模プロジェクトへの支援に徐々に重点が移行した。グレナダでは、1983年10月以降のCUSO活動の大幅な後退ののちも、食物栄養協議会(the Grenada Food and

Nutrition Council) 及びいくつかの生産組合への支援は続けられている。また C U S O は、ジャマイカ、ベリーズ、ドミニカ、セント・ルイス、セント・ビンセント、グレナダ 6 ヶ国からの婦人、青年、農業者、労働者によって構成された民間非営利団体 C A R I P E D A (the Caribbean People's Development Association) と緊密な連絡をもち、支援を続けている。

第4節 派遣制度

4-1 資格

C U S O ボランティアの資格は 20 才～70 才のカナダ人に適用される。ボランティアの平均年齢は約 30 才。原則としては、夫婦の双方に占めるポストがある場合同一任地に派遣されるが、配偶者が C U S O とボランティア契約を結んでいない場合でも随伴してよい。但し子供の随伴は、教育上保健衛生上の保障が確認されないため一般的には奨励されない。必要性の高い職務についてのボランティアの場合は、就学年令未満の子供二人まで随伴が認められることがある。C U S O ボランティアは学識、専門知識、何らかの技能職能を備えていることを要求される。さらに選考の過程では、第 3 世界の開発に関心と理解をもち、すすんでボランティアな仕事に取り組み、受入側のコミュニティの一員として開発業務に尽力する意思をもつかどうか問われる。

4-2 待遇

一般にボランティアの任期は 2 年であるが、1 年間の延長が認められている。ボランティアの派遣費用は、C U S O 側と受入国配属先側の双方が負担する。受入国側はボランティアの任地での現地標準サラリーを生活費として支給するほか、住居を提供する。C U S O 側は主にボランティア派遣前に必要とされる経費 — リクルート、オリエンテーション経費、及び渡航費を負担する（但し渡航費は、ボランティア自身の意思による自己負担が奨励される）。

この他、C U S O はボランティアの国内復帰手当として帰国時に一律 9 2 5 カナダドルを支給する。配偶者が同行していた場合には、配偶者にも同額の手当が支給される。医療保険（健康、歯科、身体障害、生命を含む）に関しては C U S O がカバーする。

4-3 支援体制

C U S O の 2 5 の海外オフィスにはフィールド・スタッフ・オフィサーが常駐し、相手国側の要請にかんがみた契約の締結とボランティアの配置に責任をもつ。フィールド・スタッフ・オフィサーは本国、現地、ボランティア間の調整役を務めるほか、担当国でのプロジェ

クトプランニングを受け持ち、これをCUSOの地域会議にかける。地域会議で審議・承認された案件は本国オフィスに受理され、ここで総合的な審議に付される。国別地域別活動計画は一般的に地域会議レベルに最大決定権がある。

4-4 ボランティア帰国後の処遇

ボランティア帰国後の処遇に関しては、CUSOは特に支援体制らしい体制をしいていない。前述の通り国内復帰手当を支給するほか、再就職のためのオリエンテーションは行なうが、特に就職の斡旋などを行なっているわけではない。

これは、カナダにおいては海外ボランティアの経験が広く理解され尊重されるので、再就職がさほど困難でないためといわれる。

ボランティアOB、OGはCUSO会員となってカナダの地方委員会に参加するほか、国内外で組織の運営、政策決定に影響力をもつことができる。これは、CUSOの本部事務局のスタッフのほとんどがボランティアOB、OGであること、1983年に専務理事に就任したChris Bryant氏自身がかつてボランティアをつとめた生粋のCUSOマンであることによっても示されている。

第5節 CUSO 活動の展望

本稿の中では、他団体との用語の統一をはかるためボランティアという用語を用いたが、CUSOは正しくはコーペラント (cooperant) という用語を用いている。コーペラントとは、専門知識もない単なるボランティアとは違い、一旦本国を離れたら現地の専門スタッフであり、現地コミュニティの一員として生活と仕事の場を分かちあう“協力者”の意味である。本稿末にして上のような注釈文を付したが、以下にCUSO活動の特色を述べてみよう。

① ボランティア派遣にあたっては比較的厳しい選考が行なわれる。一般に1ヶ月半から4ヶ月にわたる派遣前訓練の中で、ボランティア候補者はグループに分かれて志望動機や心理を互いに話しあう。この時点でCUSO活動の趣旨にそぐわないとみなされる者は自ら断念するか、一旦派遣が決まっても取り消されることがある。

② 相手国カウンターパートにGO、NGOの別はない。CUSO1967年の「政治的・思想的な傾向からの自由は望ましく、かつ必要である」との決議に基づいて、共産主義陣営に属する国、政変によりカナダとの国交関係が左右されるような国に対しても協力活動が続けられる。

③ プロジェクトは受注式のみならず、相手国に対しCUSOの側からも申し出 (offer)

ができる。

④ カナダ政府の側にNGOの開発協力活動に理解のある人がおり、NGOを対外協力活動におけるパートナーとして捉える姿勢がある。また、州政府からも資金協力がある。

⑤ 帰国ボランティアの経験がCUSO活動に生かされる。彼らの多くは国内開発教育プログラムの担い手になる。

⑥ 海外に出てボランティア活動をすることに対する民間の理解度が高い。ボランティア個人も自らの活動経験に誇りをもっており、再就職もさほど困難ではない。

以上の6つの特色を検討する限りでは、CUSOは途上国に対する開発協力活動において、最も望ましい形をとるよう努めてきたといえるだろう。特に相手国の開発へのイニシアティブを最大限に尊重するCUSO/CIDA Pool Projectsは今後ますます広く途上国側に受け入れられるだろう。その意味では、今後の活動の展望が大いに注目される組織である。

(脚注)

- (1) 当時トロント大学大学院生だったケイス・スパイサーによって組織された。民間各界から寄付金を集めて、1961年8月に15名の大学新卒ボランティアをインド、スリランカ、マレーシアのサラワクへ送り出したのが始まり。15名のうち13名はトロント大学の出身者だった。
- (2) ブリティッシュ・コロンビア大学の教官・学生によって1960年に設立された。61年に大学院生を2人ガーナに派遣、学長の強力な支援を受けていた故に、President's Committeeの名があるといわれる。
- (3) CUSOの設立、ボランティアの派遣開始は、Peace Corps とほぼ相前後している。CUSOの前身の1つにあたるCOVのボランティア派遣活動を含めれば、カナダの方がアメリカより若干早い時期に活動を開始したことになる。
- (4) CUSOの設立に尽力したLewis Perinban はオーストラリアが1951年に始めたVGS(現在のAVAの前身)ボランティア派遣計画に大いに刺激をうけた。
- (5) 1961年成立した対外援助法及び平和部隊法に準拠し、同年11月設立された(米国際開発庁)。USAIDは事実上アメリカの対外援助を広範囲にわたり所管しているが、CIDAの機能とは多少の差異がある。
- (6) これを示す例として、当時の外相Paul Martin氏が、1964年にカナダ連邦空軍の輸送供与を発表した時の講演の一部を下に提示する。

By entering into this kind of constructive and practical partnership, the government will be giving tangible recognition of the strong support we have for this voluntary organization. At the same time, we want to encourage and sustain the essentially voluntary nature of CUSO. It is from this voluntary and nongovernmental character that CUSO gets its spirit and its impetus and we must do everything to make sure this spirit

and this impetus remain undiminished.

…… I believe that in the relationship between the government and the voluntary associations in Canada in the field of international aid, we have a unique and precious opportunity to create a new and vibrant concept in national development. I would like to see a close collaboration between all these associations and the government, all playing their proper role.

Bill McWhinney, Man Deserves Man, 1968年, P. 22

- (7) Proshika : バングラデシュの救援と開発に従事してきたCUSO・バングラデシュのリーダー研修部門を担っていた。1976年になってCUSOから独立、現在はプロシカ人材開発センターとして活動している。詳しくは『途上国の民間公益組織(NGO)実態調査』(財)国際協力推進協会, 1985年, PP163-166
- (8) NET : Towarde Self-Reliance in North East Thailand Project. CUSOはこのプロジェクトに対し資金的行政的援助を行なっているが、NETのスタッフはほとんどがタイ人。1981年に設立。詳しくは前出『途上国の ——』P96, P104。

第5章 『ドイツ開発援助奉仕会』 (Deutscher Entwicklungsdienst : DED)

第1節 設立の沿革・経緯と発展

西ドイツの『ドイツ開発援助奉仕会』(Deutscher Entwicklungsdienst : DED)は、海外ボランティア・サービスを目的として1963年に設立された民間非営利団体であるが、形態上、“公益有限会社”の形をとっている。すなわち、「西ドイツ連邦政府と民間組織の出資金によって運営され、営利を追求しないで公益サービスを行なう会社」である。

DED設立の直接のきっかけとなったのは、1962年10月にプエルトリコで開催されたMiddle Level Manpower Conferenceであった。この会議の席上で、先進工業国、開発途上国双方から途上国の中堅技術者養成のためのボランティアを出すことが提案された。当時、ケネディ大統領の提唱により設立された『米国平和部隊』(Peace Corps)が国際的に脚光を浴びており、西ドイツにおいても同様のボランティア組織の創設を望む声が強くなった。

西ドイツでは、当時既に、1959年に設立されたカトリック教会系の『開発援助奉仕事業協会』(Arbeitsgemeinschaft für Entwicklungshilfe : AGEH)と、1960年に設立されたプロテスタント教会系の『海外奉仕会』(Dienst im Übersee : DÜ)によって、ボランティア派遣活動が始められていた。

DEDは、国内のこのような民間の動きを反映して、西ドイツ連邦政府と、『海外学習・援助活動委員会』(Arbeitskreis Lernen and Helfen in Übersee : ALHÜ)という民間団体によって共同設立された。ALHÜは、教会や民間諸団体の代表30人による海外学習・援助懇談会(1961年12月発足)が発展したものである。DEDの設立に際しては、ALHÜ側がイニシアティブをとって設立の構想を提示し、連邦政府側がその構想を承認して、出資金を拠出するという形をとった。資本金の95%と年間予算のほぼ全額は連邦政府によって拠出され、実質上は政府の委託事業の実施機関ながら、同時に民間からも出資された株式会社という、他の先進諸国には例をみないボランティア派遣組織がここに誕生した。

一方、1960年代末になると、折からの学生運動・市民運動の盛り上がりの中で、援助政策のあり方が全面的に問い直されるようになった。DEDも、途上国社会に対する政治的・経済的影響力を自覚するよう促され、このような国内の動きにしたがって、1971年「DEDの業務に関する社会政策的な基本原則」を採択した。この基本原則は、DEDの国内的な位置づけを明らかにしたもので、DEDが連邦政府の平和政策としての開発協力の一環を担うものであること、その課題が社会的公正と自由を実現すること、および諸社会間、諸社会内部の貧富の格差をなくすことにあること、を明文化した。いうまでもなく、これは当時のブ

ラント首相の率いる社会民主党の方針にそったものであった。1972年にはまた、ボランティア自身の意思を派遣国での業務運営に取り入れる「共同決定権」(Mitbestimmung)が設定されるに至った。

1974年には、71年の基本原則をさらに詳細に展開した文書が公表された。その中には、DEDが第三世界の中でも社会的経済的に特別不利な状況におかれている人々、すなわちLLDCやLDCの最貧困層に、協力活動の重点をおくことが明記された。またカウンターパート機関選定の条件としては、こうした底辺層のために活動する現地の団体を重視することが明らかにされた。

このような“現地重視”の傾向は、1980年10月新たに発表された「DEDの業務に関する原則と基準」によって、一層強められた。新しい「原則と基準」は、現地社会の中で成長してきたカウンターパート組織側をプロジェクトの中心に据え、当該組織の中へのDEDボランティアの統合を強化すること、貧困層、不利な立場にある人々のベーシック・ニーズの充足に努めること、西ドイツ国内におけるDED活動の広報と啓発活動を活発化すること、を規定した。現在のDEDの運営方針は、この「原則と基準」に基づいたものとなっている。

このようなDED運営方針の変化にともなって、ボランティア派遣活動の内容も高度化した。派遣されるボランティアも、当初は「青年奉仕隊」という呼び名にふさわしく、特別な技術をそれほど持たない若者が中心であったが、現在は一定レベル以上の技術、専門知識をもつことが要求されている。平均年齢も31才と高くなり、国内社会でも「社会参加の意識をもった専門家」という位置づけがなされている。

DEDは今日、年間予算規模約7千5百万ドイツマルク(1ドイツマルク≒88円換算で約66億円、1985年数値)、年間派遣中ボランティア数800人前後の、西ドイツ最大のボランティア派遣団体である。

第2節 組織の形態・予算・方針

2-1 組織形態

DEDは、前述の通り、民間公益団体ながら“有限会社”という特殊な組織形態をとっている。出資者は、連邦政府経済協力省および「海外学習・援助活動委員会(ALHÜ)の2者である。連邦政府は出資金の95%にあたる19,000ドイツマルク(約167万円)、ALHÜは残りの5%にあたる1,000ドイツマルク(約9万円)を拠出した。

DEDの組織運営は、次の3つの機関によってなされている。

① 理事会

② 業務執行部（事務局の役割を果たす）

③ 総 会

①理事会は日常の業務運営を担当する業務執行部を監督する。連邦政府の代表、連邦議会に議席をもつ各政党の代表、ALHÜの代表と、DEDボランティア自身の代表によって構成される。理事長は理事の互選による。

表5-1 DED理事会の構成

議 長	1名（与党の国会議員）
連邦政府代表	4名（経済協力省、外務省、大蔵省、家族、青少年担当省）
ALHÜ代表	4名（ボランティア派遣NGOから）
主要政党代表	3名（社民党、キリスト教民主同盟、自民党から各1名）
帰国ボランティア代表	3名（帰国ボランティアの選挙による）

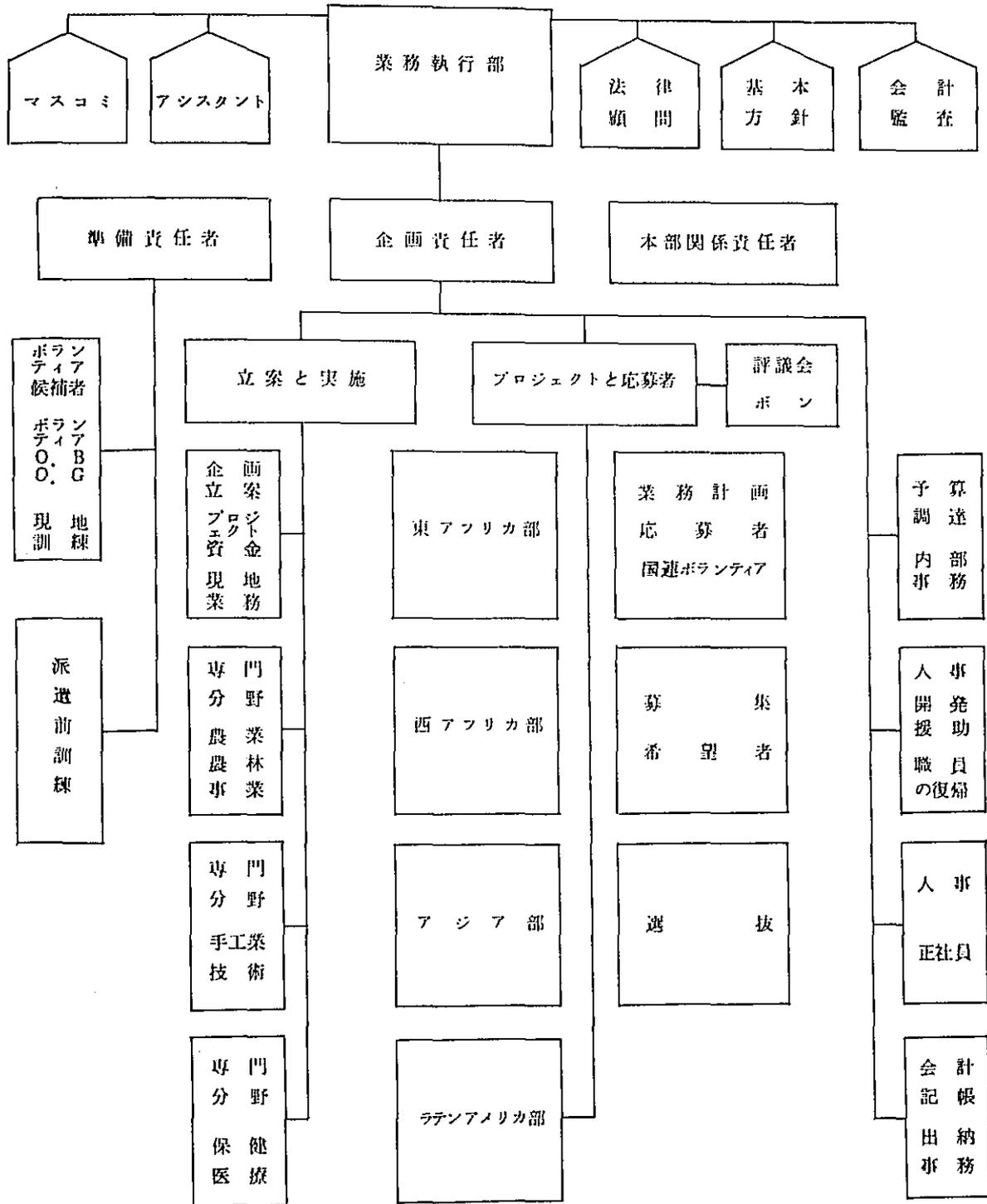
計 15名

1977年現在の理事会構成メンバーは、表5-1に示す通りである（1985年の理事会メンバーは計17名）。理事会は、ここ数年、年4回開かれている。

②業務執行部の組織図は、図5-1に示した。業務執行部の長2名は、総会の同意を得た上で、理事会により任免される。1982年12月31日現在で、本部事務職員数144名、非事務員5名、ボランティア訓練のための臨時指導員20名、その他の臨時職員11名、在外職員46名となっている。

総会は最低年1回開催され、年次報告の承認、理事会メンバーの選出承認などを行なう。総会における票決は単純多数決によるが、票数は出資額に比例する（1,000DMあたり1票）ので、実際には過半数の票数を有する連邦政府が、総会における意思決定を支配している。

図5-1 DED業務執行部の組織図



(出典：DED業務報告 1982年)

2-2 予 算

1982年度の予算案は以下のごとくであった。

表5-2 DEDの1982年度予算案

		単位DM (1DM ≒ 88円)	
収 入		支 出	
政府出資金	67,164,000	人件費	45,369,000
		管理費	16,135,000
		負担返済	1,300
自己収入	163,000	分担金・補助金	856,000
		出資・投資	4,954,000
合 計	67,327,000	合 計	67,327,000

(約59億円)

1982年度においては、上記の政府出資金の他に4,421,000DMが追加承認され、71,585,000DM(約63億円)となった。そのうち、82年度中に実際に支出されたのは69,394,298DMであり、残り2,190,702DMは国庫戻入された。なお1984年度の予算規模は約75,000,000DM(約66億円)であるが、内訳は不詳である。

2-3 目的と方針

DEDの定款は、事業目的を次のように定めている。

「会社は海外へのボランティアの派遣と現地の青年・開発事業に対する支援によって、ドイツ連邦共和国と開発途上国との間の協力関係に貢献しなければならない。」

定款はまた、ボランティア各人が、途上国において経済的見返りを期待することなく任地の開発に協力し、同時にこれによって自己研鑽に努めることを奨励している。このように、DEDは、“開発協力”と“西ドイツ青年の意識の向上と体験を通じた自己研鑽”の2つを、ボランティア派遣目的としている。

より具体的な政策ないし方針は、1980年の「DEDの業務に関する原則と基準」に示されているが、これをまとめると以下の通りである。

- ・DEDの協力活動は、とくに社会・経済的弱者(disadvantaged groups)の救済・解放に向けられる。
- ・カウンターパート組織は可能な限り、当該国の非営利団体(NGO)または当該国で活動している国際機関とする。

- ・ D E D のボランティア派遣は、現地の雇用を圧迫するものであってはならない。したがってカウンターパートには、できるだけ早い時期に自国の人材によってプロジェクト運営をはかることに努める組織を優先的に選び、これに協力する。
- ・ カウンターパートには、経済的発展、技術開発のみならず、社会的平等の確立を目指す組織が望ましい。
- ・ 受入国又は第三国のボランティアや国連ボランティアとの協力、国際機関の開発プロジェクトとの協調を重視する。
- ・ 軍事プログラム、準軍事訓練を目的とする機関は、協力の対象としない。

このようにみえてくると、D E D は「受入国社会の開発理念への適合」「社会的平等性の重視」「受入国側の雇用状態への配慮と人材養成の優先」「協力活動における国際性の重視」「非軍事性」等を、協力活動を展開する際のモットーとしていることがわかる。

第3節 活動内容と派遣実績

3-1 派遣実績

1985年1月15日現在、796人のボランティアが派遣されており、そのうち4人は国連ボランティア計画（UNV）のプロジェクトに関わっている。したがってD E D 本来の協力事業に携わっているのは792人ということになるが、この数は以前の派遣人数と比べるとやや少ない（表5-3）。792人のうち、女性は180人であり、残り612人が男性となっている。表5-4は、国別派遣数である。

表5-3 D E D の海外派遣ボランティア数の推移

1981年	838人
1982年	850人
1983年	837人
1985年1月	796人（うちUNV 4人）

出典：“Journalisten - Handbuch” 1982～84”
の各年版、及び ded Statusbericht '84

(1985年現在 全26ヶ国)

表5-4 DED国別派遣中人数

アフリカ		ア ジ ア	
東アフリカ			
エチオピア	26人	イエメン	21人
ボツワナ	30	マレーシア	2
ケニア	19	ネパール	28
レソト	42	パプア・ニューギニア	31
ルワンダ	28	タイ	31
ザンビア	25		
ジンバブエ	37	ア ジ ア 合 計	113人
スーダン	10		
タンザニア	57	ラテン・アメリカ	
小 計	274人	ボリビア	19人
		ブラジル 中部	25
西アフリカ		ブラジル 北部	26
ベナン	59人	ドミニカ	20
ブルキナ・ファソ	45	エクアドル	31
ガーナ	26	ニカラグア	37
カメルーン	47	ペルー	17
ニジェール	23		
トーゴ	30	ラテン・アメリカ合計	175人
小 計	230人		
		総 計	792人
アフリカ合計	504人		

表5-4に示されるように、792人のうちアフリカ地域への派遣数が504人と過半数を占め、アジア、ラテン・アメリカ地域への派遣数は各々、アフリカの半分にも満たない。

表5-5は、分野別派遣数である。

表 5 - 5 D E D の分野別派遣人数

(単位：人)

	アフリカ	アジア	ラテン・アメリカ	合計
保健	103	13	18	134
地域開発・社会事業	8	5	31	44
技術・技能	161	74	46	281
学校・高等教育	150	4	11	165
農業・農村開発	79	17	66	162
D E D 事務	3	0	3	6
合計	504	113	175	792人

表 5 - 5 を見ると、技術・技能方面の協力が多く、とくにアジアでは過半数を占めていることがわかる。次いで学校教育・高等教育、農業・農村開発の協力が多。

協力分野は地域によって割合が異っており、アフリカでは他地域に比し保健や学校・高等教育のプログラムが多く、アジアでは技術・技能プロジェクトが抜きん出ている。また、ラテン・アメリカでは農業・農村開発の比重が高い。

D E D 派遣中ボランティア数を配属先別に表 5 - 6 に示した。

表 5 - 6 D E D 配属先別ボランティア数

(単位：人)

	アフリカ	アジア	ラテン・アメリカ	合計
公的機関	379	103	73	555 (70.1%)
民間機関	29	2	85	116 (14.6%)
半官半民の機関	93	8	14	115 (14.5%)
D E D 事務所	3	—	3	6 (0.8%)
合計	504	113	175	792人 (100%)

全体の70%は公的機関である。特にアジアではその割合が91.2%と高いが、ラテン・アメリカでは民間機関の割合が48.6%と公的機関の41.7%より高いことがわかる。民間機関は協同組合、社会福祉団体、教育機関などに代表される。

3-2 活動分野

DED事業は、海外へのボランティア派遣活動と国内での広報・啓発活動（開発教育）の2部門に大別できる。広報・啓発活動にかけられる比重は、ボランティア派遣活動に比してずっと低い。

DEDの広報・啓発活動の内容は、広報誌 DED - Brief（季刊）の発行、隣接諸国からのコミッションナーやボランティアの参加による地域間会議（R. C. I. V. S.）の開催、ボランティアOBによる国内各地での開発教育活動などである。DED内部には、こうした啓発活動の推進拡大を望む声があるが、用途別予算額とのかねあいから、むしろ縮小傾向にあるのが現状である。⁽¹⁾

ボランティア派遣事業の内容については、分野別に以下に述べる。

(1) 保健・医療サービス

この分野においては、現地の保健・医療体制の強化、とくに疾病予防に関する知識の普及、保健所等施設の新設がはかられている。カウンターパートは、都市・農村部の病院、施薬所、救護所、赤十字、産院などである。また、可能な限り、現地社会の人材の養成、訓練・指導がはかられている。

(2) 地域開発（Community Development）と社会福祉事業

この分野における協力活動は特定の地域や共同体に向けられており、総合的社会経済開発が目ざされている。とくに開発の意欲や共同精神の形成がここで強調されるポイントである。ボランティアたちは農業、農村手工芸、家政、栄養、衛生や保健などの分野において技術知識の伝達、デモンストレーション、アドバイスをを行っている。また保育所、青少年対策、孤児の世話といった社会福祉事業の方面で現地専門職員の育成に努めている。

(3) 工学技術・手工業の促進

この分野では、都市・農村部における土木工事・建設建築プログラムの実施、技術・技能伝達のためのワークショップの開催、手工芸等専門技術学校、実業学校における訓練カリキュラムへの協力を通じて、技術移転が行なわれている。

(4) 学校，高等教育機関での指導

技術系の学校や高等教育機関，教員養成学校における訓練，公私立の初等・中等学校における授業（とくに自然科学系の学科，体育）の担当，大学の実験室やワークショップでの協力（設備の改修，学生や補助職員の訓練）などを内容とする。

(5) 農業の指導・訓練

この分野におけるプロジェクト例としては，農業に関するコンサルティング業務，デモンストレーション農場の経営，家畜の飼育指導，灌漑工事の実施，農業学校での技術指導などがあげられる。DEDボランティアの任務は主として，現地スタッフの養成，非定住農民・小農の扶助，実験農業プロジェクトの実施と評価・応用，農業生産ユニットや協同組合の育成推進を行うこととされている。

第4節 派遣制度

4-1 ボランティアの資格

DEDはボランティアを同時に専門家でもあると位置づけており、ボランティア志願者に対してあらかじめ次の条件を課している。

- ① 年令21才以上、上限なし。原則として未婚であること。
- ② 専門的または職業的訓練を終えており、職歴を有すること（徒弟制による実習後、最低2年の実務経験が必要）。

現実にはボランティアの平均年令は31才に達しており、半数弱が既婚者である。職種としては以下のものが代表的であるが、途上国から要望の強い農業部門の専門家が恒常的に不足しているということである。

- 建築・工学関係 — 土木・建築技師、電子工学・電機方面の技師、無線・テレビ技術の専門家、機械工学・車輛・測量・化学・物理の専門家
- 職工 — 農業機械・自動車・工場設備の整備工、電気工、大工、植字工、印刷工
- 保健・医療関係 — 医師、看護婦、助産婦、医療技師、実験技師
- 農業関係 — 農業・園芸・林業・畜産の各専門家、酪農や協同組合のスペシャリスト、農業土木・造園の技師
- 教育関係 — 初等中学校教員、商業学校教員、体育教員の指導者、ソーシャル・ワーカー、青少年活動指導者、保母
- ビジネス関係 — エコノミスト、企業経営・銀行実務・簿記の専門家

4-2 選抜と研修訓練

DEDボランティアの志願者はまず、当該個人に関する詳細な記録・データを含む書類をDEDに提出する。書類選考によって候補者が絞られると、次に筆記・実技試験、個人面接、グループ・ディスカッションが課される。応募者は年間4,000名程度、そのうち面接試験まで進むのは1,000～1,500名程度、最終合格者は300名程度である。二次選考の重点は、職業経験と人格の適不適におかれる。

合格者に対する派遣前研修には、ドイツ国内における10週間の準備コースと、派遣国における4～8週間の現地訓練が含まれる。前者は、現地人教師による語学研修が主であるが、担当プロジェクトに関する技術補強のために特別訓練を受ける者もいる。訓練期間中、ボランティア候補者は、協力活動の目的を明確に把握して任務遂行の意気を高め、現地社会で生活する為に必要な知識の補完に努める。このために、異文化理解、異文化接触を目的とし

たグループワーク，セミナー学習を行なう。

4-3 待 遇

西ドイツ国会は1969年、『開発協力ボランティア法』(Entwicklungshelfer - Gesetz)を制定し、ボランティアの地位、社会保障、特典などについての制定を設けた。⁽²⁾

『開発協力ボランティア法』は、海外協力ボランティアを、

「開発途上国において、報酬を目的とせず途上国社会の発展に協力する者」

と規定し、さらにボランティアには、

「公認の開発協力事業体に対して、最低連続2年間にわたり開発協力活動を行うこと」

「本法(開発協力ボランティア法)に定めるところの手当のみを受け、現地で営利を目的とする業務に携わらないこと」

を条件として設けている。同法に基づきボランティア契約を結んだ者ならば、派遣前研修期間中でも同法の適用を受け、同法による諸社会保障の対象となる。

派遣期間は通例2年であるが、最高4年までの任期延長を行なうことができ、通算期間は最長6年となる。

任期中の生活手当はDEDから支給され、職種や経歴を問わず全員月額982DM(=基準値、約8万円)である。但し、赴任地の物価水準を考慮して調整を行ない、西ドイツにおける若い熟練工の月額報酬と同レベルになるようにしている。随伴家族に対しても家族手当が支給される(配偶者50%、子供1人につき25%増)。赴任に際しては、ボランティアに対し1,900DMの赴任手当が支給される(随伴家族がある場合は、配偶者に対し50%、子供1人につき25%増)。

『開発協力ボランティア法』はボランティアの社会保障についても規定を設けている。同法によれば、派遣期間中、派遣母体(DED)はボランティア本人および家族の疾病、出産時に備えて、本人を所定の健康保険に加入させなければならない。派遣前訓練期間中は、本人の加入している健康保険にDEDが肩代わりをして払いこむ。歯科治療の場合もこれに準ずる。本人および家族の障害保険もDEDが負担する。また、同法は途上国に特有な事情のために生じた傷病または死亡に対して、それが労働災害でない限り、連邦政府が労災に準じた補償を行うことを定めている。損害賠償保険は派遣母体が本人、家族のために対人、対物、対財産の保険を負担する。

ボランティア自身の所持品については、品目リストがあらかじめ提出されていれば5,000DM(約44万円)までの補償がなされる。DEDが社会保障基金に払い込む金額は、こうしたものをすべて含めると月額900DM(約8万円、家族分を除く)に達するという事である。なお任意保険については、DEDが大手の保険会社と取り決めを結び、有利な利率

で生命・傷害・疾病保険に加入できるようになっている。

ボランティアの健康管理はDED業務執行部に常勤する2名の医師を中心に行われる。この2名は交代で現場を巡回するが、これに加えて現地では指定院病を有している。多くの派遣国では西独で研修を受けた現地人医師の勤務する病院があり、そのほかに適宜指定病院を設け、迅速な対応措置がとれるよう配慮している。

住居、通勤費、任国内出張費は通常、相手国の受入機関の負担となるが、相手側が住居を提供する資力がない場合はDEDが住居を借り上げることになっている。

また、休暇に関しては、DEDボランティアには年間30日の休暇が認められている。このほか、派遣国および母国の定める祝日がある。出産・育児休暇は8ヶ月までとることができる。喪弔休暇については不詳であるが、家族に不幸があった場合は本人に対し、必要な交通費全額が支給される。業務上母国と派遣国の間を行き来しなければならない場合にも、随伴家族分を含む渡航費が支給される。一時帰国は、2年の勤務ののち任期延長する場合に認められる。この場合の渡航費は、本人が一部、DEDが残り分を負担する。

4-4 支援体制

DEDが活動している国にはすべて現地駐在員事務所が置かれている。駐在員は相手国における協力プログラムの調査準備と実施、機材供給とボランティアの精神的支援に対して責任を持つ。駐在員はこの任務の遂行にあたり、ボランティアによって選ばれた現地委員会（local committee）の補佐を受ける。

DEDボランティアの派遣要請は、この駐在員事務所を通じて行うことが多い。若干の国では、現地政府および西独大使館を通じて派遣要請が行われている。

DEDボランティアの派遣にあたっては、事前に西独および協力相手国政府の承認が必要であって、このために両者は2国間協定の形をとる交換公文を取り交わす。この協定はボランティアの法的地位、その人命および財産の保護、就労および居住の許可、非課税の輸出入品の品目・数値、DEDの財政負担、ボランティアの個人的所有物と必要装備、契約期間内の出入国、プロジェクト実施時の損害に対する賠償責任の免除（免責条項）、ボランティア召還要求の権利などについて規定している。

より詳細についてはDEDと各々のプロジェクトの実施機関協力相手先との間で締結する「プロジェクト実施協定」が定める。この協定にはボランティアの責任範囲の厳密な規定、その義務と権利、カウンターパート側の負担部分に関する取り決めが含まれる。

4-5 帰国後の処遇

帰国ボランティアに対しては、帰国後の生活基盤を確立するために国内復帰手当が支給さ

れる。国内復帰手当は一時金の形で、在勤月数に応じた額が支払われる。現在の額はひとりあたり250DM(約2万円)、配偶者随伴の場合はその50%増、随伴子女1人あたりについて25%増である。一時金の月額は主務官庁である連邦経済協力省の指導の下に、DEDの理事会が決定するが、最終的には連邦経済省の認可が必要である。なお月数には研修期間も算入され、任期満了前の早期帰国の場合も、在勤月数に応じて支給される。

派遣期間終了後、失業状態にある者に対しては、本国の法律にしたがって失業手当が支給される。失業中の健康保険などの取り扱いについても、開発協力ボランティア法に規定が設けられている。2年以上の協力期間を終えて帰国したボランティアに対しては、『帰国開発協力専門家の援護会』(Fürderungswerk für Rückkehrende Fachkräfte der Entwicklungshilfe)が職業指導を行っている。同援護会は民間の開発協力団体であるKübel財団と西ドイツの5つの公認ボランティア派遣団体が同財団内に設置したもので、特定の条件を満たせば帰国ボランティアの職業訓練に対し資金的な援助も行う。Kübel財団は帰国ボランティアを活用して国内で開発協力に関する啓発活動も行っており、主に成人教育の場でいわゆる開発教育の方法・技術を伝えるセミナーを開催している。

なお開発協力ボランティアの特権としては兵役免除があり、公認ボランティア団体のもとに、途上国に派遣されるが、その赴任準備を行う者はその期間中、および30歳になるまで兵役を免除される。また2年間の勤務を終了した者はその後も兵役義務がなくなる。これは良心的徴兵忌避者の兵役代替に準じた扱いを受けるからである。

第5節 DEDの課題と展望

DEDは今年1985年で設立23周年をむかえ、その間に根本的な変革こそなかったが、その性格は時代の流れに応じて漸次、変わってきた。たとえばボランティアの平均年齢の高齢化(発足当初は22歳、現在は31歳)と高学歴化(約半数は大卒程度の学歴を持ち、そのうちの半数は修士以上の資格を有する)、それに伴う専門化、技術の高度化は、途上国側のニーズの変化を反映するものといえよう。

同様に、1960年代末から70年代初めにかけてのヨーロッパの民間運動の盛り上がりや、「開発」の真義を問い直す風潮は、DEDプロジェクトの運営における受益国中心主義、ボランティア業務に関する共同決定権の公認をもたらした。このような時代の要請への適応もあって、DEDボランティアは現地社会でおおむねよい評価を得ているといわれる。

今日、DEDの累積ボランティア派遣実績は約2万人といわれる(1984年数値)。ボランティアに対する待遇や社会保障に関する体制は、本稿で取り扱われたボランティア派遣団体の中でも、比較的良好に行き届いているとの印象を受ける。

しかしながら、DEDの組織運営にも全く問題点がないわけではない。“公益有限会社”という特殊形態をとるDEDは、西ドイツ国内でも「責任の所在がはっきりしない」「意思決定のメカニズムが非効率で、必ずしも十分に民意を反映していない（ボランティアの共同決定権が充分に行使されていない）」などの批判をしばしば受けている。

機関誌 DED brief の20周年記念号では、とくに「複雑な組織構造のために、迅速な意思決定が妨げられ、極めて非効率である」との内外からの声を取りあげられている。例えば、ボランティアの任期延長に関しても、専門のタスク・フォース、共同決定委員会、総会を経て、さらにベルリンの本部で本審査に付される、という煩雑な手順をふまねばならない。

また、ボランティアの共同決定権の行使も、現実にはどの程度まで取り入れられているかについて疑問がある。実際、「ボランティアはあまり実務問題に通じていない」との理由から、最近、理事会におけるボランティア代表の数が減らされた。

DEDの今後の課題は、このような組織運営に関する諸問題に、どのように柔軟に対処していくかであろう。

〔付論〕 西ドイツの公認ボランティア派遣団体

表5-7に示す通り、西ドイツにはDEDの他に4つの公認ボランティア派遣団体がある。

表5-7 西ドイツの公認海外ボランティア派遣団体

名 称	支 持 母 体	組 織 形 態	年 間 派 遣 人 数
ドイツ開発援助奉仕会 Deutscher Entwicklungsdienst (DED)	・西ドイツ政府 ・海外学習・援助活動委員会(民間団体)	公益有限会社	837人(1983)
開発援助事業協会 Arbeitsgemeinschaft für Entwicklungshilfe(AGEH)	・カトリック諸団体	登録協会	317人(1983)
海外奉仕会 Dienst im Übersee (DÜ)	・プロテスタント諸団体	登録協会	187人(1983)
エイレーネ国際キリスト教 平和奉仕会 Eirone	特になし	登録協会	23人(1983)
世界平和奉仕会 Weltfriedendienst	特になし	登録協会	11人(1983)

これら5団体のうちで、本章で紹介したDEDは最も規模が大きい。しかし設立は、教会系の2団体（AGEHとDÜ）の方が儼かに早い。

『開発援助事業協会』（Arbeitsgemeinschaft für Entwicklungshilfe：AGEH）は、カトリック教会を支持母体とする海外ボランティア派遣団体で、派遣者数はDEDに次いで多く。その性格上、カトリック信者のボランティアを中心とし、海外における協力相手先も現地の教会またはその関係団体が大きな割合を占める。これに対し、DÜ（Dienst im Übersee、海外奉仕会）はプロテスタント系のボランティア派遣団体である。協力の要請は途上国のプロテスタント教会、教会系団体をはじめ、政府、研究所、社会事業団体、協同組合、国際団体からも出されるが、その窓口には当該国のキリスト教協議会があたる。派遣期間は3年、25才以上で2年の職歴を持つことを資格とする。以上の教会系のボランティア派遣団体は独自の理念と方法で事業を行っているが、資金的には連邦政府の助成を受けている（ただし、布教目的の行為ではない、という条件がつく）。

その他の2団体は規模的には非常に小さい。いずれも特定の支持母体を持たない民間団体であって、国際平和を究極の目的としている。活動舞台はアフリカが中心である。小体ながら連邦政府の資金助成も受けている。

DED以外の公認海外ボランティア派遣団体は『海外学習・援助活動委員会』（Lernen and Helfen in Übersee：ALHÜ）という、教会や民間諸団体約30団体からなる協議体加盟しており、互いの活動の連絡・調整を行っている。ALHÜは前述のように、DED発足にあたって、民間側の出資者となったものである。

DEDを含むこれら5団体は、1969年西ドイツ国会によって制定された『開発協力ボランティア法』の対象団体となるもので、これら5団体から派遣されるボランティアは、同法の適用を受ける。

〔脚注〕

- (1) 国内啓発活動は予算の無駄使いとの声が、DEDの監査担当部局からあがっている。
- (2) 同法はDEDを含む西ドイツの5つの公認ボランティア派遣団体に適用される。

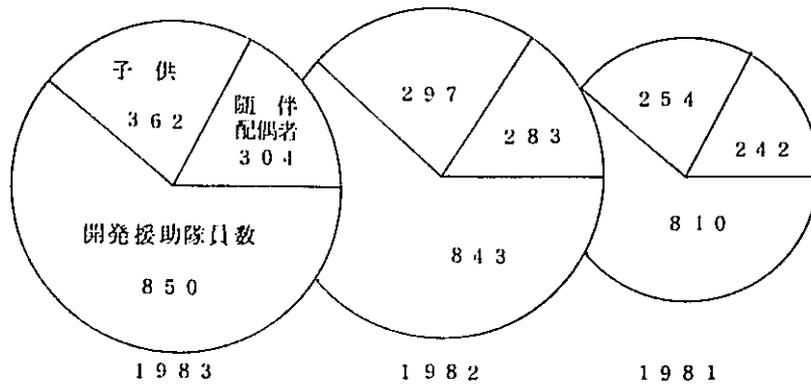
〔付録 1〕

(1983年1月15日現在)

	ボランティア派遣契約数	2回目派遣	延長
1983	850	97	263
1982	843	90	221
1981	810	74	203

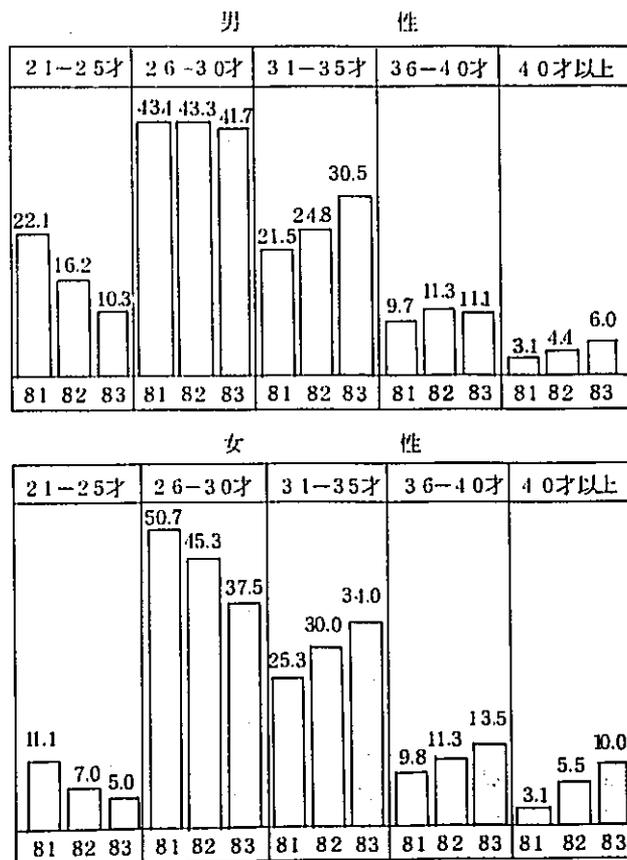
〔付録 2〕

派遣者総数の
内訳



〔付録 3〕

ボランティアの
年齢別割合



(付録 4) DED 組織運営をめぐる論争

Trouble with Entwicklungsdienst

It will prove difficult to achieve a new order as demanded by Bundesrechnungshof (Federal Audit Office)

Bonn, May

Federal government and Bundestag are in renewed trouble with DED. A report issued by the Bundesrechnungshof has repeatedly blamed this biggest German organization of development aid volunteers with imperfections. The Federal Audit Office criticizes the course of decisions taken by DED, the guidance and administration, selection preparation and co-determination practice of development aid volunteers. The present blames are more serious than earlier ones. Any discussion on DED becomes more difficult due to tensions.

However, tensions have existed time and again since the foundation of DED 20 years ago. Development aid volunteers working on the spot abroad have quarreled with their headquarters, which is located in Berlin since 1977. From time to time, the two partners forming DED, which from the legal point of view is a GmbH, namely the federal government and the "Arbeitskreis Lernen und Helfen in Übersee" (Working Committee for Learning and Helping Overseas), which in turn represents an association of private organizations for development aid in the form of personnel and for education and work with young people outside schools, have had difficulties to understand each other. DED and development aid volunteers, either united or separately, never shunned away from quarrels with Bonn. Each federal government had to deal with DED. Even a minister for development like Erhard Eppler, who was able to completely understand the role of development aid volunteers, was not spared conflicts with DED. "No other organization has caused me such a lot of trouble over the six years of my ministership", Eppler remarked, looking back.

DED, however, stubbornly tried to get rid of its ties to the federal government. The federal government is allowed to pay, but should let development aid volunteers work according to their own ideas. However, DED has won broad elbow room. The ideal is independence. It is natural for young people, who are prepared to assist the Third World, to tend strongly towards independence. The members of an organization, which sees itself as a "service of experts with social commitments", are critical, full of unrest and impatient. They do not contend themselves with working abroad, but also want to awaken in the German population with missionary zeal awareness for development aid. The principles of DED stipulate that engagement, as demanded from a development aid volunteer, should also include the possibility of a critical approach towards the own society and its development aid policy and the possibility to work for a change.

第6章 国連ボランティア・プログラム (United Nations Volunteers : UNV)

第1節 設立の趣旨・経緯と発展

国連ボランティア（United Nations Volunteers, 以下UNVと略）は、1971年1月1日に設立された。この時期は「国連開発第2の10年（DD-II）」の開始時期と一致している。

UNVの設立は、直接には1970年12月7日の国連総会において、

- ① 既存国連システムのフレームワーク内に1971年1月1日を以て国連ボランティア（UNV）を設立し、
- ② UNDPをUNV運営の所管機関とし、「UNVに必要な募集、選抜、訓練及び管理運営業務を推進・調整する」ため、国連事務総長にUNDP長官との合議のもとに、UNVコーディネーター1名を指名する権限を与え、
- ③ UNV活動の支援のため、特別ボランティア基金に諸国政府、国際的NGO、個人からの拠出を求める

ことが決議（決議2659号）され、発足した。

しかしながら、この決議2659号に至る迄には、ボランティアの定義、国連という国際機関がボランティア組織を保有し、派遣することの意義について様々な議論が持たれた。この過程は、ボランティアの根本に至る性格の議論であり、近代的ボランティア活動がいついかなる時点で開始されたのかを含めて、ボランティア運動に理論的根拠を与えるものと考えられる。

本章では、UNVの解説が目的であり、ボランティア運動そのものについて詳しく解説することは本筋から外れるが、UNVの設立の趣旨を良く理解するために、History and Concept（United Nations Volunteers）より若干関連部分を抜粋しよう。

上記 History and Concept によれば、近代的な国際的ボランティア活動は第1次大戦後に開始されたものとされている（第1部第1章第1節参照）。国連が「開発における青年の役割」を重視しはじめたのは、1950年代末から1960年代初頭にかけてのことである。

1950年代には従来植民地であった多数の国が独立した、1961年に開始された「国連開発の10年（DD-I）」は、新規独立諸国家の開発への配慮もさることながら、これら開発途上国の人口の半分以上が20歳以下の年齢であることに鑑み、青年層（Youth）が国の建設に当って主要な役割を果たしていくべきことに重点を置いていた。

1960年初頭には、先進工業諸国の青年層の間では、途上国の開発努力における中間的マンパワーの需要に応えようという気運が大きく盛り上がっていた。これらのうち若干の者はNGO

のメンバーであったが、大半は政府支援によるものであった。この頃最も重点を置かれた項目は、外国人ボランティアを介して、途上国内のボランティア活動を如何に振興し、国の開発に有効利用するか、という問題であった。

1961年には、上記の概念のもとに、最初の大規模な政府によるボランティア・サービス機関として、アメリカ平和部隊(P.C.)が設立された。

P.C.は他の先進工業諸国においても同様の二国間ボランティア・サービス機関を組織することを提唱し、1962年プエルトリコにおいて中間クラスのマンパワーに関する政府間会議を召集した。この結果、多数の国において政府直営もしくは政府支援のもとにボランティア・サービス機関が設立された上、ワシントンに「国際平和部隊事務局」が設置された。この事務局はその後間もなく本部をスイスのジュネーブに置く「国際ボランティア・サービス事務局(International Secretariat for Volunteer Service: ISVS)」に改組された。この後5年を経ない1966年末のISVS報告では、19カ国に政府後援のボランティア・プログラムが存在し、計1万6千名のボランティアが海外で奉仕していることが明らかにされている。また、先進工業諸国を含めて、18カ国で国内ボランティア・プログラムが実施されており、推計3万3千名のボランティアが活動に従事していた。

国連システムにおいて「ボランティア技術要員」の考え方が初めて検討されたのは、1961年の事務総長覚書(E/TAC/109)でのことであり、これに引続いて経済社会理事会で「開発途上国の経済社会開発を支援する目的で行われる国連及び関連諸機関の実施諸プログラムにおけるボランティア・ワーカーの利用」に関する決議案が提出されたことであった。

当初、この決議案には以下の基本6原則が附帯決議されていた。

- ① ボランティアは国際機関に奉仕すべきものとする。
- ② ボランティアは国際機関の支援のもとに、その規律に従うものとする。
- ③ ボランティアは、当該ボランティア指名根拠をもつ国連専門機関が適当とみなした分野及び活動についてのみ指名されるものとする。
- ④ ボランティア派遣は、受益国からの事前の要請と、実施国連機関の同意に基いてのみ行われるものとする。
- ⑤ ボランティアには国際公務員(International Civil Servant)の地位が与えられるものとする。
- ⑥ ボランティア要員派遣に関するすべての経費は、派遣先の政府が負担すべきものとする。

この決議案の審議の過程で、積極的な賛成意見、推進派の他、懐疑的意見も種々述べられた。懐疑意見の主たるものは、ボランティアが土地の人間の職を奪うのではないか、また、

決議案提出国が他国に影響力を行使するための手段としてボランティアを用いるのではないかと、この点であった。なお、審議には国連専門機関の代表も参加し、FAO、UNESCOが積極的支持を、ILO、WHOが附帯条件つきで支持を表明している。

結局、この決議案につきすべての国の政府からのコメントを得るため、国連総会での審議が必要であるとの考え方から、次の追記が附された上で、同決議案は経済社会理事会決議849号(XXXII)として承認された。

「(経済社会理事会は)受益国政府との合意の上で、限定的・試験的に、国連総会による修正とより精密な検討を前提として、国連及び国連関係機関によって遂行される技術援助活動に関してボランティア技術要員の利用につき考慮することを、承認する」

以後の国連におけるボランティア関連の議論は、常にこの決議849号を軸に行われることとなる。

国連及び国連専門機関では、決議849号の趣旨に沿って、比較的早期からボランティアを活用し始めた。経年的に示すと、

- 1965年5月 : ILOがボランティア派遣団体と覚書を交換(1967年末迄に20名程度を活用)。
- 1966年末 : FAOが若干のボランティア派遣団体と公式、非公式に協定を締結(1967年末迄に、64名派遣、70ポストを交渉中、500件以上の要請を受付け)。
- 1967年 : UNESCO及びUNICEFがボランティアをプロジェクトに活用するための手段、方針を検討。UNDPは英国国連協会との協定(UK/UNAボランティア)に基き、現地雇用スタッフとしての資格でボランティアの利用を開始(1971年迄継続)。
- 1968年 : UNICEFは自己プロジェクト現場に国際ボランティアを公式に起用(実際には、既に1967年にインド、パキスタンでのプロジェクト現場にボランティア要員を投入していたものを公式化)

一方、国連におけるボランティアの検討と平行して、「開発における青年層(Youth)の参加」問題も真剣に討議されてきており、1964～68年の間に計4回の青年問題機関間連絡会議が開催され、「ボランティア」を「青年層の開発への参加」への原動力とすることが考慮された。特に、1965年の第2回会議では、青年層にボランティア・サービスの気運が高いことに触れ、国連の技術協力活動において国際的に青年ボランティア活用を検討すると共に、CCIVSをクリアリング・ハウスとして強化する方策を開発することが合意された。

なお、同じ1965年の経済社会理事会の2つの決議は、国連事務総長に対して「特に青年層開発関連の社会福祉プログラムに、効率的なボランティア起用を研究すること」を、諸国政府・国連諸機関・NGOに対して「青年層の需要と、国家開発活動に青年層が十分に参加し得る方策を検討することに、より注目すべきこと」を要請している。

1968年7月の第4回青年問題機関間会議では、「インフラストラクチャづくりのための国際ボランティア・サービスの重要性」と、「開発途上国の国家開発計画に貢献する国際青年活動の伝統的意義」について合意がなされ、「今や、国連及び関連機関により支援される技術協力プロジェクトにおいて活用されるべき国際ボランティア協会（又は）部隊を設立する可能性について、真剣に検討されるべき時期がやってきた」と結論している。

1967～68年間には前述のCCIVS及びISVSを中心に、国際的ボランティアに関する調整機構への関心を主体とした議論が多く行われ、国連支援の諸プロジェクトにおける国際ボランティアの配置を促進するための「クリアリング・ハウス」もしくはその他の仲介機構の設立が検討された。特に関心が寄せられたのは、如何にして各団体のボランティア活動・募集の重複を回避するか、という点であり、国際的ボランティア活動そのものは既に自明のこととみなされるに至っている。

1967年末に至り、国連システムにおいて技術協力の中心機関となっているUNDP長官が、公式に、ボランティア活用についての提案を行った。この背景には、既に67名のボランティアが18カ国でUNDP支援プロジェクトに参加して活動してきたという実績があった。UNDP事務局は1968年1月の理事会でこの問題を検討し、世界中のUNDP駐在事務所に対して、UNDP支援プロジェクトにおいてボランティアを活用すべき旨、指示を出している。

1968年には、Sir Robert Jacksonを団長として「国連開発システムの適性に関する調査研究」が行われ、同年11月に提出された報告書の第II部、「国際開発活動における人的資源」の章において、次の勧告がなされている。

「準プロジェクト要員及びボランティアがより広範に活用されるべきこと、及び国際的ボランティア・サービス機関の創設が検討されるべきこと」

同じく1968年には、その前年から国連技術協力事務局（the Office of Technical Cooperation of the United Nations：OTC→現在の国連開発技術協力局：UNDTCD）が行っていたボランティア活用に関する国連内部調査の中間報告として、「技術協力におけるボランティアに関する国連プログラム」の設立を提案した。この提案においては、ボランティアの定義は、1961年の経済社会理事会決議による定義から根本的に外れ、ボランティアは準専門家とは異なるものとすると共に、ボランティアに特定の（限定的）役割を賦与している。なお、同報告では、ボランティアの手当、その他諸経費については信託基

金の設立を提案している。

1968年国連総会第3(社会)委員会で初めて公式に開発協力活動におけるボランティア活用問題が議題とされた。題材となったのは、社会開発委員会の委嘱により数名の特別リポーターが作成した報告書であった。この報告は途上国現地調査に基づき、

「国連の諸プログラムには、多種多様なレベルでボランティア参画の場が存在している」ことに鑑み、

「国連システムの技術協力プログラムはボランティア活用の可能性も含むべきこと」を勧告していた。

ここでいう「多種多様なレベル」とは、例えば、上は行政管理能力もしくは専門的経験豊かな高級退役職業人から、下は中等教育・専門学校卒業者程度の者までを含んでいるが、現地での技術的作業と同時に現地人への教育機能も果し得る人材に特に需要が多いことが明らかにされていた。

同報告では、二国間ボランティア援助の長所を認めながらも、単一国から余りに多数の要員を受け入れることに難色を示す途上国が存在することに鑑み、

— ボランティアを派遣している国の数を増加させるべきこと。

— 国連の専門家(エキスパート)の専門的指導と監督のもとに、複数国籍者で構成されるボランティア・チームを形成する試みがなされるべきこと。

— ボランティアは当該国のカウンターパートを共同して作業を行うと共に当該国におけるボランティア運動の促進を支援すべきこと。

も勧告された。

前述の第4回青年問題機関間会議の要請に基づき、国連事務局は1968年12月9～10日にアド・ホックの「国連システムのフィールド・プロジェクトにおけるボランティア活用問題に関する連絡会議」を開催し、参加全機関の総意のもとに、国連後援の技術協力活動に従事する国際的ボランティア組織の創設に向けて前進すべきであるとの歴史的決定を行い、国連がボランティアとの関連で最善の行動をとるべく次の勧告を行った。

「国連及び関係機関は、国連のフィールド・プロジェクトにおけるボランティア活用に関して調和的行動を可能とするようなフレームワークを形成し、最終的にはボランティア組織を設立すべきこと」

「国連システムの全メンバーは、国連システム内で開発エージェントとして奉仕し得るボランティアの定義を解明すべきこと」

「国連開発第2の10年(DD-II)においてより多くの参加を得るため、フィールド・プロジェクトにおけるより広範なボランティアの利用・活用を主要な項目として提案すべきこと」

以上の他、直接・間接のコスト負担のため信託基金を創設すべきこと、ボランティア活用に関して諸機関共通の報告を作成し、国連本部がリーダーシップを執るべきこと、等が勧告された。

上記勧告の出された10日後の12月20日に、国連総会は「開発のための人的資源」(決議2460号)を採決し、経済社会理事会に対し、「国際的ボランティア組織の創設に関する実現可能性(フィージビリティ)を検討し、次回の年次総合に報告すること」を要請した。

これに関連して国連事務総長は「事務総長執行の技術協力活動」覚書を提出した。そこではボランティアについての定義を以下のように述べている。

「ボランティアとは、自己の果し得るサービスを報酬なしに提供する者である。彼は青年、壮年、もしくは最近において雇用から引退した人物である。通常、彼は、自分の信ずる目的を達成するために自分のエネルギー、技能、時間を他者に与えることに強い動機を有している。」

「ボランティアは、何らかの専門的技術を、実施・訓練によって他者に拡大再生産させる者、すなわち現地要員に技術・技能を移転することが可能な者である。」

「ボランティアは、社会的・経済的にその知識・能力を必要としている地域の人々に対し、共通の努力というフレームワークの中で、通常的生活・仕事を放棄し、自己の金銭的利益を顧みることなく、持てる知識と能力を奉げる者である。」

1969年7月の経済社会理事会は決議144号を採択し、前年の事務総長覚書で述べられた機構上、運営上、財務上の諸手続きを更に進行させることを求め、UNDP執行部会を通じて、同理事会に報告・勧告を行うことを要請した。この時の審議で、以下の基本原則が決定されている。

「(a) ボランティアとは、自己の金銭的利益を顧みることなく、受益国の開発に寄与することを目的として、そのサービスを提供する者のことを言う。」

「(b) ボランティア機構を形成するに際しては、能うる限り広範な地理的分布で応募者を募集するよう考慮する。」

「(c) 可能な場合、ボランティア・チームは複数以上の国籍者で構成するものとする。」

「(d) 如何なるボランティアといえども、受入れ国からの正式な要請もしくは承認なしには、派遣されてはならない。」

当事の事務総長ウ・タントは、諸途上国からの積極的反應を得て、フィージビリティ・スタディ報告書を提出し、国連ボランティア(UNV)設立に関する具体的提案を行った。これが経済社会理事会決議1539号による支持を得て、1970年の第25回国連総会における総会決議2659号を以てその設立が決定された訳である。

最初に述べたように、UNVの設立は、国連開発第2の10年（DD-II）の開発時期と一致している。内容的にもUNV活動はDD-IIの戦略と合致してきたが、それでもDD-IIの10年の間にUNVの活動の性格は発展を示し、ボランティア活動の概念を拡大してきている。

UNVの最大の特長は、ボランティアの募集・選抜と配置に際しての広範性である。当初、ISVS等の協力のもとに主として先進工業諸国からのボランティア主体であった人材源も、1972年の国連総会決議で途上国からのボランティア募集の努力が強調され、1974年にUNVによる直接募集が開始されると大きく拡大し、1982年末には90カ国で活動中の1,000人のボランティアの出身国数は75にものぼり、うち途上国出身者の比率は80%強に達する状況となっている。

次にあげられるべき特長は、UNVがボランティアの派遣に当り技術と経験を最重視している点であり、しかもその技術・経験が受益者である途上国のイニシアティブにより決定されているという点である（受入れ国からの正式な要請と承認なしには如何なる技術・知識を有するボランティアも派遣されない）。この結果、UNVは途上国政府の開発活動において最も需要が大きく、かつ有効に機能し得ることとなり、1982年末時点で半数を上回るボランティアが技術分野に従事している。特に、最貧途上国（LDC）及びMSACにおいて当該国にとって最も負担のかからない形で、当該重要ポストの人材が育つまで開発に不可欠の人材サービスを行うことが強調されている。

更に、第1の特長（広範性）の必然的な効果として、UNVの活動がそのまま「途上国間技術協力（Technical Cooperation among Developing Countries：TCDC）」に貢献するという面があげられる。途上国からのボランティアが他の途上国に派遣されるといふ利点は、先進工業諸国の二国間ボランティア活動では実行不可能であり、国連の国際機関としての特性の中でしか発揮できない機能と言える。

UNVはまた、当初の総会決議2659号による責任範囲をその後の2件の決議により拡大した。

第1の決議（31/131）では、UNVは国連の青年関係諸プログラムの主要実行機関（特に、試験的活動及び研修プログラム）に指名された。

第2の決議（31/166）では、UNVは「国内開発サービス（Domestic Development Service：DDS）」すなわち、国家開発のプライオリティと機構に合致して行われる諸プログラム・プロジェクトを通じて、現地人のグループ及びコミュニティの自立を促進する活動の開発・拡張・支援を行うものとされた。

このような経緯を経て発展してきたUNVは、DD-IIの総まとめとして1982年3月にイエメンのサヌアにおいてUNVハイレベルシンポジウムを開催し、「サヌア宣言」を

採択した。

同宣言は、まず基本的合意事項として、

「国際ボランティア・サービスは、経済社会開発という地球的共同目的を追求する諸国家間の連帯を促進する最も重要な駆動力を構成している」

「地教的規模での相互依存を成立させていく際の中間段階としての途上国間での集団的自立の大義は、ブエノスアイレス行動計画における途上国間技術協力(TCDC)の精神のもと、UNVプログラムにより効率的かつ革新的に実現されつつある」

「ボランティア・サービスの共通理念の典型の一つであるUNVプログラムは、孤立主義に対抗する手段を代表しており、地球規模での協力を推進している」

「成功裡に10年を経過したUNVプログラムは、国連の憲章と精神を真に反映したものである。限られたスタッフと資金にも拘らず予定をはるかに上回って活動中ボランティア1,000名という目標を達成した努力は賞讃されるべきであり、将来的な事業量拡大を奨励すべきである」

「UNVは、年齢・性別・人種・宗教に拘わりなく、すべての国家の国民に対し、国際開発協力という大義のためにその技能を提供する機会を与えるというユニークな機能を有しており、もって途上国に不可欠の技術要員を供給し、不利を有する諸国における平和と経済社会進歩の促進に寄与すると共に、ボランティアが新たな知識・経験及び満足感を得ることにも貢献している」

上記の合意に基き、UNVプログラムの将来的発展を企図して、以下の勧告が提出された。

「UNVは当シンポジウムと同様の政府間会議を定期的で開催し、参加諸政府、政府・非政府諸機関、専門機関、国連システムの諸機構と共に国際ボランティア・サービス発展のためのレビューを行う」

「UNVは、少なくとも年1回、先進国、途上国の参加諸機関による顧問会議を開催することにより、国際ボランティア協力の焦点としての役割を発展せしめる」

「UNVは国際的ボランティア運動における文献供与活動の範囲を更に拡大する」

「1981年バリで開催された対LDC国連会議において、1980年代を通じてこれらLDCで必要とされる中間レベル技術者の需要は年2万名に達するという推計に対応して、途上国において急速に増加しつつある中間レベル技術者の需要に応えるため、UNVによる支援全般のレベルを向上させるべく、継続的な努力が必要である」

また、以下の項目について、それぞれ勧告が行われた。

☆開発協力におけるUNVの役割の強化

☆国際ボランティア・サービスを通じての普遍化、連帯、相互依存

☆自立のための国内開発サービスの促進

☆開発活動への青年層の参加

☆開発のための国際ボランティア・サービスの概念についての認識向上とコミットメントの増大

☆LDCにおける開発努力に対するUNVのより一層の支援と参加

☆諸プログラム支援のためのUNV組織の強化

☆UNVの財源の規模と適正度の査定

最後に、UNVプログラムの最初の10年間をしめくくることばとして、国連事務総長は次のように述べている。

「過去10年間にわたり、UNVプログラムは国連機関の貴重な一員として機能してきた。国連ボランティアとして、専門的な技術と経験を有する意思堅固で創造的な若い男女が世界のいたる所で作業に携るようになった。現場レベルで作業することにより、彼等は100近い国における開発協力において建設的な役割を果たしている。最初の10年間でUNVプログラムは、ボランティア・サービスの概念を国際的技術協力にとって重要な手段として高め、動機と専門性を結びつけることによって、ダイナミックで革新的かつ効果的な開発組織を創造したのである。」

第2節 組織の概要・形態・予算

UNVプログラムはUNDPが運営するものであり、管理費、オーバーヘッド等はUNDPの負担となる。実際にボランティア活動で用いられるコストについては、スポンサー（ボランティアを派遣する国の政府・国際機関等）の居る者についてはそのスポンサーが支出することになっている。スポンサーを有さない者のコストは特別ボランティア基金（SVF）、UNV信託基金、UNDPの国別指示計画額（Indicative Planning Figure：IPF）等からの支出が行われる。この他、受入国政府の負担（主として住宅の提供）も若干ある。表Aに他の国際的ボランティア組織と比較した財源を示す。

表A 各国ボランティア組織及びUNVの財源分布(1982年時点)

組織名(注)	所属名	財源構成費 単位:%				
		所属国政府	NGO	受益国	民間寄付	その他
OSB	オーストラリア	80	-	-	20	-
OED	オーストリア	70	26	4	-	-
CUSO	カナダ	90	1	9	-	-
WUSC	"	100	-	-	-	-
DVS	デンマーク	100	-	-	-	-
DED	西ドイツ	100	-	-	-	-
DÜ	"	30	70	-	-	-
AFVP	フランス	68	9	7	1	15%は自己捻出
VSO	英国	90	-	-	-	10%はVSO自身で調達
APSO	アイルランド	100	-	-	-	-
GORTA	"	20	-	-	80	-
COSV	イタリア	65	25	10	-	-
GVC	"	100*	-	-	-	*100%EECより
TN	"	50	20	-	10	20%はEECより
JOCV	日本	100	-	-	-	-
LED	リヒテンシュタイン	100	-	-	-	-
VSA	ニュージーランド	80	-	-	-	20%は会費、寄付、その他
ONV	オランダ	100	-	-	-	-
NORAD	ノルウェー	100	-	-	-	-
SIDA	スウェーデン	100	-	-	-	-
PC	米国	100	-	-	-	-
VIA	"	-	-	-	33	67%は自己捻出
UNV	国際連合	国別指針計画額(IPF)、政府経費負担金、特別ボランティア基金(SUF) 信託基金、協力諸機関				

出典: Comparative Conditions of Service and General Information of Volunteer Organizations Collaborating with UNV (UNV, 3 March, 1983)

- (注) OSB : Overseas Service Bureau : 69 Grey St., East Melbourne, Victoria, 3002 Australia
OED : Osterreichischer Entwicklungshelferdienst : Türkanstrasse 3/111, Vienna 1090, Austria
CUSO : Canadian University Service Overseas : 151 Slater Street, Ottawa K1P 5E5, Ontario, Canada
WUSC : World Univ. Service of Canada : P.O. Box 3000, Postal Station C, Ottawa, K1Y 4M8, Ontario
DVS : Danish Volunteer Service : Mellemfolkeligt Samvirke Eejravej 38, 2400 Copenhagen
DED : Deutscher Entwicklungsdienst : Kladower Damm 299, 1000 Berlin 22, F.R. Germany
DU : Dienst in Übersee : Gerokstrasse 17, 7000 Stuttgart 1
AFVP : Association Francaise des Volontaires du Progrès : BP no. 2, 91310 Monthéry, France
APSO : Agency for Personal Service Overseas : 29 Lower Baggot Street, Dublin 2, Ireland
GORTA : The Freedom from Hunger Council of Ireland : 16 Upper Maunt Street, Dublin 2, Ireland
COSV : Comitato di Coordinamento delle Organizzazioni per il Servizio Volontariato : Via C. de Cristoforis, 13, 20124 Milano, Italy
GVC : Gruppo di Volontariato Civile : Via Benedetto Marcello, 40141 Bologna, Italy
TN : Terra Nuova : Via Dadorna 29, 00187 Roma, Italy
JOCV : Japan Overseas Cooperation Volunteers : 4-11-7, Jingumae, Shibuya-ku, Tokyo, Japan
LED : Stiftung Liechtensteinischer Entwicklungsdienst : An der Harde 368, 9490 Vaduz
ONV : Organization of Netherlands Volunteers : Hofstraat 2, 2511 CN The Hague, Hollands
VSA : Volunteer Service Abroad : 31 Pipitea Street, P.O. Box 12346, Wellington
NORAD : Norwegian Association for Development : Boks 8142, Oslo 1, Norway
SIDA : Swedish Int'l Development Authority : Birger Jarls gatan 61, 105 25 Stockholm
VSO : Volunteer Service Overseas : 9 Belgrave Square, London SW1 8PW
PC : Peace Corps : 806 Connecticut Av., N.W., Washington D.C. 20525
VIA : Volunteer in Asia : Box 4543 Stanford, California 94305

第3節 活動／派遣実績と現況

1984年1月時点のUNV活動状況は次表に示す如くであり、計876名が90カ国に派遣されている。UNVの派遣を要請している数(ポスト数)に対する充足率は67.0%であり、要請の3分の2に対応している状況と言えよう。地域別にはアフリカ地域が全体の51.1%を占め、アジア地域28.5%、オセアニア地域8.1%、中近東地域6.6%、中南米地域5.6%の順となっている。一方、累積派遣者数では、アフリカ49.6%、アジア26.8%、オセアニア5.4%、中近東12.4%、中南米5.7%となり、中近東地域への派遣が近年減少していることをうかがわせる。

表6-1 UNV派遣状況

	対 象 国 数	UNV活動状況(1984.1月)			累 積 UNV数
		ポスト数	UNV数	充足率(%)	
ア ジ ア	13	363	250	68.9	812
オセアニア	11	114	71	62.3	165
中 近 東	9	86	58	67.4	376
ア フ リ カ	42	670	448	66.9	1,502
中 南 米	19	74	49	66.2	174
計	94	1,307	876	67.0	3,029

地域別、国別に細かなデータを整理したものが表6-2-1～6-2-5である。同表をもとに、活動分野と協力国連機関を数の多い順にまとめると表6-3、表6-4の如くなる。

活動分野で最も多いものは『農業』で60件に達している。次に『経済・社会計画』が54件であり、『教育』と『公共事業・インフラストラクチャ』が43件で並び、『職業訓練』と『公衆衛生』が38件でこれに続いている。その他かなり細分された分野での活動が見受けられる。

協力国連機関別では、農業分野の活動の多さと比例するのか、FAOがやや抜きんできてお

り、ILO、UNDTCD、UNDP、UNESCO、UNICEF、UNIDO、UNCHS、WHO、UNCTAD等の順となっている。

これらUNVの出身国及び専門性をある程度認識するための参考として、表6-5をUNV Sample List of Candidates,21(Ang.1984)より作成した。同表はUNVプログラムに登録している志願者264名(うち男性214名、女性50名)の出身国と専門分野を示したもので、UNV全体のマトリクスでない点に留意されたい。表6-5で見ると、志願者の38.6%がDAC諸国からであり、東欧の2カ国8名を除くと58.3%が途上国からの応募となっている。最も多くのUNVを派遣されているアフリカ地域は22.0%のシェアであり、アジア地域の26.9%を下回っている。なお、オセアニア地域からの応募者はこのサンプル・リストには記録されていない。

志願者の専門分野は比較的広範に、かつ均質に分布しているが、やはり『農林漁業』が40名(15.2%)と最も多く、『熟練技術者』39名(14.8%)がこれに次いでいる。以下、『教育』と『社会科学』がそれぞれ32名(12.1%)、『行政・経営』28名(10.6%)、『保健・医療』25名(9.5%)、『自然科学』24名(9.1%)、『工学技術』20名(7.6%)の順である。

表6-2-1 —アフリカ地域—

	活動開始年・月	活動状況				任地		現地カウンタパート機関	U N V 活動家出身国 (延べ)
		ボスト数	U N V 数	空席(募集中)	累積U N V 数	首都	その他		
ア ン ゴ ラ	84 予定	2	0	2	0	○	—	—	
ベ ニ ン	76. 2	20	13	7	33	○	3	有 (1) アルジェリア, ベルギー, 仏, イタリア, モーリシャス, コンゴ, ルワンダ, スイス, 米, ザイール	
ボ ツ ワ ナ	73. 3	14	9	5	75	○	3	有 (6) ガーナ, ネール, フィリピン, スリランカ, 英, 米	
ブルキナファソ	74. 6	14	9	5	55	○	1	有 (6) ベルギー, 仏, ギニア, マリ, スイス, トーゴ	
ブルンディ	74. 4	15	8	7	33	○	2	無 ビルマ, カナダ, チャド, コロンビア, 仏, セネガル, 米	
カメルーン	73. 8	7	5	2	11	—	6	無 ルワンダ, 米, ザイール	
カーボ・ヴェルデ	76. 11	12	8	2	24	○	1	有 (2) ベルギー, ブラジル, オランダ, ベル, スリランカ, トルコ	
中央アフリカ	73. 8	56	35	16	83	○	8	有 (1) ベニン, カメルーン, チャド, マリ, ニジェール, ルワンダ, スペイン, トーゴ, フルクナワソ, ザイール, 難民	
チャド	71. 10	15	6	9	21	○	1	有 (2) 仏, マダガスカル, モーリシャス, ウガンダ, ザイール	
コモロ	77. 9	33	21	12	57	○	12	有 (2) ベルギー, ベニン, ブルンディ, チャド, 仏, イタリア, ルワンダ, ウガンダ, ザイール	
コンゴ	79. 12	25	7	18	10	—	1	無 ベルギー, ハイチ	
ジブチ	81. 2	7	6	1	8	○	—	有 (2) 中国, チャド, 仏, セネガル, ザイール	
赤道ギニア	74. 3	10	5	5	10	○	1	有 (1) チャド, チリ, ホンジュラス, ベル, 米	
エチオピア	76. 7	7	7	0	15	—	2	有 (1) ビルマ, インド, ネール, パキスタン	
ガボン	74. 4	17	13	4	20	○	5	有 (1) 中国, 西独, 仏, ザイール	
ガンビア	73. 1	9	7	2	13	○	—	有 (1) ガーナ, インド, ネール, パキスタン, スリランカ, タンザニア	
ガーナ	73. 3	8	2	6	12	—	1	無 ビルマ	
ギニア	80	9	5	4	7	—	2	有 (1) ブルンディ, 中国, オランダ	
ギニア・ビサウ	76. 4	32	28	2	140	○	4	有 (5) アルゼンティン, ボリビア, ブラジル, ブルンディ, キューバ, ドミニカ共和国, 西独, マリ, オランダ, ベル, ホルトガル, ルワンダ, ザイール	
アイボリー・コースト	73. 8	3	3	0	24	○	2	無 チャド, モーリシャス, ザイール	
ケニヤ	74. 9	20	13	7	38	○	4	有 (2) バングラデシュ, ビルマ, フィンランド, ガーナ, インド, ネール, オランダ, フィリピン, スリランカ, 英, 米	
レソト	72. 11	25	23	2	130	○	1	有 (4) バングラデシュ, ガーナ, ネール, パキスタン, ベル, フィリピン, スリランカ, ウガンダ, 英, タンザニア, 米, ジンバブエ, 難民	
リベリア	72. 7	8	7	1	26	○	1	無 ガーナ, インド, アイルランド, フィリピン, シェラレオネ	
マラウイ	73. 3	8	5	3	15	○	1	無 ビルマ, ガーナ, インド, スリランカ	
マリ	73. 11	19	14	5	31	○	6	有 (1) ベルギー, ベニン, 仏, 難民, スリランカ, 米	
モーリタニア	73. 4	9	9	0	36	○	2	無 ベニン, ブルンディ, カナダ, チャド, 仏, ルワンダ, セネガル	
モザンビーク	78. 8	10	8	1	30	○	4	有 (1) キューバ, 西独, ハイチ, スウェーデン, ウガンダ, タンザニア, ザイール	
ナミビア	81. 10	7	4	3	4	※	2	無 ビルマ, キューバ, ガーナ, ナミビア	
ニジェール	72. 1	28	15	13	57	○	1	無 ベルギー, 中央アフリカ, チャド, 仏, モーリシャス, ルワンダ, ザイール	
ルワンダ	74. 7	7	4	3	26	○	—	無 モーリシャス, 英, ブルキナファソ	
サオトメ・プリンシペ	76. 9	10	9	1	18	○	—	有 (2) バングラデシュ, ブラジル, キューバ, イタリア, フィリピン, 米, ザイール	
セネガル	72. 9	2	1	1	8	○	—	無 ブルンディ	
セーシェル	78. 10	3	1	2	5	○	—	有 (3) アイルランド, モーリシャス, スリランカ	
シエラレオネ	74. 8	6	4	1	14	○	2	無 ビルマ, インド, スリランカ, ウガンダ	
ソマリア	75. 1	68	45	23	126	○	8	無 バングラデシュ, ビルマ, フィンランド, ガーナ, ガイアナ, インド, イタリア, ネール, パキスタン, フィリピン, スリランカ, タンザニア, 米, ザイール	
スーダン	72. 12	24	17	7	112	○	5	無 バングラデシュ, ビルマ, ガーナ, ケニヤ, ネール, パキスタン, フィリピン, 米, ウガンダ	
スワジランド	72. 12	14	12	2	34	○	—	有 (1) エチオピア, ガーナ, インド, ネール, スリランカ, 英, タンザニア	
タンザニア	74. 10	38	32	6	84	○	5	無 オーストリア, バングラデシュ, ビルマ, 仏, インドネシア, アイルランド, ネール, パキスタン, フィリピン, シェラレオネ, スリランカ, スイス, タイ, 英, 米	
トーゴ	72. 4	4	2	1	19	—	1	有 (1) フランス, ザイール	
ウガンダ	77. 2	30	16	14	25	○	4	有 (1) バングラデシュ, 仏, ガーナ, インド, ネール, スリランカ, タイ	
ザイール	84. 2	3	2	1	2	○	1	無 チェンジア, ブルキナファソ	
ジンバブエ	81. 7	12	8	4	11	○	3	有 (2) フィンランド, ギリシャ, ネール, ニジェール, スリランカ, ザンビア	
計 42カ国	—	670	448	210	1502	—	—	—	

U N V 活 動 分 野 (延 べ)											協 力 ・ 共 同 国 連 機 関 (延 べ)											当 該 国 からの UNV への 参加 人数	年 間 コ ス ト (US \$)							
農 業	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	経 済 社 会 計 画	教 育	エ ネ ル ギ ー 開 発	産 業 開 発	総 合 農 村 開 発	国 際 貿 易	公 衆 衛 生	公 共 事 業	通 信	運 輸	職 業 訓 練	そ の 他	F O	I A	I L	I T	I T	U N C H S	U N C T A D	U N D P			U N D T C D	U N E S C O	U N I C E F	U N I D O	W H O	そ の 他	
																													0	16,974
													工業, 社会科学, 社会事業														UNCDF, WFP	17	14,226	
													工業, 社会サービス, 観光														UN, UNCDF, WFP	0	10,710	
													社会科学															5	13,532	
													行政支援, 居住, 社会科学														UNCDF, WFP	9	16,393	
													工業															2	12,540	
																												0	11,307	
													工業														UNCDF	2	17,549	
													復興救済, 野生動物														WFP	10	11,944	
																												0	12,484	
													漁業(養殖)															3	11,002	
													会計, 行政, 復興, 統計														IBRD, UNCDF, UNHCR	0	27,397	
													栄養, 統計															0	10,935	
																												9	15,498	
													経済, 所得, プログラム															0	12,694	
													地理, 鉱山, 水供給														UNCDF	0	15,399	
													コミュニティ開発, 漁業															1	20,639	
													工業, 社会科学														UNFPA	0	12,211	
													生協, 養殖, 工業, 郵便														UPU	1	13,458	
													工業, 復興救済														UNEP, UNHCR	2	14,217	
													航空, 工業, 土地利用														WFP	0	10,145	
													工業, 青少年活動														UNFPA	1	16,974	
													住宅, 社会サービス, 水利														IBRD	0	12,353	
													行政, 住宅, 資源, 水利														UNCDF, UNRFNRE	11	*16,744	
													行政, 人口, 復興														UNFPA	0	14,213	
																												0	12,758	
																												1	未 決	
													行政, 工業														UNCDF, WFP	1	12,494	
													行政, 家畜														UNCDF	25	16,683	
													人口															0	11,580	
													社会科学															10	14,175	
													社会科学														UNFPA	1	12,970	
													工業														UPU	8	16,082	
													復興, 社会科学, サービス														ICAO, UNHCR, WFP	3	17,896	
													復興, 社会サービス, 青少年														WFP	12	20,227	
													自然資源														ICAO	0	10,534	
													水利, 鳥類学, 社会科学 復興, 技術, 青少年														ECA	16	13,774	
													生協, 林業, 工業, 郵便														UNFPA, UPU	8	11,662	
													コミュニティ, 所得, 建設技術															8	10,330	
													工業, 文化遺産 建築, 建設, 工業, 気象 物理療法, 統計														39	16,926		
28	7	30	26	22	2	3	12	18	24	2	5	18	—	30	23	5	6	10	14	21	25	17	16	12	4			593,043		

表6-2-2 — 中南米地域 —

	活動開始		活動状況				任地		現地 カウンター パート 機関	U N V 活動家出身国 (延べ)
	年	月	ボ ス ト 数	U N V 数	空 席 (募 集 中)	累 積 U N V 数	首 都	そ の 他		
アンティグア	78	5	1	1	0	1	○	—	無	パキスタン
コロンビア	78	1	1	1	0	4	○	—	有(1)	ペルー
ドミニカ国	79	2	2	2	0	5	○	—	有(1)	インド, ネパール
ドミニカ共和国	74	8	2	2	0	8	○	—	無	アルゼンティン, ペルー
グレナダ	78	6	2	1	0	3	○	—	無	アンティグア, バングラデシュ
グアテマラ	73	10	3	1	1	13	○	—	無	パキスタン
ガイアナ	80	4	2	1	1	3	○	—	無	スリランカ
ハイチ	72	4	15	15	0	29	○	多	有(1)	ベルギー, カナダ, 仏, イタリア, ルワンダ, セネガル, スイス, 英
ホンジュラス	77	2	11	7	3	18	○	2	有(1)	スペイン
ジャマイカ	72	4	17	5	12	50	○	1	有(3)	バングラデシュ, ベルギー, インド
モンセラート	78	9	1	1	0	1	○	—	無	インド
ニカラグア	73	10	1	1	0	7	○	—	無	スペイン
パナマ	80	11	1	1	0	2	—	1	無	スペイン
パラグアイ	72	11	2	2	0	11	○	—	無	ペルー
ペルー	72	7	1	1	0	3	—	1	無	スペイン
セント・キッツ	78	5	3	3	0	4	○	—	無	バングラデシュ, インド, ネパール
セントルシア	74	10	2	2	0	7	○	—	無	ネパール, スリランカ
セント・ヴィンセント	78	6	2	0	2	2	○	—	無	ベルギー
トリニダッド・トバゴ	80	7	5	2	2	3	○	—	無	ボリビア, ネパール
計 19カ国	—	—	74	49	21	174	—	—	—	—

表6-2-3 — 太平洋地域 —

クック諸島	73	6	21	19	2	35	○	2	有(1)	オーストラリア, ビルマ, ガーナ, インド, ネパール, フィリピン, シェラレオネ, スリランカ, タンザニア, 米
フィジー	74	6	5	1	4	7	○	1	無	インド, トンガ, 米
キリバス	81	2	5	2	3	7	—	1	無	オーストラリア
ニウエ	80	7	6	4	2	6	○	—	有(1)	アイルランド, フィリピン, スリランカ
バブアニューギニア	75	2	10	9	1	55	○	6	有(3)	オーストラリア, 日本, スリランカ, タンザニア, 米
西サモア	76	9	21	9	11	17	○	—	有(1)	バングラデシュ, ボリヴィア, インド, イラン, パキスタン, フィリピン
ソロモン諸島	79	9	8	6	2	9	○	1	無	ガーナ, インド, スリランカ, 英
トンガ	78	9	7	4	2	6	○	1	無	デンマーク, フィリピン
T T P I	80	8	21	9	12	11	○	4	有(1)	ガーナ, フィリピン, スリランカ, 英
ツバル	79	6	3	3	0	5	○	—	無	ビルマ, スリランカ
バスアツ	79	5	7	5	0	7	—	5	有(1)	ネパール, フィリピン, スウェーデン, トルコ, 英
計 11カ国	—	—	114	71	39	165	—	—	—	—

U N V 活 動 分 野 (延 べ)													協 力 ・ 共 同 国 連 機 関 (延 べ)										当 該 国 か ら の U N V へ の 参 加 人 員	年 間 コ ス ト (U S \$)						
行 政	農 業	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	経 済 社 会 計 画	教 育	エ ネ ル ギ ー 開 発	工 業	総 合 農 村 開 発	国 際 貿 易	公 衆 衛 生	公 共 事 業 イ ン フ ラ	復 興 救 済	運 輸	職 業 訓 練	そ の 他	F A O	I L O	I T U	U N C D F	U N C H S	U N C T A D	U N D P	U N D T C D			U N E S C O	U N I C E F	U N I D O	W H O	そ の 他	
																													1	13,193
																													13	13,218
																													0	12,393
																													1	14,653
																													0	10,063
																													1	13,593
																													3	12,358
																													9	14,868
																													1	14,743
																													0	11,579
																													0	13,455
																													0	14,894
																													0	13,093
																													3	13,370
																													43	12,510
																													0	11,981
																													0	13,478
																													0	11,943
																													1	18,144
0	14	3	9	4	0	4	1	0	4	3	2	1	3	—	15	4	2	0	4	1	4	8	6	5	6	2	—		253,529	

																														0	11,232
																														5	9,974
																														0	8,810
																														0	8,666
																														0	11,783
																														0	12,269
																														0	* 9,554
																														1	* 8,953
																														0	9,481
																														0	8,792
																														0	* 9,681
0	6	1	3	4	1	3	0	0	5	5	1	1	7	—	8	6	2	0	3	0	2	1	1	1	1	2	6	—		109,195	

表6-2-4 —アジア地域—

	活動開始		活動状況				任地		現地 カウンター パート 機関	U N V 活動家出身国 (延べ)
	年	月	ポ ス ト 数	U N V 数	空 席 (募 集中)	乗 積 U N V 数	首 都	そ の 他		
バングラデシュ	71	9	35	14	20	28	○	10	有(2)	オーストリア, ビルマ, インド, ネパール, フィリピン, スリランカ, タイ, タンザニア
ブータン	80	1	66	29	37	33	○	11	有(1)	バングラデシュ, ビルマ, 仏, 西独, ガーナ, インド, アイルランド, 日本, ネパール, フィリピン, セーシェル, スリランカ, タイ, 英
中国	81	8	23	12	11	19	○	7	有(2)	アイルランド, モーリシャス, 英, 米
インドネシア	72	5	35	23	10	60	○	多	有(2)	バングラデシュ, ビルマ, インド, ネパール, フィリピン, スリランカ, タイ
ラオス	73	10	15	9	6	32	○	—	有(1)	ビルマ, 仏, モーリシャス, ネパール, スリランカ, ザンビア
マレーシア	80	3	8	3	3	8	○	多	有(2)	インド, フィリピン, スリランカ
モルジブ	80	4	9	6	3	14	○	2	無	バングラデシュ, フィリピン, スリランカ
ネパール	74	2	13	11	2	28	○	2	無	バングラデシュ, インドネシア, フィリピン, スリランカ, 米
パキスタン	81	3	4	3	1	5	○	2	無	ネパール, フィリピン
フィリピン	79	7	28	24	1	84	○	多	有(2)	バングラデシュ, フィジー, インド, インドネシア, スリランカ, タイ, 米
シンガポール	80	3	1	1	0	6	—	1	有(1)	デンマーク
スリランカ	75	2	117	107	6	480	—	多	有(2)	バングラデシュ, ビルマ, 西独, インド, インドネシア, マリ, オランダ, フィリピン, タイ
タイ	78	9	9	8	1	15	○	多	有(1)	フィリピン, スリランカ, 英, 米
計 13カ国	—	—	363	250	101	812	—	—	—	—

表6-2-5 —中近東地域—

アフガニスタン	75	10	13	7	6	28	○	—	無	ビルマ, インド, フィリピン, スリランカ
パレールン	77	8	3	2	1	12	○	1	無	エジプト, エチオピア
レバノン	75	6	0	0	0	7	—	2	有(1)	キプロス, フィンランド
モロッコ	83	1	3	3	0	3	○	—	有(1)	中国, フランス
オマーン	79	11	1	1	—	1	○	—	無	スリランカ
シリア	79	4	16	12	4	35	○	7	有(3)	バングラデシュ, ビルマ, 西独, モーリシャス, ネパール, フィリピン
トルコ	79	12	0	0	—	1	—	—	無	n.a.
イエメンアラブ共和国	71	11	34	26	8	263	○	—	有(1)	バングラデシュ, エジプト, インド, ネパール, パキスタン, フィリピン, スリランカ, スーダン, 米
イエメン民主共和国	76	10	16	7	9	26	○	3	有(3)	インド, ネパール, パキスタン
計 9カ国	—	—	86	58	28	376	—	—	—	—

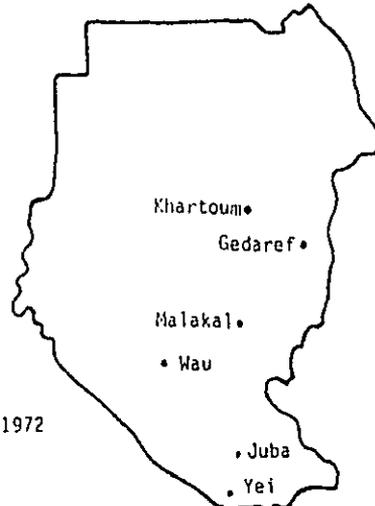
U N V 活 動 分 野 (延 べ)											協 力 ・ 共 同 国 連 機 関 (延 べ)											当 該 国 々 の U N V へ の 参 加 人 数	年 間 コ ス ト (U S \$)							
行 政	農 業	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	経 済 社 会 計 画	教 育	エ ネ ル ギ ー 開 発	工 業	総 合 農 村 開 発	国 際 貿 易	公 衆 衛 生	公 共 事 業 イ ン フ ラ	復 興 救 済	運 輸	職 業 訓 練	そ の 他	F A O	I L O	I U F	U N C D	U N C H S	U N C T A D	U N D P			U N D T C D	U N E S C O	U N I C E F	U N I D O	W F O	そ の 他	
														青少年活動		○						○	○					ITC, WHO, WMO	97	*10,656
○	○	○	○	○											○						○	○						0	*10,755	
				○										青少年活動									○				ICAO, IMO	17	9,110	
	○		○	○	○									青少年活動	○	○						○	○	○			ESCAP, ICAO, UNHCR	40	*47,927	
				○	○									灌漑, 衛生, 社会科学	○	○						○	○				ESCAP, WHO	2	12,073	
										○	○			適正技術, 住宅, 社会科学									○				UNHCR	0	*12,915	
	○			○											○	○							○	○			WHO	0	14,531	
	○	○	○												○	○					○				○		UNFPA, WMO	131	12,055	
																										○	UNHCR	40	9,780	
	○		○											社会サービス, 水供給	○	○											I BRD, UNFPA, UNHCR	249	*12,508	
				○																				○			UNHCR	1	10,530	
			○											適正技術, 社会科学, 社会サービス											○			230	* 9,939	
														青少年活動	○											○	ESCAP, I BRD	26	*15,025	
1	6	3	6	6	2	1	5	2	5	6	6	1	7			7	6	-	-	1	2	5	3	4	4	-	2		187,804	

	○	○	○	○											○								○	○	○	○		3	10,656
	○		○											空調冷暖, 家畜, 建設技術	○	○					○			○	○		0	12,227	
														麻薬防止	○												WHO	1	16,690
														海事法													IMO	1	10,174
																											WHO	0	12,077
	○																										WHO	1	18,023
																											UNFPA	3	11,673
	○	○	○	○	○									航空, 社会サービス	○	○	○	○	○			○	○			○	I BRD, ICAO, WHO, WMO	0	18,506
	○	○	○	○										家畜, 建設技術, 社会科学, 測量	○	○									○	○	0	13,693	
0	6	2	6	3	2	0	0	1	6	5	0	2	3	—		5	3	1	1	2	1	2	4	3	1	1	1	—	123,719

Sudan

[UNV 国別活動状況の一例]

出典: In the Field—Country Profiles
of UNV at Work, UNV, 1984年1月, P.79



DATE UNV ACTIVITIES BEGAN:
NUMBER OF ESTABLISHED UNV POSTS:
NUMBER OF SERVING VOLUNTEERS:
NUMBER OF VOLUNTEERS UNDER RECRUITMENT:
TOTAL UNVS SINCE PROGRAMME BEGAN:
FIELDS IN WHICH VOLUNTEERS WORK/HAVE WORKED:

December 1972
24
17
7
112
Agriculture, Economic and Social
Planning, Energy Development, Public Works
and Infrastructure, Relief and Rehabilita-
tion, Social Services, Vocational Training,
Youth Activities

UN AGENCIES WITH WHICH UNVS WORK/HAVE WORKED:
GOVERNMENT DEPARTMENTS WITH WHICH UNVS WORK/HAVE WORKED
UNDER UNV-EXECUTED PROJECTS:
PROFESSIONAL TITLES OF SERVING UNVS:

FAO, ILO, ITC, UNCTAD, UNDP, UNICEF, WFP
None
Accountant, Administrative/Programme Assist-
ant, Agriculturist, Agronomist, Animal
Husbandry Specialist, Boat Building/Handi-
crafts/Fisheries Cooperative Management
Specialist, Building Assistant, Carpenter,
Construction Supervisor, Cooperative
Development Specialist, Cooperative
Education and Training Specialist, Domestic
Electrical Installer, Economist, Extension
Assistant, Farm Manager, Home Economist,
Logistic Controller, Machine Shop Operator,
Mechanic, Metal Worker, Nurse, Polyvalent
Technician, Project Implementation Officer,
Secretary, Sociologist (Population and Man-
power Survey), Soil Surveyor, Teacher, UNDP
Assistant Officer, UNV in Trade Documentation,
Veterinarian, Vocational Trades Specialist,
Teacher, Volunteer for Development of Women

DUTY STATIONS OF SERVING UNVS:

ORIGINS OF SERVING UNVS BY COUNTRY:

TOTAL NUMBER OF NATIONALS SERVED/SERVING AS UNVS:
YEARLY PRO FORMA COST OF VOLUNTEER (see also page 2):

Gedaref, Juba, Khartoum, Malakal, Wau,
Yei and others
Bangladesh, Burma, Ghana, Kenya,
Nepal, Pakistan, Philippines,
United States of America, Uganda
12
US\$ 20,227

The largest country in Africa, the Sudan covers an area of 2.5 million sq km. It stretches from the border of Egypt in the north to near the equator in the south, and its dominant physical feature and agricultural resource, the Nile, snakes its way across the length of the country.

The principal economic activity is agriculture, with cotton and groundnuts as the major export crops. UN Volunteers assigned to this "least developed country" (LDC) have participated in a variety of rural development projects executed by FAO and the World Food Programme (WFP), as well as in fisheries and boat-building activities. A number of volunteers have also been assigned to vocational training centres such as the Multiservice Training Centre in Juba, where they have taught courses in such technical and commercial subjects as secretarial skills, air-conditioning and refrigeration, carpentry and joinery, and plumbing and pipe-fitting. The centre has also relied on the UNV programme to provide additional teaching staff to fill in while nationals were being trained, both abroad and on the job, to eventually replace them.

表6-5-1 UNV 志願者の地域別・国別分布

分野	地域 国別 項目	D A C 諸 国										東 欧		ア ジ ア					小計							
		ベルギー	カナダ	フィンランド	フランス	イタリア	アイランド	ルクセンブルグ	オランダ	スペイン	スウェーデン	スイス	イギリス	アメリカ	小計	ポーランド	ユーゴ	小計		パキスタン	インドネシア	フィリピン	スリランカ	タイ		
行政・経営	会計士・経理士																								1	
	行政・計画アシスタント											○	○	2		○	1		○						1	
	経営スペシャリスト																								1	
	観光関連スペシャリスト												○	2							○				1	
	コンピュータースペシャリスト				○									1					○						1	
	司書、図書館職					☆								1									☆		1	
	営業・取引スペシャリスト											○		1					○						1	
	行政スペシャリスト	○												☆	2										1	
	中小企業・手工芸スペシャリスト																				○		○		2	
	その他管理・運営分野				○		○								2										1	
小計	1	-	-	2	1	1	-	1	-	1	-	1	3	11	-	1	1	2	1	-	1	1	-	2	-	7
農 林 漁 業	農業経済融資専門家												⊙	2											1	
	農場経営者・農学者	○											○	2											1	
	農業エクステンション専門家																	○		○					2	
	農業教師																					○			1	
	栽培植物専門家												○	1											1	
	園芸専門家								○					1						○					1	
	農業機械専門家																								1	
	農場マネージャー													○	1						○				1	
	食品加工専門家													○	1							○			1	
	林業専門家													☆	1										1	
獣医																								1		
家畜専門家																						○		1		
土壌化学者	○													1				○						1		
農業工学専門家	○			☆			○						3											1		
漁業専門家	○											○	2					○						1		
その他農林漁業												○								○		○		2		
小計	4	-	-	1	-	-	-	2	-	-	-	3	5	15	-	-	-	3	-	-	2	1	1	4	-	11
通信・運輸	視聴覚専門家	○												1							○				1	
	ラジオ・TV専門家																								1	
	航空管制専門家																					☆			1	
	その他通信・運輸																						☆		1	
小計	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	3	
教 育	教育行政専門家												○	1											1	
	教育カウンセラー																								1	
	カリキュラム開発専門家												⊙	2							○				1	
	特殊教育教師				○									2		☆	1								1	
	数学・自然科学教師												○	1											1	
	商業・経営教師																		○						1	
	語学教師		☆											3											1	
	社会科学系教師	☆												2											1	
	技術系教師	○						○					○	3							○				1	
	師範学校教師												○	2								○			1	
その他教育専門家	○						○					○	2							○				1		
小計	2	2	-	1	-	-	1	1	-	1	1	3	6	18	-	1	1	-	1	-	2	1	1	-	5	

表6-5-3 志願者の地域別・国別分布

分野	地域 国別 項目	D A C 諸国											東 欧			ア ジ ア						小計					
		ベルギー	カナダ	フィンランド	フランス	イタリア	アイルランド	ルクセンブルグ	オランダ	スペイン	スウェーデン	スイス	イギリス	アメリカ	小計	ポーランド	ユーゴ	小計	バンラデジュ	ビルマ	香港		インド	ネパール	フィリピン	スリランカ	タイ
熟練技術者	メカニック建設工(電気工, 鉛工)					○								1			-					○				1	
	空調工・冷房工			○										1			-						○			1	
	手工芸(織工・陶工)			○										1			-						○			1	
	印刷工・製本工							○					☆	2			-									1	
	井戸堀工													1			-									1	
	土木技術者						○							1			-							○		1	
	エレクトロニクス技術者																-						○	○		2	
	機械工												○		1			-								1	
	電気工									○					1			-						○		1	
	その他技術者												○		1			-		○						1	
金属工(鍛治・旋盤)				○								○		2			-						○		1		
適正技術スペシャリスト					○									1			-			⊕	○		○		3		
職業訓練技術者														1			-								1		
その他熟練技術者	○											○		2			-		○						1		
小計		1	-	-	3	-	2	-	2	-	-	-	2	3	13	-	-	-	2	-	1	2	2	2	4	-	13
社会科学者	人類学者	○							○	○				3			-									1	
	コミュニティ開発ワーカー													1			-			☆		○		☆		3	
	協同組合ワーカー					☆								1			-						○			1	
	経済学者													1		○	2									1	
	統計・人口学者												☆	1			-					○		☆	☆	2	
	家庭経済学者													1			-							☆	☆	2	
	農村開発ワーカー													1			-		○							1	
	ソーシャル・ワーカー												☆	○	2			-								1	
社会学者	○								☆				☆	3			-								1		
開発プランナー	○												1			-									1		
その他社会科学専門家												⊕	2			☆	1								1		
小計		3	-	-	1	-	-	-	2	1	-	-	1	5	13	-	3	3	1	1	-	2	1	4	-	9	
合計		16	2	2	11	3	3	1	10	2	2	3	12	35	10	2	8	10	8	2	13	9	18	10	1	71	
(%)		(3 8 . 6)											(3 . 0)			(2 6 . 9)											
男女比 (男性 女性)		15	1	0	8	2	3	1	9	1	1	2	10	18	71	1	5	6	10	7	2	13	8	9	9	1	59
		1	1	2	3	1	0	0	1	1	1	1	2	17	31	0	2	2	0	1	0	0	1	9	1	0	12

出典: UNV Sample List of Candidates 21 (UNV, Aug. 1984)

第4節 派遣制度

4-1 ボランティアの資格

UNVにおいては特に年齢の上限、下限はないが、前述の応募資格を満たすためには年齢はある程度限定されよう。大半が25～44歳の間に入るとされている。

大学卒又は技術資格を保有し、最低2年間の実務経験があることその他、英語、フランス語又はスペイン語を作業に不自由なく使用できる語学能力が要求される。

実際はボランティアの75%以上が大学卒以上の学歴を有する。残る25%弱は技術上の資格を有している。UNボランティア中23%以上の者がPh.D.もしくは医師又は獣医の資格を有している。

4-2 派遣期間

通常2年間である。期間の更新もしくは延長については、2年間を上限として可能となっているが、6年以上の在任は許されない。

4-3 待遇

(1) 諸手当

a. 生活手当 (Monthly Living Allowance)

通常、現地通貨で、国連計算による交換率を以て支払われる。1981年時点で月額356～854ドル相当であり、この他に家族随伴が許可されている場合には132～298ドル相当が追加される。この額は在任国の生活レベルに応じて、UN Post Adjustment Classification Systemにより設定され、減額増額されることがある。

b. 赴任手当 (Installation Allowance)

在任国外で募集されたボランティアに対しては一時金の形で赴任手当を支給する。2年間の契約及びその後の更新に関しては、生活手当の2ヵ月分相当額が規定である。2年に満たない在任期間の場合、期間に比例した額の支給となる。

c. 住宅手当

UNボランティアに対しては、在任国政府が無料で家具付きの適度な住宅を提供するものと規定されている。政府住宅が利用不可能な場合、借り上げた住居の実費が支給される。

d. 教育手当

UNVでは教育手当は支給されない。

e. 業務出張手当

業務上の出張に対しては、宿泊費・食費・その他雑費が各国別の規定に基き支給される。規定がない場合には、1日の生活手当の3分の2相当額が支給される。

f. 旅費・渡航費及び復帰手当

スポンサー（政府、NGO、その他ボランティア派遣団体）の居ないボランティア及び許可を得た随伴家族の渡航費に関しては、UNVが支払う。スポンサーを有するボランティアの場合には、渡航を含め、渡航手続きその他はすべて母団体の規約に従うものとする。個人的理由により着任後6カ月以内に辞任したボランティアに関する渡航費は支給されない。

赴任時渡航費その他をUNVが負担したボランティアに関する復帰手当はUNVが支払う。復帰手当は本来12カ月以上の期間任務にあったボランティアに支払われるものであるが、12カ月未満の在任者に対してはUNVの自由裁量により上限225ドルの手当を支給することが出来る。復帰手当は在任月数（通常24カ月）に75ドルを乗じた額であるが、2年以上の在任者に対しては、24カ月を越える月数に100ドルを乗じた額が支給される（2年在任の場合、 $24 \times 75 = 1,800$ ドル、4年在任の場合、 $24 \times 75 + 24 \times 100 = 4,200$ ドル）。渡航費の場合と同様、スポンサーを有するボランティアには母団体の規定が適用され、UNVの負担はない。

(2) 保 険

a. 健康保険

ボランティア本人及び随伴家族に対し、全面的にカバーする。歯科保険もこれに含まれる。

b. 障害保険

業務に付随して生じた心身障害についてはその程度に拘らずすべて補償する。

c. 生命保険

業務の遂行に起因する死亡事故の場合、ボランティアの法定相続人に対する補償が行われる。

d. 財産保険

責任を負わない。

e. 出身国における社会保険

UNVに規定がない。

(3) 休暇規定

a. 年 休

在任1カ月につき25日の休暇が累積され、年間30日分の休暇が与えられる。年休は在任期間中に消化されなくてはならない。

b. 産 休

最低1年間の在任期間を前提に、出産予定日の前6週間と、出産日から6週間の産休が与えられる。

c. 祝祭日

ボランティアの出身国の祭日たると、在任地の祭日たるとを問わず、振替休日は認められない。

d. 忌 引

原則的に認めない。但し、在任国政府UNDP駐在代表、プロジェクト・マネージャーとの合意が得られ、状況が許せば無給条件で認めることもある。如何なる場合でも有給特別休暇は認められない。その際の旅費は一切支給されない。

e. 一時帰国

2年間の在任の後、2年以上にわたる期間の更新又は延長を行うボランティアとその随伴家族(18歳以上の子供を除く)に対しては、帰国旅費を支給する(但し、スポンサーの居ないボランティアに対してのみ)。

(4) 手荷物規定(携帯手荷物, 別送手荷物)

超過手荷物料金は支払われない。別送手荷物については空路50kg, その他の場合100kg迄の負担が行われる。

(5) 車輛等の供与

現地公共交通機関が存在しない場合、自転車、オートバイ又はスクーターが供与される。保険・修理費用はUNVの負担である。

4-4 報告義務

着任後4カ月, 12カ月及び任期終了時に定期報告義務がある。各報告書には、監督官/プロジェクト・マネージャー及びUNDP駐在代表によるコメントが加えられる。

4-5 任期の短縮・早期終了

6カ月以内に任務を放棄する者の比率は、1982年時点で全派遣中のボランティア数の

1.5 %程度であった。早期任務終了の主な理由は、個人的理由又は健康上の理由である。

4-6 帰国後の処遇

UNVでは元ボランティアに対するアフター・サービスの類は現在までのところ一切行っていない。但し、国連機関内での役職を申請する元ボランティアに対しては情報と助言を与えている。

また、元ボランティアに対してはUNV出版物を継続送付している。

あ と が き

本報告書は外国語文献を基礎資料としたため、一部、訳語選択に不適切な個所や表現の適確性を欠く部分もあるかも知れない。今後、関係各位よりの御指導・御指摘により随時、改善して行きたい。

また、将来、本報告書の内容をより一層拡充し、改訂するためにも関係者各位より関連資料の提供及び御意見等を賜われれば幸いである。

昭和60年9月

青年海外協力隊事務局

資 料 編

資料1 主要ボランティア派遣団体対照表

各団体の概要

団体及び国	設立年	組織の性格	政府との関係	総予算	累計実績 (派遣中人数)	派遣国総数 (派遣中国数)	
アメリカカ平和部隊 (PC) 1984年現在	1961年	大統領直轄 Actionの国際事業局	Actionからの ODA 100%	115,000千US\$ (約276億円)	約10万人 (4,481人)	N. A. (58ヶ国)	徴兵義務履行を延期できる 基本法あり
イギリス海外ボランティア・ サービス (VSO) 1984年12月現在	1958年	社団法人・慈善団体 海外開発省所管	海外開発省下の「英国 ボランティア計画(B V P)」からの ODA 43.6%	1,100万ポンド (約37億6千万円) 受入国負担分含む	2万人 (953人)	N. A. (35ヶ国)	
フランス開発ボランティア協会 (AFVP) 1984年12月現在	1963年	民間の協会 協力開発省所管	協力開発省からの ODA 70%	1億フラン (約31億円)	約4,000人 (557人)	25ヶ国 (24ヶ国)	兵役義務の代替えができる
カナダ大学海外奉仕会 (CUSO) 1984年現在	1961年	大学を中心とする社 団法人	国際開発庁(CIDA) からの ODA 90%	18,468千C\$ (約34億円)	約1万人 (890人)	N. A. (32ヶ国)	基本法あり
ドイツ開発援助奉仕会 (DED) 1985年1月現在	1963年	公益有限会社 経済協力省所管	経済協力省からの ODA 100%	75,000千DM (約66億円)	N. A. (796人)	N. A. (26ヶ国)	兵役免除 基本法あり
青年海外協力隊 (JOCV) 1985年9月現在	1965年	特殊法人 外務省所管	外務省からのODA (交付金) 100%	77億6千5百万円	5,935人 (1,427人)	34ヶ国 (30ヶ国)	
国連ボランティア (UNV) 1984年1月現在	1971年	国際連合(UN)内 のアダグラム。非務 はUNDPが咨承、 調整	国際機関のため、諸政 府機関、NGO、専門 機関、関係機構との協 力関係はあるが、支配 力関係はない 従属関係はない	128万9,463 US\$ (但し、名目上の コスト累計)	3,029人 (876人)	94ヶ国 (90ヶ国)	

団 体 別 資 金 源

団 体 及 び 国	政 府 補 助 (O D A)	N G O	受 入 国 負 担	個 人 ・ 企 業 の 寄 付	そ の 他
アメリカ平和部隊 (PC) 1984年現在	100%				
イギリス海外ボランティア・ サーブス (VSO) 1984年12月現在	43.6%		2.9%	6.6%	20.8% (物品補助分)
フランス開発ボランティア協会 (AFVP) 1984年12月現在	68%	9%	7%	1%	15% (自己資金・会費他)
カナダ大学海外奉仕会 (CUSO) 1984年現在	90%	1%	9%		会費、個人・企業の寄付あり 又、物品補助もある
ドイツ開発援助奉仕会 (DED) 1985年1月現在	100%				
青年海外協力隊 (JOCV) 1985年9月現在	100%				
国連ボランティア (UNV) 1984年1月現在					
各国政府分担金、信託基金、受入機関の負担 SVF (Special Volunteer's Fund) IPF (Indicative Planning Figure 指示計画額) - UNDPが5年単位で対象国に定める資金額(の一部を流用するものと考えられる)					

団別ボランティア派遣数（地域別及び業務内容別）

a) together 76人 (8.5%)
 b) together 108人 (12.1%)
 c) together 470人 (32.9%)

団体及び国	ボランティア派遣数		地域別			業務内容別													
	男性	女性	合計	夫婦ともボランティア	アフリカ	アジア太平洋	ラテン・アメリカ	行政	農業	建築	交通	教育	保健	工学	職業技術	科学開発	社会事業	その他	
アメリカ平和部隊 (PC) 1984年現在			4,481		2,338 (52.2)	1,007 (22.5)	1,136 (25.4)												
イギリス海外ボランティア・サービス (VSO) 1984年12月現在			963 (うちUNV 4名)		529 (55.2)	381 (39.7)	49 (5.1)		156 (16.2)			443 (46.0)	110 (11.4)	137 (14.2)			75 (ビジネス) (78)	42 (UNV+) 準駐在員 (14)	
フランス開発ボランティア協会 (AFVP) 1984年12月現在			557		537 (96.4)		20 (3.6)												
カナダ大学海外奉仕会 (CUSO) 1984年現在			890		462 (52)	238 (27)	190 (21)	a)	166 (18.7)	b)	b)	390 (43.8)	117 (13.2)	b)	b)	a)	a)	33 (3.7)	
ドイツ開発援助奉仕会 (DED) 1985年1月現在			796 (うちUNV 4名)		504 (63.6)	113 (14.3)	175 (22.1)		162 (21)			165 (21)	134 (17)		281 (35)		44 (6)	4 (UNV) + 6 (DED) 事務	
青年海外協力隊 (JOCV) 1985年9月現在	1,074 (75.3)	353 (24.7)	1,427		646 (45.3)	535 (37.5)	246 (17.5)		356 (24.9)	c)		356 (24.9)	154 (10.8)	c)	c)			91 (スポーツ) (64)	
国連ボランティア (UNV) 1984年1月現在	716 (82.0)	157 (18.0)	873		419 (48)	331 (38)	47 (5)	71 (8.1)	107 (12.3)	64 (7.3)	32 (3.7)	109 (10.8)	181 (20.7)	69 (7.9)	129 (14.8)	17 (1.9)	94 (1.9)		
					+7ラブラブ75(9)														

団体別ボランティアの資格

団体及び国	年齢	国籍・市民権	学歴	職歴	技能の有無	扶養家族の有無
アメリカ平和部隊 (PC) 1984年現在	18才以上 上限なし	要アメリカ国籍	高卒程度	特になし	特になし	
イギリス海外ボランティア・ サービス (VSO) 1984年12月現在	20才-65才	英国、E E C 加盟国市民もしくは コモモンウェル ス加盟国市民	特になし	特になし	特になし	原則的には独身で、扶養家族の随 伴は認められない。又就業中の結 婚は任期終了後をまつことが勧告 される。
フランス開発ボランティア協会 (AFVP) 1984年12月現在	21才-30才	要フランス国籍	特になし PhD/MA保持者 78人 専門技術学校出身 111人	2年間の職業経歴要	A F V P 事業関係の技能を 身につけていること	原則的には独身で扶養家族の随伴 は認められない
カナダ大学海外奉仕会 (CUSO) 1984年	20才-70才		学歴・職歴・技能が総合的に考慮される			扶養家族の随伴は必ずしも奨励さ れないが認められる。但し子供の 随伴は就学年令前2人まで
ドイツ開発援助奉仕会 (DED) 1985年1月現在	21才以上 上限なし	要ドイツ国籍	特になし PhD/MA保持者 198人	最低2年の専門職期 間をへていること	専門技術を備えていること	原則的には独身であることが望ま しいが、既婚者でも構わない。ま た扶養家族の随伴も認められてお り、扶養家族手当もある
青年海外協力隊 (JOCV) 1985年9月現在	20才-35才	要日本国籍	特になし PhD/MA49人 大卒513人 専門技術学校出身 166人	実務経験の有る事が 望ましい	専門技術・技能を有するこ と	原則的には独身・既婚者でも扶養 家族の随伴は認められない。 (シニア隊員の場合は随伴可)
国連ボランティア (UNV) 1984年1月現在		なし	大卒又は専門技術 学校卒程度	最低2年間の職業経 験要	専門技術・技能を有するこ と	随伴可能。日々の手当の35-37 %を支給

団体別ポランティアの待遇

団体及び国	生活手当	住居手当又は住居	渡航費	赴任手当	国内復帰手当	特典
アメリカ平和部隊 (PC) 1984年現在	任国ごとに基準が違 (ポランティアに対 してのみ)	ポランティア自身が負担 (住居費は生活費に含 まれる)	PC負担 (ポランティアに対 してのみ)	任国ごとに基準が違 (任国の生活水準を目 安に)	ポランティアに対し 175US\$×在勤 月数(平均約4.620 ドル=110万9千円)	216ドルの休暇手 当が任期1年後に支 給される。
イギリス海外ポランティア・ サービス (VSO) 1984年12月現在	受入機関側の規約に 準ずる (ポランティアに対 してのみ)	受入国又は受入機関が 負担、提供	VSO負担 (ポランティアに対 してのみ)	244ポンド	2年間の勤続一 3,064ポンド 4年間の勤続一 10,872ポンド (ポランティアに対 してのみ)	1年目の国内旅行 費156~191ポンド 帰国後の失業保険の 適用
フランス開発ポランティア協会 (AFVP) 1984年12月現在	一律2,120フラン (ポランティアに対 してのみ)	AFVPPが住居を確保	AFVP負担 (ポランティアに対 してのみ) 19,392フラン	無	20,000フラン (ポランティアに対 してのみ)	帰国後の失業手当
カナダ大学海外奉仕会 (CUSO) 1984年現在	受入機関側の規約に 準ずる (ポランティアに対 してのみ)	受入国又は受入機関が 負担、提供	自己負担を補助される 原則的にはCUSO負担	無	ポランティアに対し 925CS 配偶者がいればさら に925CS	
ドイツ開発援助奉仕会 (DED) 1985年1月現在	基本的にポランティ アに対し982DM 50% 配偶者 子供1人につき25%	基本的には受入国が提 供 不可能な場合はD ED負担	DED負担 配偶者・子供の分も支 払われる	ポランティアに対し 1,900 DM 50% 配偶者 子供1人につき25%	ポランティアに対し 250 DM×在勤月数、 配偶者 子供1人につき25%	帰国後の失業保険の 適用
青年海外協力隊 (JOCV) 1985年9月現在	US\$240~440 (月額) (ポランティアに対 してのみ)	基本的には受入国提供、 不可能な場合はJOC V負担	JOCV負担 (ポランティアに対 してのみ)	409,000円~ 496,000円 注1)	国内積立金の形で支 払われる。国内在任 期間(月額5万円)十 現地在任期間(月額9 万円)=231万円	
国連ポランティア (UNV) 1984年1月現在	US\$356~854 (月額) (家族同伴の場合) (US\$132~298追加)	受入国負担	UNV負担	24カ月契約の場合 2カ月分の生活手当相当 延長の場合別に定める (期間に比例)	月額25\$。12カ月未 満の場合225\$上限。 24カ月以上の場合、 24カ月を越える月数 に対し100\$相当	

注1) JOCVの赴任手当=移転料+支度料+着後手当

団体別派遣制度

団体及び国	任務期間	延長の可・不可	渡航費・国内復帰手当の支給に必要な最低限の在任期間	休 暇			一 時 始 国		
				年 休	産 休	祝 祭 日	渡 航 費 支 給 の 有 無	時 期	忌引等の一時帰国の有無
アメリカ平和部隊 (PC) 1984年現在	2年	1年	2年	相手機関の現約に準ずる(2年間に最高48日迄)	30日	有	任期延長時のみ	18ヶ月後	第1親族の死に際してのみ有
イギリス海外ボランティア・サービス (VSO) 1984年12月現在	2年	リミットなし	2年	3週間	無	有	任期延長時のみ	24ヶ月後	有
フランス開発ボランティア協会 (AFVP) 1984年12月現在	2年	6ヶ月	2年	15日	-	有	無		有
カナダ大学海外奉仕会 (CUSO) 1984年現在	2年	1年	2年	任国・任地の習慣に準ずる			任期延長時のみ	24ヶ月後	有
ドイツ開発援助奉仕会 (DED) 1985年1月現在	2年	4年	渡航費の支給に下限なし。国内復帰手当の支給には最低6ヶ月間の勤務	30日	出産後8ヶ月間	任国に準ずる	任期延長時のみ(ボランティア自身の一部負担)	24ヶ月後	有
青年海外協力隊 (JOCV) 1985年9月現在	2年	1~2年程度	2年	任国の公務員の休日と同じ日数	-	任国に準ずる	任期延長時のみ	24ヶ月後	無
国連ボランティア (UNV) 1984年1月現在	2年	2年の延長可 6年以上の在任に対してはUNとの契約は認めない	6ヶ月	30日	12週間	無	さらに24ヶ月の任期延長時のみ	24ヶ月後	無

団別ボランティアの義務・権利

団体及び国	交通手段の提供		修理工・維持費 支払いの有無	報告義務	ボランティア・トレーニング		任期の短縮(恣意的理由による)			
	提供の有無	提供の有無			報告時期	報告者	派遣前訓練	現地訓練	短縮とみなされる任期間	短縮者数
アメリカ平和部隊 (PC) 1984年現在	有	有	有	任期終了時	ボランティア 駐在員 プロジェクト 責任者	2, 3日	6~8週間の 技術・語学訓 練及び現地事 情の研修 計約3ヶ月	契約前の任期 切りあげ	-	-
イギリス海外ボランティア・ サービス (VSO) 1984年12月現在	無	無	無	6ヶ月に一度	ボランティア 駐在員 プロジェクト 責任者	2, 3週間~3ヶ月 の語学訓練、任 国講座, 教授法		赴任後いつ切 りあげてもよ い	約8%が 9ヶ月未 満期に中 断	-
フランス開発ボランティア協会 (AFVP) 1984年12月現在	有	有	有	契約終了時	ボランティア	3, 4ヶ月~1年の 技術訓練	2, 3ヶ月の 語学訓練	-	-	-
カナダ大学海外奉仕会 (CUSO) 1984年現在	有	有	有	不 定	駐在員	1ヶ月半~4ヶ月	9~10週間の 語学訓練	2年未満	1978年 に78人	個人的理由25人 健康上 14人 業務上 20人
ドイツ開発援助奉仕会 (DED) 1985年1月現在	有	有	有	一年に一度 契約終了時 にボランティア ル提出	ボランティア 及び駐在員	10週間の語学 セミナー学習, グ ループワーク等	4~8週間の 語学訓練	赴任後いつ切 り上げててもよ い	1980年 に60人	個人的理由 健康, 業務上 他
青年海外協力隊 (JOCV) 1985年9月現在	有	有	有	赴任して3 ヶ月, 6ヶ月, 12ヶ月, 18 ヶ月, 24ヶ月	隊員及び駐 在員	3ヶ月の合宿訓 練	1ヶ月の語学 訓練	2年未満	-	-
国連ボランティア (UNV) 1984年1月現在	有	有	有	4ヶ月後 12ヶ月後 21ヶ月後	ボランティア (責任者又 はUNDP担 当者のコメ ント要)			6ヶ月未満	1981年 に11人 1982年 に14人	個人的理由又は 健康上の理由

団体別ポランティアの保障制度

団体及び国	健康保険	歯科保険	身体障害保険	生命保険	財産保険(貸)	母国での社会保障	その他
アメリカ平和部隊 (PC) 1984年現在	ポランティアに対してのみ有	-	-	ポランティアに対してのみ有	-	ポランティアに対してのみ有	帰国後の医療サービス有 (有効期限6ヶ月)
イギリス海外ポランティア・ サービス (VSO) 1984年12月現在	ポランティアに対してのみ有	-	ポランティアに対してのみ有	ポランティアに対してのみ有	-	ポランティアに対してのみ有	事故に際して有
フランス海外ポランティア協会 (AFVP) 1984年12月現在	ポランティアに対してのみ有	ポランティアに対してのみ有	ポランティアに対してのみ有	ポランティアに対してのみ有	-	ポランティアに対してのみ有	事故に際して有
カナダ大学海外奉仕会 (CUSO) 1984年現在	有	有	有	有	-	-	-
ドイツ開発援助奉仕会 (DED) 1985年1月現在	有	有	有	有	有 (5000DMまで)	ポランティアに対してのみ有	事故に際して有
青年海外協力隊 (JOCV) 1985年9月現在	ポランティアに対してのみ有	ポランティアに対してのみ有	ポランティアに対してのみ有	ポランティアに対してのみ有	無	(労働災害補償)	-
国連ポランティア (UNV) 1984年1月現在	有	健康保険に含まれる	有	有	無 但し緊急事態に際しては 資産の損傷には補償が 支払われる	u.a.	-

団体別ボランティア帰国後の処遇・活動

団体及び国	ボランティア 国内復帰のための支援	リ・オリエンテーション の有無	ボランティアOBの帰国後の活動	ボランティアOB会 (ex-Volunteers association)
アメリカ平和部隊 (PC) 1984年現在	進路相談・就職あっせん、帰国後1年間の政府機関への無試験就職、35大学で元ボランティアへの奨学金制度、12学部で単位付与が認められている	無	1981年時点で、全職員の65%、在外駐在員の70%が隊員OB	有
イギリス海外ボランティア・サービス (VSO) 1984年12月現在	就職相談	有	帰国ボランティアは自動的に2年間VSOメンバーとなる。VSOの地方グループを組織構成、募金活動、開発教育プログラム、ボランティアの募集にあたる	VSOから資金をえたReturned Volunteer Association (RVA)が活動
フランス開発ボランティア協会 (AFVP) 1984年12月現在	就職先(特に教師)のあっせん、個別の就職相談	有 技術研修等もある	AFVP業務への協力	AFVPと協力して活動 Vet D (Volontaires et Developpement)
カナダ大学海外奉仕会 (CUSO) 1984年現在	無	有	国内におけるCUSO開発教育プログラムの担い手となるほか、地方委員会を組織してボランティアの募集・送迎にあたる。CUSO本部職員となる者も多い。	CUSO会員として CUSO自身の中に吸収される
ドイツ開発援助奉仕会 (DED) 1985年1月現在	Kube財団内の帰国開発協力専門家の採選会が承継相談を行なっている条件をみたせば資金援助も	有	国内での開発協力に関する啓蒙活動、開発教育	
青年海外協力隊 (JOCV) 1985年9月現在	進路相談、就職あっせん	有	協力隊行事への協力参加 国内各地域での啓蒙活動	協力隊OB会及び社会法人「青年海外協力協会」あり
国連ボランティア (UNV) 1984年1月現在	情報提供、推せん、UN機関内のポストの紹介	適宜 有		無

資料2 主要参考文献リスト

〈一般〉

- 『世界の主たるボランティアの派遣状況』, 青年海外協力隊事務局, 1983年3月
- 『他国ボランティアの実態調査』, 青年海外協力隊事務局, 1980年12月
- 室靖「ボランティアの国際的系譜」, 青年海外協力隊事務局機関誌『若い力』
(現『クロスロード』), 1976年4月号～8月号
- Comparative Conditions of Service and General Information on
Volunteer Organizations Collaborating with United Nations
Volunteers (UNV), United Nations Volunteers (UNV), 1984年
2月3日

〈アメリカ平和部隊〉

- Peace Corps Congressional Presentation, 1985年
- Action / Annual Report 1980, 1980年
- Peace Corps 1961-1981, 1981年

〈イギリス・ボランティア・サービス〉

- Facts about VSO, 1984年7月
- VSO Annual Review 1983-84, 1984年
- VSO Handbook 1984-85, 1984年
- VSO Orbit (会員季刊誌), 1984年冬季号
- Arriving where we stand, VSO, 1983年

〈フランス開発ボランティア協会〉

- A F V P Rapport d'Activité Tome I - Presentation General, 1983年
- A F V P Rapport d'Activité Tome II - Paranoma des Interventions, 1983年
- Avec l'A. F. V. P. - être Volontaires aujourd'hui, 1984年
- Avoir Vingt Ans sur les Chemins du Volontariat, 1984年
- Spécial : XX^e Anniversaire, 1984年
- Pour Devenir Volontaire du Progrès - La Preparation au Départ, 1984年

〈カナダ大学海外奉仕会〉

- Cuso Annual Review 1983-84, 1984年
- Janet Lucas, Jean Roberge, Murray Thomson, "CUSO: Collaboration for International Development", 1977年
- CUSO Forum (会員季刊誌)

〈ドイツ開発援助奉仕会〉

- 「西独平和部隊年報(業務報告)」, 1982年
- ded Dokumentation : Statusbericht '84, 1985年1月15日
- ded Information 《Zwei Jahre sind zu Kurz》 1981年12月31日
- ded Brief (会員季刊誌)

〈国連ボランティア〉

- UNV手続きマニュアル(英文)
- History and Concept, United Nations Volunteers (UNV), 1985年1月
- In the Field - Country Profile of UNV at Work, UNV, 1984年1月
- UNV Sample List of Candidates, UNV, 1984年8月

資料3 団体別図表インデックス

「アメリカ平和部隊」(APC)

表1-1: 平和部隊派遣者数推移(1961~1980)	P. 15
表1-2: ACTION 1980年度予算配分	P. 18
表1-3: 平和部隊予算額推移	P. 21
表1-4: 平和部隊予算額	P. 22
表1-5: 地域別研修生数・ボランティア数(人/年)・予算額推移	P. 23
表1-6: 活動内容別予算配分	P. 23
表1-7: 地域別・分野別ボランティア活動分布	P. 34
表1-8: 地域別対象分野順位(1980年度)	P. 34
表1-9: 国別ボランティア派遣状況	PP. 35~37

図1-1: アメリカ合衆国におけるボランティア組織図	P. 17
図1-2: 平和部隊派遣者数推移	P. 27

「イギリス海外ボランティア・サービス」(VSO)

表2-1: VSOの派遣中ボランティア数(1984年12月31日)	P. 54
表2-2: 地域別ボランティア数	P. 55
表2-3: 分野別ボランティア数	P. 55
表2-4: 期間ごとの手当支給額	P. 60

図2-1: VSO組織図	P. 50
図2-2: VSO予算と支出の内訳	P. 51
図2-3: VSOボランティアの派遣国	P. 57

付録1: VSOのボランティア帰国後の処置をめぐる記事	P. 65
付録2: VSO 1983/84年度収支決算	PP. 66~67

「フランス開発ボランティア協会」(AFVP)

表3-1: 1983年に派遣されたボランティアの数	P. 73
表3-2: 1981, 82, 83年実施プロジェクトの分野別割合	P. 74
表3-3: プロジェクト実施期間による分別	P. 74
表3-4: 1983年のプロジェクト実施状況	PP. 78~79
表3-5: 年別プロジェクト実施状況	P. 80
表3-6: 1983年1月分野別プロジェクト実施状況	P. 81
表3-7: 1983年12月分野別プロジェクト実施状況	P. 82
表3-8: フランスCCCE, 協力開発庁の援助対象国一覧	P. 90
表3-9: フランスの開発協力担当機関	P. 91
表3-10: 協力開発庁の人事構成	P. 92

図3-1: AFVP組織図	P. 7 1
図3-2: AFVP ボランティア派遣国	P. 7 6
図3-3: ボランティア・リクルートのプロセス	P. 8 5
図3-4: ボランティア・サービス/1984年の派遣状況を示す統計	P. 8 6
図3-5: フランスの二国間援助の行政機構図	P. 9 1
図3-6: 協力開発庁経済開発局の構成および人員	P. 9 2

付録1: AFVP総会・理事会メンバー	P. 9 5
付録2: AFVPを扱った新聞記事	P. 9 6

「カナダ大学海外奉仕会」(CUSO)

表4-1: カナダのNGOへのODA資金	P. 1 0 1
表4-2: CUSO収支決算表(31/3/1984)	P. 1 0 5
表4-3: CUSO "Co-operants" 配属状況(1983/84)	PP. 1 0 9 ~ 1 1 0
表4-4: CUSO/CIDAが資金援助している途上国の主要プロジェクト	PP. 1 1 2 ~ 1 1 3
表4-5: カナダ国内開発教育プロジェクト	PP. 1 1 4 ~ 1 1 6
表4-6: 1983/84年の国別活動状況	PP. 1 1 7 ~ 1 1 9
表4-7: カリブ海諸国でのCUSOの活動状況	P. 1 1 9

図4-1: CUSO組織図	P. 1 0 2
図4-2: CUSO総支出 1983/84年度	P. 1 0 6
図4-3: CUSO地域別海外プログラム支出 1983/84年度	P. 1 0 7

「ドイツ開発援助奉仕会」(DED)

表5-1: DED 理事会の構成	P. 1 2 8
表5-2: DED の1982年度予算案	P. 1 3 0
表5-3: DED の海外派遣ボランティア数の推移	P. 1 3 1
表5-4: DED 国別派遣人数	P. 1 3 2
表5-5: DED の分野別派遣人数	P. 1 3 3
表5-6: DED 配属先別ボランティア数	P. 1 3 3
表5-7: 西ドイツの公認海外ボランティア派遣団体	P. 1 4 1

図5-1: DED 業務執行部の組織図	P. 1 2 9
図5-2: DED ボランティア派遣国	P. 1 3 6

付録1:	P. 1 4 3
付録2: 派遣者総数の内訳	P. 1 4 3
付録3: ボランティアの年齢別割合	P. 1 4 3
付録4: DED 組織運営をめぐる論争	P. 1 4 4

『国連ボランティア・プログラム』(UNV)

表A	：各国ボランティア組織及びUNVの財源分布(1982年)	P. 155
表6-1	：UNV派遣状況	P. 156
表6-2	：UNV国別活動状況	PP. 158～163
表6-3	：活動分野の順位	P. 164
表6-4	：協力国連機関の順位	P. 164
表6-5	：UNV志願者の地域別・国別分布	PP. 166～171

